

第 二 次 取 り ま と め (案)

放送を巡る諸課題に関する検討会

目次

はじめに	1
第1部 新たな時代の公共放送	3
第1章 検討の経緯	4
第2章 新たな時代の公共放送に向けた対応の方向性	7
1. 基本的な考え方	7
2. NHKのインターネット活用業務のあり方の見直し	8
(1) インターネット同時配信のニーズ・必要性	11
(2) NHKのインターネット同時配信の放送法上の位置付け及びNHKの目的・受信料制度の趣旨との関係等	12
(3) 地域情報の提供の確保	13
(4) 他事業者との連携・協力等の確保	14
(5) 見逃し配信等	16
3. 国民・視聴者の信頼を確保するためのNHKのガバナンス改革	19
(1) コンプライアンスの確保	20
(2) 情報公開による透明性の確保	21
(3) NHKの業務・受信料・NHKグループのガバナンス等についての適切な評価・レビュー等の確保	23
第3章 今後の進め方	26
第2部 (1) 放送サービスの未来像を見据えた 周波数の有効活用	27
第1章 検討の背景について	28
第2章 検討の基本的な視座について	29
1. 放送を取り巻く環境変化	29
(1) 利用環境の変化	29
(2) サービス市場の変化	33
(3) インターネットサービスにおける最近の課題	33
(4) ユニバーサルサービスとしての放送	35
2. 放送が目指すべき方向性	37
第3章 放送サービスの高度化・多様化	38
1. 現状	38
(1) 高精細化への取組	38
(2) 放送・通信融合サービスの進展	40
(3) 放送番組のネット配信	43
(4) 放送コンテンツの海外展開	45
(5) 地域配信、配信プラットフォーム	45
2. 分科会における主な意見	47
3. 考え方	48

第4章 放送の社会的役割	49
1. 現状	49
(1) 放送のシステムと機能についての基本的な考え方	49
(2) 視聴者から見たテレビ放送	51
(3) 信頼されるメディアとしての放送	53
(4) 諸外国の状況	54
2. 分科会における主な意見	55
3. 考え方	55
第5章 放送を支えるネットワーク環境の構築	56
1. 現状	56
(1) 地上基幹放送用周波数の有効活用	56
(2) 衛星基幹放送事業者の帯域の有効活用	59
(3) 通信トラフィックの現状とネット配信に係る課題	61
2. 分科会における主な意見	66
3. 考え方	67
第6章 放送サービスの未来像に向けて〈中長期的な観点からの考え方〉	69
1. 基本的な考え方	69
2. 中長期的な観点からの放送サービスの将来イメージの例	69
(1) 将来イメージ①：没入感の高いエンターテインメント	69
(2) 将来イメージ②：様々なビジネスに利用されるテレビ	70
(3) 将来イメージ③：地域／くらしとテレビのあり方の変化	71
3. 検討が必要となる主な課題	71
(1) 技術面の課題（更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応）	71
(2) ネットワーク面の課題（将来に向けたネットワークの大きな変革への対応）	72
(3) サービス面の課題（サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展）	72
(4) 社会的役割の観点からの課題（地方を含む情報提供体制の確保）	73
第7章 放送用周波数の有効活用に向けて〈短期的な取組〉	74
1. 更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応	74
(1) 地上放送	74
(2) 衛星放送	74
(3) V-High 帯域（207.5MHz～222MHz）	75
2. 将来に向けたネットワークの大きな変革への対応	75
3. サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	75
(1) コンテンツ産業の活性化に向けた取組	75
(2) 放送・通信融合サービスの更なる推進に向けた取組	76
4. 地方を含む情報提供体制の確保	77
(1) ローカル局の経営基盤強化に関する検討	77
(2) 地域における情報発信の強化	77
(3) 地域に根ざした番組づくり	77
別添 アクションプラン	78

第2部(2) 衛星放送の未来像	79
1. 衛星放送の位置付けと新たな動向	81
2. 帯域の有効活用に関する議論の背景と方向性	81
3. 効率的利用の観点からの右旋帯域の有効活用	82
(1) 基本的な考え方	82
(2) 有効活用の検証の基準	83
(3) 利用方策に関する基本方針	84
(4) 帯域の再編成	85
4. 利用促進の観点からの左旋帯域の有効活用	86
(1) 基本的な考え方	86
(2) 具体的な方策	86
5. その他留意すべき事項	86
おわりに	88
開催要綱等	89
「放送を巡る諸課題に関する検討会」	89
「放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」	96
「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」	101
参考資料	105
第1部 新たな時代の公共放送	107
① NHKのインターネット活用業務のあり方の見直し関連	107
② 国民・視聴者の信頼を確保するためのNHKのガバナンス改革関連	117
第2部(1) 放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用	123
① 放送サービスの高度化・多様化関連	123
② 放送の社会的役割関連	137
③ 放送を支えるネットワーク環境の構築関連	145
第2部(2) 衛星放送の未来像	151

はじめに

本検討会は、「第4次産業革命」に代表される情報通信技術の活用を軸とする大きな社会・経済面での変革を見据え、放送が基幹的なメディアとしてこれまでに果たしてきた社会的役割を引き続き果たしていく観点から、今後求められる政策の方向性について検討することを主眼として、2015年（平成27年）11月に開催された。

翌2016年（平成28年）9月の「第一次取りまとめ」で整理された3つの課題に沿って、以降、①新たな放送サービスの展開や視聴者利益の確保の観点から、改正個人情報保護法に基づく放送分野のガイドライン等の見直しや4K8K放送に係る周知広報のあり方の検討、②地域における情報の確保の観点から、ラジオを中心とするローカル局やケーブルテレビの役割の整理や支援のあり方の検討等を行い、それぞれ報告書を取りまとめた。

さらに、新たな時代の公共放送のあり方については、NHKの「業務」「受信料」「経営（ガバナンス）」が相互に密接不可分であり、一体的な改革の推進が必要であるとの認識に立った上で、NHKや民放等の関係者からのヒアリング等を通じて、慎重に検討を重ねてきた。とりわけ、2018年（平成30年）に入ってから、専門家による集中的な検討を加速する観点から、「起草委員会」を開催して、法的論点の整理を行ってきたところである。

また、2017年（平成29年）12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、規制改革推進会議の第二次答申を踏まえ、放送・通信の融合等の環境変化を踏まえ、放送事業の未来像を見据えて、放送用に割り当てられている周波数の有効活用等について検討を行うこととされたことから、2018年（平成30年）1月より、「放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」（以下「分科会」という。）を設置し、経済・社会・技術等の多角的な観点からの検討を行ってきた。あわせて、衛星放送を巡る課題については、メディアの特性を踏まえた専門的な検討を行う観点から、「分科会」の下で、「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」（以下「衛星WG」という。）を開催した。

本検討会は、「起草委員会」及び「分科会」（「衛星WG」を含む。）といった場を通じ、各課題について検討を行ってきたものであり、本「第二次取りまとめ」も、基本的に、上記委員会等の報告書を取りまとめた構成となっている。

2017年（平成29年）12月6日のNHK受信契約訴訟の最高裁大法廷判決においても示されたように、我が国の放送は、公共放送事業者と民間放送事業者が、各々その長所を発揮すること等により、放送による福祉の享受を可能とする「二本立て体制」の下で発展してきた。今次第二次取りまとめは、OTT（オーバー・ザ・トップ）などの動画配信サービスの登場、グローバル規模でのコンテンツ競争といった放送を巡る環境変化を踏まえ、NHK及び民間放送について、意義・役割を確認するとともに、可能な限り、課題解決に向けた取組の方向

性を示すよう努めたものである。

フェイクニュースを含む大量・多様なコンテンツが飛び交う中で、言論報道機関としての放送には、国民・視聴者への高いリーチを有する基幹的なメディアとして、なおその社会的役割を果たすことが求められている。我が国が本格的な人口減少社会を迎える中で、若年層のテレビ離れや地域情報提供を担うローカル局を取り巻く厳しい環境を始めとする情報通信サービスの利用環境の激変を見据えれば、放送には、従来のサービスの単なる継続に留まることなく、通信サービスを活用しつつ、それとは異なる固有のコンテンツ・サービスとして、なお維持・発展を図っていくことが求められるであろう。

本取りまとめで提言された取組を着実に実施に移していくことにより、放送を含めた多様なメディアを通じて、国民生活に必要な情報や地域の情報、国民の判断基準となる情報が、あまねく届けられる社会の実現に近づく一助となれば幸いである。

放送を巡る諸課題に関する検討会座長
千葉大学名誉教授 多賀谷一照
(署名)

第1部

新たな時代の公共放送

第1章 検討の経緯

「放送を巡る諸課題に課する検討会」（以下「本検討会」という。）は、近年、情報通信技術の進展により、新しい放送サービス・機器の登場及び魅力ある地域情報の発信は、日本の経済成長の牽引及び地方創生の実現に貢献するものとして期待されていること、また、国内はもとより諸外国においても、ブロードバンドの普及はインターネットでの放送番組の動画配信など放送コンテンツの視聴環境に変化を生じさせ、視聴者の様々なデバイス（機器）によるコンテンツの視聴ニーズも大きくなっているといった環境変化等を背景として、放送に関する諸課題について、①日本の経済成長への貢献並びに市場及びサービスのグローバル化への対応、②視聴者利益の確保・拡大等の観点から、中長期的な展望も視野に入れた検討を行うことを目的として、2015年（平成27年）11月から開催され、これまで〇回の会合を行ってきた。

2016年（平成28年）9月9日に本検討会が取りまとめた「第一次取りまとめ」では、近年、情報通信分野の技術発展、IoTを含むあらゆる分野のインターネット化の進展とともに、ライフスタイルの変化や社会構造の変化等の大きな環境変化が顕在化する中で、①新サービス・新事業の創造、経済成長への貢献、②新サービス・新事業の展開等に伴う視聴者利益保護、③視聴者ニーズや地域課題への十分な対応、④地域情報、災害情報を含む国民に必要な情報の円滑な提供といった課題について、放送・通信全体の枠組みの下、視聴者視点での課題の解決が必要として、（1）新サービスの展開、（2）地域に必要な情報流通の確保、（3）新たな時代の公共放送について対応の方向性を示した。第一次取りまとめでは、新たな時代の公共放送について、NHKの業務・受信料・経営のあり方は、相互に密接不可分なものであることから、一体的に改革を進めていく必要があるとし、その具体的方策について、有識者・関係者からの意見も聴取しつつ、引き続き、検討を進めて行くことが適当であるとされた。

本検討会は、第一次取りまとめを踏まえ、NHKのあり方について、事業者等からのヒアリングも実施しつつ検討を行った。この「新たな時代の公共放送」は、その検討結果をまとめたものである。

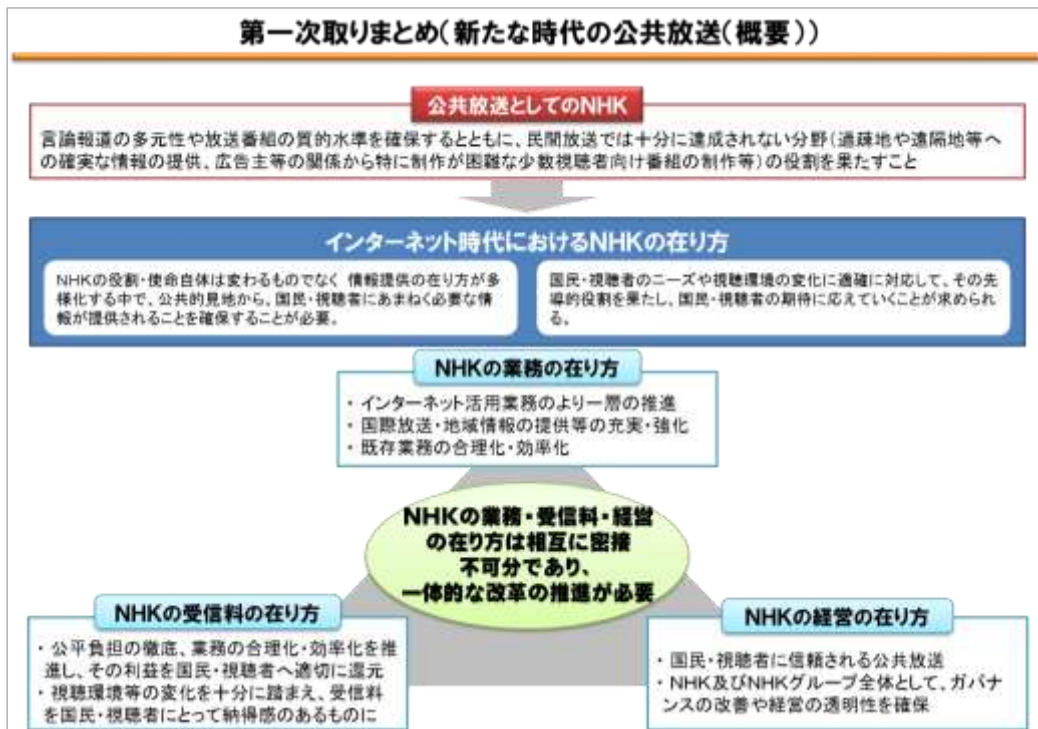
「放送を巡る諸課題に関する検討会」の 公共放送に関するこれまでの議論	
開催日	概要
第1回～第9回 (H27.11.2)～(H28.6.24)	NHK、民放（ローカル局含む）等からのヒアリング
第10回 (H28.7.22)	第一次取りまとめ案についての議論
(H28.7.26～8.31)	第一次取りまとめ案についての意見募集
第11回 (H28.9.9)	第一次取りまとめ
第12回 (H28.11.11)	諸外国の動向等
第13回 (H28.12.13)	NHK、民放連、新聞協会からのヒアリング
第14回 (H28.12.26)	NHK、キー局、民放連からのヒアリング
第15回 (H29.5.26)	NHKからのヒアリング（受信料制度検討委員会の検討状況、平成28年度試験的提供日の結果等）
第16回 (H29.7.4)	NHKからのヒアリング（受信料制度検討委員会の検討状況、平成29年度試験的提供日の内容、グループ経営改革等）
第17回 (H29.9.20)	NHKからのヒアリング（受信料制度検討委員会諮問第2号・3号答申、平成29年度試験的提供日の計画概要、常時同時配信開始にあたっての基本的な考え方について等）
第18回 (H29.12.25)	NHKからのヒアリング（平成29年度試験的提供日の計画（逐毎値）、最高裁大法廷判決等）

〔図1：「放送を巡る諸課題に関する検討会」の公共放送に関するこれまでの議論〕



〔図2：第一次取りまとめ（平成28年9月9日）（全体イメージ）〕

第一次取りまとめ(新たな時代の公共放送(概要))



[図3：第一次取りまとめ(新たな時代の公共放送(概要))]

第2章 新たな時代の公共放送に向けた対応の方向性

1. 基本的な考え方

放送は、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与することを究極の目的としており、我が国においては、NHKと民間放送が、それぞれに役割を果たしながら放送サービスの充実に貢献してきた。

NHKについては、言論報道の多元性や放送番組の質的水準を確保するとともに、民間放送では十分に達成されない分野の役割を果たす、といった点に公共放送としての存在意義が求められてきた。

インターネットサービスの高度化・多様化による視聴環境の変化に伴い、放送番組を様々な機器・場所・時間等においても視聴したいという国民・視聴者からの期待は高まっている。

公共放送としてのNHKの役割・使命は、インターネット時代においても変わるものではなく、情報提供のあり方が多様化する中で、公共的見地から、国民・視聴者にあまねく必要な情報が提供されることを確保することが必要である。

したがって、NHKは、国民・視聴者のニーズや視聴環境の変化に適確に対応して、その先導的役割を果たし、国民・視聴者の期待に応えていくことが求められている。

そのため、昨今の視聴環境の変化に伴い、NHKが放送の補完として、インターネットを最大限活用すること、具体的には、常時同時配信を実施することについては、国民・視聴者の理解が得られることを前提に、一定の合理性、妥当性があると認められる。

ただし、NHKが、受信料により放送を実施する目的で運営されていること等を踏まえると、常時同時配信を含むNHKのインターネット活用業務が、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保することが必要不可欠であり、さらに、その前提としてNHKに対する国民・視聴者の信頼が今後も確保されることが必要である。

そのため、具体的には、NHKの常時同時配信を実施することに伴い、常時同時配信を含むNHKのインターネット活用業務が、NHKの目的¹や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保するため、現行のセーフガード措置の見直し、地域情報の提供の確保、他事業者等との連携・協力等の確保等について必要な措置を講ずるとともに、見逃し配信等のあり方等についても適切な検討が行われる必要がある。

また、NHKに対する国民・視聴者の信頼が今後も確保されるため、コンプライアンスの確保、情報公開による透明性の確保、業務・受信料・NHKグループのガバナンス等についての適切な評価・レビュー等の確保等について、NHKのガバナンス改革を行うことが必要である。

¹ ○放送法（昭和25年法律第132号）
（目的）

第15条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

2. NHKのインターネット活用業務のあり方の見直し

現在、NHKのインターネット活用業務は、放送法第20条第2項の任意業務として位置付けられている²。インターネット活用業務の実施に当たっては、事前に実施基準を策定し、総務大臣の認可を受け、同基準に基づき、毎年定める実施計画により実施されている。ただし、国内テレビ放送の全ての番組の同時配信（常時同時配信）は、法律上認められていない（図4参照）。

NHKはインターネット活用業務として、具体的には、図5・図6のようなサービスを提供している。

放送は、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与することを究極の目的としており、我が国においては、NHKと民間放送が、それぞれに役割を果たしながら放送サービスの充実に貢献してきた。

NHKについては、言論報道の多元性や放送番組の質的水準を確保するとともに、民間放送では十分に達成されない分野の役割を果たす、といった点に公共放送としての存在意義が求められてきた。

以下で述べるように、インターネットサービスの高度化・多様化による視聴環境の変化に伴い、放送番組を様々な機器・場所・時間等においても視聴したいという国民・視聴者からの期待は高まっている。

公共放送としてのNHKの役割・使命は、インターネット時代においても変わるものではなく、情報提供のあり方が多様化する中で、公共的見地から、国民・視聴者にあまねく必要な情報が提供されることを確保することが必要である。

これを踏まえ、NHKのインターネット活用業務が、このような視聴環境の変化に伴い、どのようにあるべきかについて、常時同時配信に関するNHKの要望（図7参照）も踏まえ、以下のとおり検討を行った。

² ○放送法（昭和25年法律第132号）

（業務）

第20条 協会は、第15条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～五 （略）

2 協会は、前項の業務のほか、第15条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 （略）

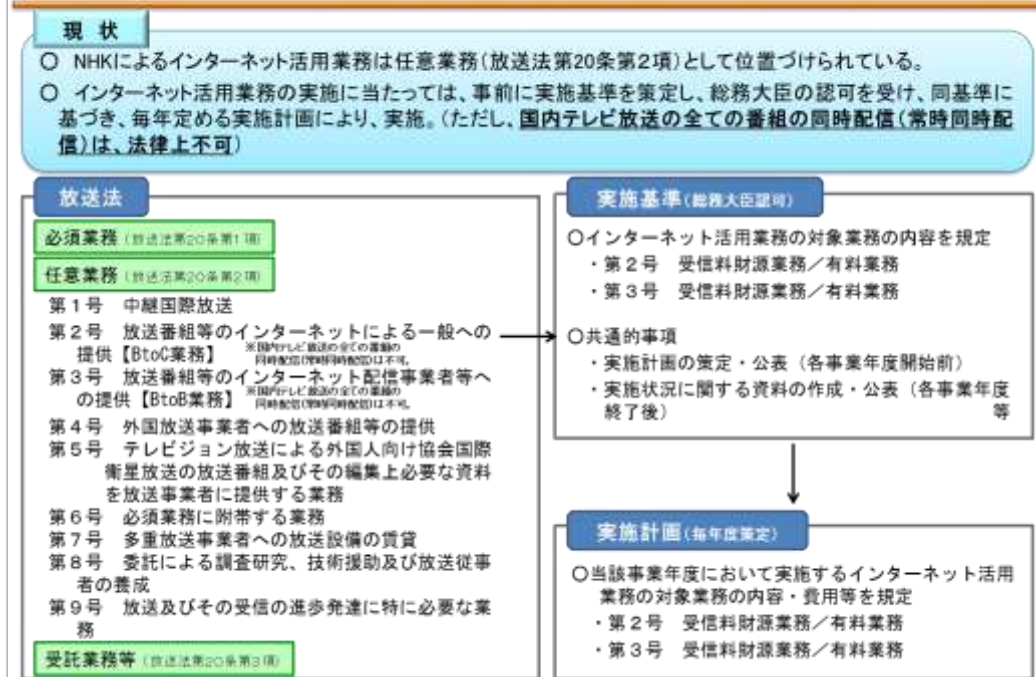
二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するもの及び協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く。）。

三 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。）。

四～九 （略）

3～15 （略）

NHKインターネット活用業務に関する制度の全体像



[図4：NHKインターネット活用業務に関する制度の全体像]

NHKインターネット活用業務の概要				
NHKは、自ら定める実施基準(平成29年9月総務大臣認可)に基づき、以下のインターネット活用業務を実施。				
業務	具体的な内容			財源
B to C (利用者向け) 業務 【法第20条第2項第2号】	○ 放送番組の配信			
		放送前番組	放送中番組	既放送番組
	国内放送	テレビ ○	○ (災害情報等) ※全ての番組の同時配信は×	○ [NHK for School]
	国際放送	テレビ ○	○ [らじる☆らじる]	○ [らじる☆らじる]
	ラジオ	○	○ [NHKワールドJAPAN]	○ [NHKワールドJAPAN]
	ラジオ	○	○ [NHKワールドJAPAN]	○ [NHKワールドJAPAN]
	(注)○×は制度上の提供可否。放送前番組は制度上提供可能だが実施なし。上記以外に、国内テレビジョン放送の放送番組の放送時間内における特種再生による提供(ハイブリッドキャストサービス)が行われている。			
	○ 理解増進情報(放送番組の周知・広報のための提供等)の配信【NHKオンライン】			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放送番組紹介、リアルタイムカメラやオリビック等の放送対象外開演のライブストリーミング、ニュースクリップ等 			
	○ 国内テレビジョン放送の放送番組の試験的同時配信			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツイベントの「単発」での提供(試験的提供A)、放送番組「帯」での提供(試験的提供B)、4K試験放送の提供(試験的提供C) 			
	○ NHKオンデマンドサービス(NOD)			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見出し番組、ニュース番組、特選ライブラリー等の既放送番組の提供 			
B to B (事業者向け) 業務 【法第20条第2項第3号】	○ 災害等の緊急時における情報提供等、公益上特に意義がある場合の事業者への提供			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報等のインターネット配信事業者への提供(Yahoo!への口永良部島噴火関連ニュース(平成27年実施)) 			
	○ 国内放送の既放送番組等を他の事業者への提供			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ Hulu、Netflix等への既放送番組の提供(連続テレビ小説、大河ドラマ等) 			

[図5：NHKインターネット活用業務の概要]

NHKが実施している利用者向けインターネットサービスの概要

無料配信

①らじる★らじる
ラジオ放送(第1, 第2, FM)のインターネット同時配信(平成23年9月からサービス開始)
※H28年度から、民放ラジオ局のネット配信サービスであるradikoでの配信も実施



②NHKワールドJAPAN
外国人向け国際放送(テレビ・ラジオ)のインターネット同時配信等



③災害情報等の同時提供
災害情報等をインターネット同時配信(例)平成29年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、北朝鮮ミサイル発射、衆議院選挙開票速報等



④ハイブリッドキャストサービス
放送と通信が連携した新たなサービスを提供



24時間いつでも見られる暮らしに役立つコンテンツを充実(気象、ビジネス、スポーツ、経理等)
大相撲中継などで早送りサービスを実施

⑤番組同時配信の試験的提供
放送番組の「帯」、「単発」及び4K試験放送のインターネット同時配信を、試験的に実施

◆実施時期・内容

「帯」
○H27年度 総合(7時～23時)
○H28年度 総合・教育(7時～23時)
○H29年度 総合・教育(5時～23時)

「単発」
○H27年度
「NHK杯フィギュア」、「天皇杯サッカー選手権大会」、「日本ラグビーフットボール選手権大会」
○H28年度 「リオオリンピック」
○H29年度 「ピョンチャンオリンピック」
※4K試験放送の配信も実施

有料配信

⑥NHKオンデマンド
放送済の番組を有料でインターネットを通じて年間延べ約1万本の番組を提供



[図6：NHKが実施している利用者向けインターネットサービスの概要]

放送を巡る諸課題に関する検討会(第17回)NHK提出資料(平成29年9月20日)(抜粋)

サービス開始時の基本的な考え方

- 常時同時配信は放送の補完と位置付ける。
- 受信契約世帯の構成員は、追加負担なく利用できるようにする。
- 受信契約が確認できない場合は、メッセージ付き画面などの視聴にとどめる。
なお、災害時など広く情報を提供する必要がある際には、利用可能とする。
- 2020年の東京オリンピック・パラリンピックを常時同時配信により伝えることができるよう、2019年度にサービスを開始する。
- 開始時点においては、地上波（「総合テレビ」および「教育テレビ」）を配信する。
- 地域放送番組の配信については、コストや運用体制の面から、段階的に拡充し、その際、地域制限を行う。
- 見逃し配信については、NODとの関係を整理した上で、試験的提供の結果や他局のサービスなど市場への影響等も踏まえて、一定期間の視聴をめざす。
- 常時同時配信にかかる費用は総額の上限を定めて運用する。

[図7：本検討会(第17回)NHK提出資料(平成29年9月20日)(抜粋)]

(1)インターネット同時配信のニーズ・必要性

ア 現状

- ・ 国内テレビ放送の全ての番組の同時配信（常時同時配信）は不可。
- ・ 国内テレビ放送の同時配信は、災害時等の情報提供のほか、2015年度（平成27年度）から試験的提供として実施している。

イ 第一次取りまとめ

第一次取りまとめにおいては、以下のような対応の検討が求められるとされた。

国民・視聴者のニーズに対応し、新サービスの開発、導入、普及に向けた先導的役割や、より円滑・確実な情報提供手段の確保等の視点から、インターネット活用業務のあり方の検討が必要。

ウ NHKが要望している常時同時配信サービス開始時の基本的な考え方³

- ・ 常時同時配信は放送の補完と位置付ける。
- ・ 2020年の東京オリンピック・パラリンピックを常時同時配信により伝えることができるよう、2019年度にサービスを開始する。

エ 対応の方向性

- ・ ネット配信サービスなどのインターネットサービスが一層高度化・多様化し、視聴環境が大きく変化しており、NHKが過去3年に渡って実施した同時配信の試験的提供や国内外の各種データ、調査等を踏まえると、常時同時配信についての国民・視聴者のニーズは一定程度顕在化しているものと判断される。
- ・ このような状況の中で、NHKが国民・視聴者に必要とされる情報を豊かで、かつ、良い放送番組として届ける役割を、引き続き果たしていくため、NHKの放送番組を様々な機器・場所・時間等において視聴したいという視聴者の期待に応える手段として、NHKが放送の補完として、インターネットを最大限活用すること、具体的には、常時同時配信を実施することについては、国民・視聴者の理解が得られることを前提に、一定の合理性、妥当性があると認められる。

ただし、常時同時配信を行うに当たっても、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿ったものとなっているかについて、国民・視聴者や他事業者などの関係者に明らかにしつつ、絶えず検証していくことが求められる。

(参考資料)

(参考1) NHK「ヒアリングご説明資料」(抜粋)(放送を巡る諸課題に関する検討会(第18回)資料(平成29年12月25日))

³ 10頁図7参照

(参考2) 電通総研「放送のネット同時配信の受容性に関する調査」(抜粋)(情報通信審議会 情報通信政策部会 放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会(第9回)資料(平成29年10月10日))

(参考3) 諸外国における放送事業者によるネット同時配信への取組

(参考4) 諸外国の公共放送のインターネット配信の状況

(2)NHKのインターネット同時配信の放送法上の位置付け及びNHKの目的・受信料制度の趣旨との関係等

ア 現状

- ・ NHKによるインターネット活用業務は任意業務(放送法第20条第2項)として位置付けられている。
- ・ 現行の放送法には、総務大臣が認可する実施基準の規定事項、認可基準、認可に当たっての電波監理審議会への諮問のほか、変更勧告及び取り消し、3年ごとの評価、インターネット活用業務のうち有料業務の区分経理についての規定がある。
- ・ NHKのインターネット活用業務実施基準で受信料財源業務の費用は受信料収入の2.5%を上限としている。

イ 第一次取りまとめ

第一次取りまとめにおいては、以下のような対応の検討が求められるとされた。

これまでの取組状況も踏まえつつ、以下のような点について、構成員から指摘があったことを踏まえ、引き続き検討が必要。

- ・ インターネット活用業務について、公共放送としての先導的役割や受信料財源による業務であることに鑑み、受信料財源による業務範囲等について適切な規律を確保するとともに、インターネットによる円滑な番組提供に向けた技術や権利処理等に関する課題や解決策についての民間放送事業者等との共有や協力、公正競争確保の仕組の構築等を行っていくことを条件とした上で、放送番組の同時配信、見逃し配信、アーカイブ提供、スマートテレビ等を活用した放送通信連携サービスの本格的実施を行うべきではないか

ウ NHKが要望している常時同時配信サービス開始時の基本的な考え方⁴

- ・ 常時同時配信は放送の補完と位置付ける。
- ・ 受信契約世帯の構成員は、追加負担なく利用できるようにする。
- ・ 受信契約が確認できない場合は、メッセージ付き画面などの視聴にとどめる。なお、災害時など広く情報を提供する必要がある際には、利用可能とする。

⁴ 10頁図7参照

- ・ 常時同時配信にかかる費用は総額の上限を定めて運用する。

エ 対応の方向性

(1) エで述べたとおり、NHKの放送番組を様々な機器・場所・時間等において視聴したいという視聴者の期待に応える手段として、NHKが放送の補完として、インターネットを最大限活用すること、具体的には、常時同時配信を実施することについては、国民・視聴者の理解が得られることを前提に、一定の合理性、妥当性があると認められるが、NHKが、受信料により放送を実施する目的で運営されていること、常時同時配信は、NHKが全ての放送番組をインターネットで配信する業務であり、費用や運用等の面から見ても今までのインターネット活用業務と比較して規模が大きく、NHKの業務の中でも質的にも量的にも重要度が高い位置付けのものを踏まえると、常時同時配信を含むNHKのインターネット活用業務が、NHKの目的⁵や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保することが必要不可欠である。

こういった観点から、実施基準の認可や有料業務の区分経理等のインターネット活用業務に関する現行のセーフガード措置の見直しを検討すべきであり、具体的には、受信契約者との公平性の確保等の観点から実施基準の認可のあり方、現行ではNHKが実施基準に従って自主的に策定・公表している実施計画の位置付け、実施基準に基づいて行われる業務についての事後チェックの仕組み、受信料財源で行われるインターネット活用業務についての会計上の透明性の確保のあり方等について、見直すことを検討すべきである。

(3)地域情報の提供の確保

ア 現状

放送法では、放送については、NHKは全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすることとされている。また、放送法では放送対象地域制度⁶が採られており、放送は同地域ごとに実施されている。

⁵ 前掲脚注1参照

⁶ ○放送法（昭和25年法律第132号）

（基幹放送普及計画）

第91条 総務大臣は、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 基幹放送普及計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 （略）

二 協会の放送、学園の放送又はその他の放送の区分、国内放送、国際放送、中継国際放送、協会国際衛星放送又は内外放送の区分、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送その他の放送の種類による区分その他の総務省令で定める基幹放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（以下「放送対象地域」という。）

三 （略）

3～5 （略）

イ 第一次取りまとめ

第一次取りまとめにおいて、以下のような対応の検討が求められるとされた。

地域情報発信について、地域コミュニティの維持・活性化という観点から、これまでの状況を踏まえ、地域コンテンツの充実・強化を図るとともに、海外に展開していくための取組を行っていくことが適当。

ウ NHKが要望している常時同時配信サービス開始時の基本的な考え方⁷

- ・ 地域放送番組の配信については、コストや運用体制の面から、段階的に拡充し、その際、地域制限を行う。

エ 対応の方向性

- ・ 常時同時配信において、地域放送番組を当該地域に配信することは、放送法が、NHKの目的⁸として、あまねく日本全国に良質な放送番組を提供することを規定しており、同法第81条第1項第2号⁹が、NHKに地方向けの放送番組の提供を求めていること、常時同時配信は放送の補完として行われるものであることを踏まえると、NHKに求められるものであると考えられる。
- ・ その際、地域制限を行うことについては、放送が放送対象地域ごとに行われており、NHKの常時同時配信は、放送の補完として実施されるものであることを踏まえば、一定の合理性があると考えられる。

(参考資料)

(参考5) NHKの地域放送の実施状況

(参考6) NHKの地域放送のインターネット配信の実施状況

(4)他事業者との連携・協力等の確保

ア 現状

- ・ 2017年度（平成29年度）にNHK・民放連の共同ラジオキャンペーンの一環として、民放ラジオ局が共同で運営する「radiko」でNHKのラジオの実験的配信を実施。

⁷ 10頁図7参照

⁸ 前掲脚注1参照

⁹ ○放送法（昭和25年法律第132号）
（放送番組の編集等）

第81条 協会は、国内基幹放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、第4条第1項に定めるところによるほか、次の各号の定めるところによらなければならない。

一 （略）

二 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすること。

三 （略）

2～6 （略）

- ・ NHKの常時同時配信を認めるに当たって、サービスやインフラの協働等の観点から、他の放送事業者との連携・協力を要望する意見が出されている。
- ・ 「放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可に係る審査ガイドライン」において、市場の競争を阻害しないかといった観点からも審査することとされている。

(参考) 平成30年NHK上田会長年頭挨拶要旨(平成30年1月4日)(抜粋)

- ・ NHKと民放連の共同ラジオキャンペーンでは、民放ラジオ局が共同で運営する「radiko」で、去年10月からNHKラジオを実験的に配信しています。この試みの一番の受益者はリスナーであり、国民の皆さんであると思います。視聴者、ユーザー本位の姿勢は、今後インターネットの活用を広げていく上で、大いに示唆に富むものだったと思います。
- ・ NHKは2020年に最高水準の放送・サービスを届けることを経営目標に掲げています。テレビ放送の常時同時配信もその1つと考えています。ただ、ネット配信については、権利処理をはじめ、配信にかかる負荷やコストなど、NHK・民放に共通する課題が少なくありません。“放送の二元体制”を維持しながら、相互にメリットをもたらす連携が実現できれば望ましいと考えています。

イ 第一次取りまとめ

第一次取りまとめにおいて、以下のような対応の検討が求められるとされた。

これまでの取組状況も踏まえつつ、以下のような点について、構成員から指摘があったことを踏まえ、引き続き検討が必要。

- ・ インターネット活用業務について、公共放送としての先導的役割や受信料財源による業務であることに鑑み、受信料財源による業務範囲等について適切な規律を確保するとともに、インターネットによる円滑な番組提供に向けた技術や権利処理等に関する課題や解決策についての民間放送事業者等との共有や協力、公正競争確保の仕組の構築等を行っていくことを条件とした上で、放送番組の同時配信、見逃し配信、アーカイブ提供、スマートテレビ等を活用した放送通信連携サービスの本格的実施を行うべきではないか

ウ 対応の方向性

- ・ 放送は、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与することを究極の目的としており、NHKと民間放送が、それぞれに役割を果たしながら放送サービスの充実に貢献してきた。
- ・ 公共放送であるNHKは、放送法で、我が国の放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行うことが目的¹⁰とされており、放送サービス全体の充実のための先導的役割を果たすことがNHKの目的として求められている。

¹⁰ 前掲脚注1参照

- ・ 上記の趣旨に鑑みて、NHKが常時同時配信により放送番組の配信を行うに当たっても、放送番組の配信等について、サービスやインフラなどの面において、他事業者と出来る限りの連携・協力を行うことは、NHKに求められるものであると考えられる。
- ・ また、公正な競争の確保については、現行のNHKのインターネット活用業務の実施基準の認可に係る審査ガイドラインにおいても、市場の競争を阻害しないか、といった点についても勘案するものとされ、同種のサービスを行う民間競争事業者よりも不当に有利な条件で提供する等、民間部門との公正な競争を阻害するようなものでないことといった点について審査するものとされており¹¹、常時同時配信を行うに当たっても、市場の競争を阻害しないことが確保される必要がある。

(参考資料)

(参考8) ラジオの同時配信に係るNHKと民放の協力

(参考9) 電通総研「放送のネット同時配信の受容性に関する調査」(抜粋)(情報通信審議会 情報通信政策部会 放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会(第9回)資料(平成29年10月10日))

(参考10) 情報通信審議会 中間答申(平成29年7月20日)(視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策のあり方)【概要】

(参考11) 放送法第20条第2項及び第3号の業務の実施基準の認可に係る審査ガイドライン(抜粋)

(5)見逃し配信等

ア 現状

¹¹ 放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可に係る審査ガイドライン(抜粋)

第3 実施基準の認可基準その他の関連条文の解説

1. 法第15条の目的達成に資すること(法第20条第10項第1号関係)

本号は、インターネット活用業務が、法第15条で規定されている協会の目的の達成に資する公共放送としての協会が行う業務として、適切なものとなっていることを認可の基準とするものである。また、公共放送としての協会が行う業務として適切か否かを審査するに当たっては、民間部門といたずらに競合する業務を行うものでないか、市場の競争を阻害しないか、といった点についても、業務の性質に応じて一定程度勘案するものである。

第4 インターネット活用業務のうち2号業務の審査項目

1. 法第15条の目的達成に資すること(法第20条第10項第1号関係)

② 市場の競争を阻害しないこと

協会が保有している経営資源(受信料財源、職員、放送番組等)を流用し、同種のサービスを行う民間競争事業者よりも不当に有利な条件で提供する等、民間部門との公正な競争を阻害するようなものでないことが必要である。また、民間で既に実施されている同種サービスの市場の規模、シェア等を勘案して、インターネット活用業務が市場の競争を阻害するようなものとなっていないことが必要である。

第5 インターネット活用業務のうち3号業務の審査項目

1. 法第15条の目的達成に資すること(法第20条第10項第1号関係)

② 市場の競争を阻害しないこと

- ・ 現在、NHKの見逃し配信については、NHKオンデマンド（NOD）の一環として基本的に有料で提供されている。なお、インターネット配信業務のうち、有料業務については、区分経理することが求められている。
- ・ 主な諸外国の公共放送においては、同時配信と見逃し配信を併せて無料で提供している。
- ・ 2016年度（平成28年度）からの試験的提供においては、見逃し配信も併せて提供されている。

イ 第一次取りまとめ

第一次取りまとめにおいては、以下のような対応の検討が求められるとされた。

これまでの取組状況も踏まえつつ、以下のような点について、構成員から指摘があったことを踏まえ、引き続き検討が必要。

- ・ インターネット活用業務について、公共放送としての先導的役割や受信料財源による業務であることに鑑み、受信料財源による業務範囲等について適切な規律を確保するとともに、インターネットによる円滑な番組提供に向けた技術や権利処理等に関する課題や解決方策についての民間放送事業者等との共有や協力、公正競争確保の仕組の構築等を行っていくことを条件とした上で、放送番組の同時配信、見逃し配信、アーカイブ提供、スマートテレビ等を活用した放送通信連携サービスの本格的実施を行うべきではないか
- ・ 海外の公共放送の動向等も踏まえ、見逃し配信サービス等について、受信料財源業務と有料業務の区分のあり方を見直すべきではないか

ウ NHKが要望している常時同時配信サービス開始時の基本的な考え方¹²

- ・ 見逃し配信については、NODとの関係を整理した上で、試験的提供の結果や他局のサービスなど市場への影響等も踏まえて、一定期間の視聴をめざす。
- ・ 開始時点においては、地上波（「総合テレビ」及び「教育テレビ」）を配信する。

エ 対応の方向性

- ・ NHKが、常時同時配信と併せ、一定期間の見逃し配信を提供することは、視聴環境の変化に応じて、様々な機器・場所・時間等においても視聴したいという国民・視聴者のニーズに対応するものであり、一定の合理性があると考えられる。
- ・ ただし、その実施に際しては、現在有料で見逃し配信を提供しているNHKオンデマンドサービスとのサービス面、財務面での整合性等について、まずは、NHK

¹² 10頁図7参照

において適切に検討の上、一定の結論を得る必要がある。

(参考資料)

(参考4) 諸外国の公共放送のインターネット配信の状況

(参考7) NHKオンデマンドのサービス内容及び放送番組等有料配信業務勘定の事業収支の推移

3. 国民・視聴者の信頼を確保するためのNHKのガバナンス改革

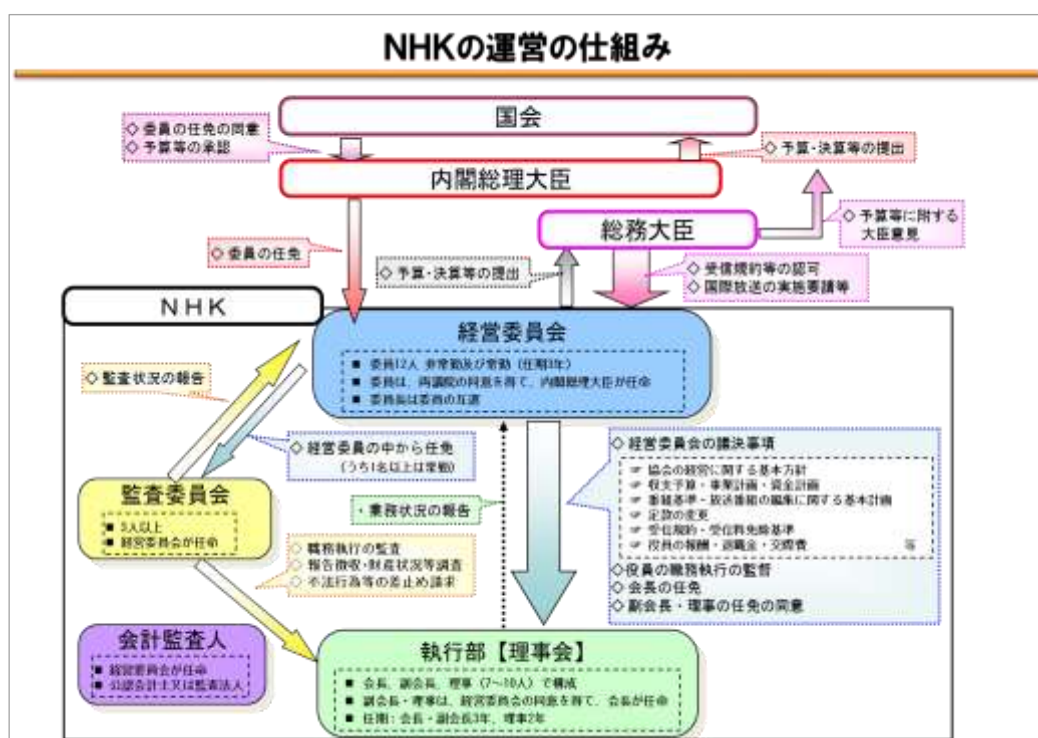
NHKは、放送事業者として自主的・自律的に放送番組の編集等を行うとともに、国民・視聴者が負担する受信料によって運営されている特殊法人である（図8・図9参照）。

したがって、NHKの放送事業者としての番組編集等に関する自主性・自律性を確保しつつ、受信料で運営される特殊法人として、しっかりとしたコスト意識をもって、効率的・効果的な取組を行うことが当然に求められる。

また、NHKが公共放送として、国民・視聴者の信頼を得ていくためにも、NHK本体及び子会社等を含むNHKグループ全体として、他の放送事業者のみならず一般企業以上にガバナンスが実効的に確保されることが必要であり、そのための経営体制を構築することが重要である¹³。

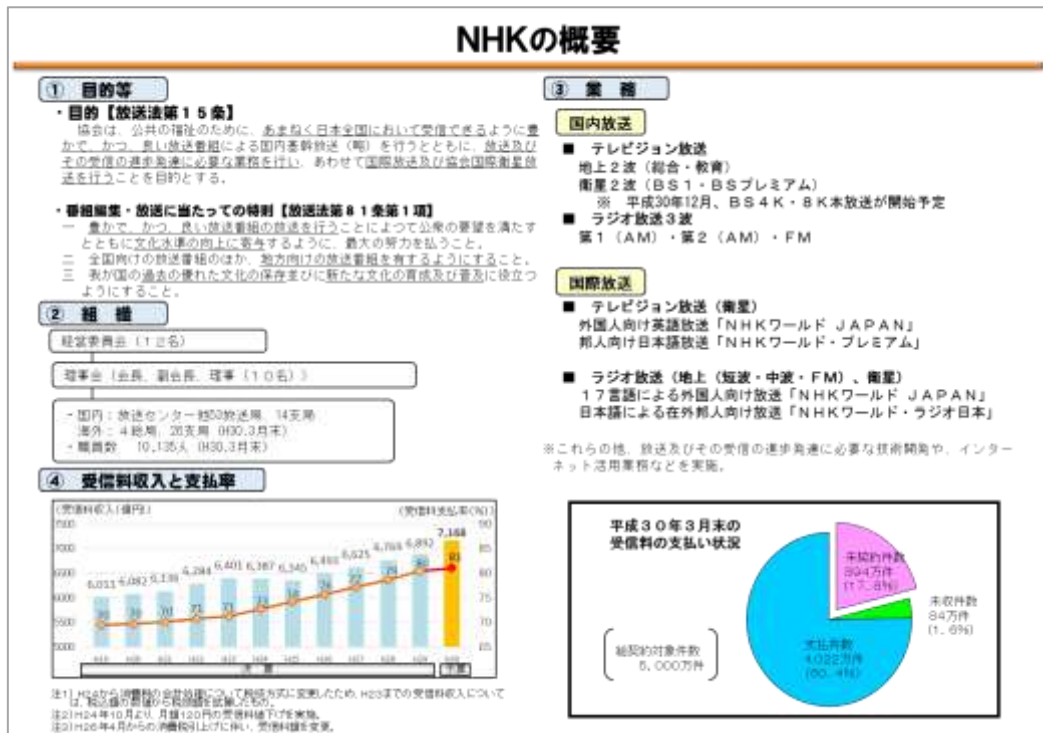
2（2）エで述べたとおり、NHKが、受信料により放送を実施する目的で運営されていること等を踏まえると、常時同時配信を含むNHKのインターネット活用業務が、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保することが必要不可欠であり、さらに、その前提としてNHKに対する国民・視聴者の信頼が今後も確保されることが必要である。

NHKに対する国民・視聴者の信頼が今後も確保されるためには、NHKの適正なガバナンスが確保されることが必要不可欠であり、そのため、NHKのガバナンスがどのようにあるべきかについて、以下のとおり検討を行った。



【図8：NHKの運営の仕組み】

¹³ 第一次取りまとめ 41 頁参照



[図9：NHKの概要]

(1)コンプライアンスの確保

ア 現状

2004年（平成16年）以降、NHKの職員による不正支出を始めとする相次ぐ不祥事が続発していたこと等を踏まえ、2007年（平成19年）には、監査機能の強化等を図り、NHKの業務が適切に行われることを確保することを目的として、役職員の職務の適切な執行を確保するため、服務に関する準則を自ら定め、公表することとしたが、その具体的な内容については、言論報道機関たるNHKの自律性に委ねることとした。

イ 第一次取りまとめ

第一次取りまとめにおいては、以下のような対応の検討が求められるとされた。

- ・ NHKの放送事業者としての番組編集等に関する自主性・自律性は当然に確保される必要がある。その上で、NHKは、国民・視聴者からの受信料で運営される特殊法人であるという観点から、しっかりとしたコスト意識をもって、効率的・効果的な取組を行うことが当然に求められる。

こうした視点の下、受信料のあり方については、今後の業務のあり方等を踏まえ、受信料の公平負担を確保し、国民・視聴者に納得感のあるものとするという観点から、今後検討していく必要がある。

- ・ 一般の法人の役員について法律上課されている善管注意義務や忠実義務などの

法的責任について、NHKの役員についても明確にするべきではないか

ウ 対応の方向性

- ・ 公共放送であるNHKは、国民・視聴者の信頼を基盤とするものであるため、一般企業以上にコンプライアンスの確保が重要であり、NHK本体及び子会社等を含むNHKグループ全体でのコンプライアンスの確保が求められるが、実際には、NHK本体や子会社等のNHKグループにおいて、引き続き多くの不祥事が発生している状況が継続している。
- ・ 一般の会社や独立行政法人等の法人は、法律上忠実義務など役員に対する責任が明確化されているが、NHKについては、そのような責任は法律上明確化されていない。
- ・ したがって、NHKの役員がコンプライアンスを確保することも含めた経営上の監督責任等の責任を適切に果たすことを確保するため、NHKの役員がNHKに対する責任についても、言論報道機関であることに配慮しつつ、法律上明確化することについて検討すべきである。
- ・ また、コンプライアンスを確保するためには、経営委員会の監督や監査委員・監査委員会の監査等による事後チェック等を充実させる必要があり、専門家等による経営委員会や監査委員・監査委員会のサポート体制を充実させるなど、事後チェック体制のあり方等についても検討すべきである。
- ・ 上記のような方策とともに、国民・視聴者の信頼を確保するため、受信料の横領や個人情報の漏洩などの様々な不祥事の防止のための抜本的な方策について、外部の専門家等の意見も聞きつつ検討すべきである。

(2)情報公開による透明性の確保

ア 現状

- ・ NHKの情報公開の仕組みとしては、基本的にはNHKが定める規定（情報公開基準、関連団体運営基準等）に基づいて、放送法に定められたものを除き、NHKが自主的に行っている。
- ・ 連結決算については、NHKが定める関連団体運営基準等に基づいて、NHKが自主的に作成し、公開を行っている。

イ 第一次取りまとめ

第一次取りまとめにおいては、以下のような対応の検討が求められるとされた。

- ・ 国民・視聴者からの受信料で成り立っていることから、いわば国民・視聴者の代わりに経営を担っていることを強く自覚し、広く国民・視聴者に開かれた法人運営

を行っていくことが必要。

- ・ そのためには、理事会における議事録や連結決算の公表の制度化など、意思決定等の透明性の向上等、グループ全体の組織や運営情報等に係る積極的な情報公開の推進を図っていくことについて、構成員から指摘があったことを踏まえ、引き続き検討が必要。

ウ 対応の方向性

- ・ NHKは、国民・視聴者からの受信料で成り立っていることから、国民・視聴者に対し、NHKの目的、業務内容等を説明するなどして、受信契約の締結に理解が得られるよう努めるなど、広く国民・視聴者に開かれた法人運営を行っていくことが必要¹⁴であり、NHKと国民・視聴者とのコミュニケーションを確保する観点から、情報公開を進めていくことが必要である。
- ・ NHKの情報公開の仕組みについては、2000年（平成12年）に特殊法人等の情報公開制度の整備充実について検討された際に、NHKは、政府の諸活動としての放送を行わせるために設立させた法人ではないと理解されたため、政府の国民に対する説明責任が全うされるようにすることを目的とする独立行政法人等情報公開法の対象法人とはしないが、受信契約強制によって受信料を支払う立場にある受信者に対し、関連事業に対する出資等の状況を含め、その財務及び業務運営の実態を一層明らかにし、受信者からの情報入手の要請に応えることができる仕組みを構築することが重要であり、政府とNHKは、子会社等との連結を含む財務及び業務運営の実態についての情報提供制度や求めに応じて情報を開示する制度の整備について検討することが求められるとされた。
- ・ これを踏まえ、現在、NHKは、情報公開に関して、自主的に規定を定め運用しているが、国会等を含む各方面から、相次ぐ不祥事等を踏まえ、国民・視聴者の信頼回復に向け、国民・視聴者に対し、情報を十分に公開し、説明を尽くすべきであるとの指摘がなされている。また、今後、常時同時配信や4K・8K放送といった新たな業務の開始が予定されていることを考えると、これまで以上に情報公開による透明性の確保が求められる。
- ・ また、NHKの業務は、実質的には子会社等も含めたNHKグループ全体で、基本的には受信料財源により実施されていることを踏まえれば、子会社等も含めたNHKグループ全体の情報についても透明性の確保が必要であり、子会社等も含めたNHKグループ全体の情報提供や情報開示¹⁵のあり方についても見直す必要がある。

¹⁴ 最大判平成29年12月6日民集71巻10号1817頁参照

¹⁵ 「情報開示」とは、個別の求めに応じ情報を伝達する仕組みをいい、「情報提供」とは、積極的に情報を発信する仕組みをいう。「情報公開」とは、「情報開示」と「情報提供」を合わせたものをいう。

- ・ 以上を踏まえると、言論報道機関という性質に配慮しつつも、NHKグループについての情報公開の水準を向上させるため、独立行政法人等情報公開法も参考に¹⁶、NHKグループに関する基礎的な情報の提供等のNHKの情報公開の根拠を明確化するなど、NHKの情報公開による透明性を確保する仕組みについて検討すべきである。
- ・ その際には、現在、NHKグループの連結決算については、NHKが自主的に作成し公開しているが、その会計基準や公開のあり方などについて、NHK本体の会計基準や公開のあり方も含めて専門家等も交えて透明性のあるあり方で議論を行うとともに、連結決算の公開の制度化など透明性の確保のあり方について検討すべきである。
- ・ また、国会等でも、経営委員会や理事会等における意思決定に至る過程について国民・視聴者に対する説明責任を十分果たすことが求められるとの指摘がなされており、上記のような一般的な情報公開の仕組みと併せて、現在NHKが自主的に作成・公開しているNHKの理事会の議事録の内容を充実させるなど、意思決定プロセスの透明性の確保のあり方についても検討する必要がある。

(参考資料)

- (参考 12) NHK「ヒアリングご説明資料」(抜粋)(放送を巡る諸課題に関する検討会(第8回)資料(平成28年6月6日))
- (参考 13) 特殊法人等の情報公開制度の整備充実に関する意見(平成12年7月27日特殊法人情報公開検討委員会(委員長:塩野宏東亜大学通信制大学院教授))(関連部分抜粋)
- (参考 14) NHKの情報公開に関する国会決議

(3)NHKの業務・受信料・NHKグループのガバナンス等についての適切な評価・レビュー等の確保

ア 現状

NHKの業務・受信料・NHKグループのガバナンス等のあり方については、NH

¹⁶ 独立行政法人等情報公開法では、第2章で、法人文書の開示について定めているほか、第22条で、法人に関する基礎的な情報の提供等について定めている。

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)

第22条 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であって政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

- 一 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報
- 二 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報
- 三 当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報

2 前項の規定によるもののほか、独立行政法人等は、その諸活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の充実を努めるものとする。

Kが自主的に定期的（現在は3年ごと）に経営計画を策定し、放送法第29条第1項第1号イに基づく経営委員会の議決を経て、公表している。

イ 第一次取りまとめ

第一次取りまとめにおいて、以下のような対応の検討が求められるとされた。

- ・ NHKでは各種指標を導入し、成果の評価・管理を行っているところ。今後はこうした取組を更に進め、よりきめの細かい分析や、どのような指標をどのように業務に生かしているのかについて体系だった説明を行うことが必要。
- ・ さらに、管理会計の導入、他の同様の業務を行っている事業者の業務比較等に基づく評価・改善システムの導入、あるいは評価結果や当該結果の業務への反映状況に関する情報の公表・提供などの取組について検討することが適当。
- ・ 番組編集等に当たっての自主性・自律性を確保しつつ、国民・視聴者が負担する受信料によって運営される特殊法人として適正な経営を確保する観点から、受信料水準や業務の規模等について客観的に評価が行われることが重要であり、そのための仕組の構築が必要。
- ・ 具体的には、受信料収入の適切性、あるいは番組制作費等の支出の規模等の適切性について、専門性を有する第三者によるチェック等の仕組の構築等について、構成員から指摘があったことを踏まえ、引き続き検討していくことが必要。
- ・ こうした観点から、NHK本体及び子会社等を含むNHKグループ全体のガバナンス体制の確立に向け、具体的には、以下のような点について、構成員から指摘があったことを踏まえ、引き続き検討していくことが必要。
 - (i) 経営に係る外部専門家からの視点をNHKの経営・業務運営に適切に反映する仕組を構築すべきではないか
 - (ii) ガバナンスにおけるチェックアンドバランスを確保する観点から、現在、重要事項の審議機関とされている理事会を議決機関化し、併せて外部理事を任用すべきではないか、また、これに伴い経営委員会と執行部・理事会の役割分担を見直すべきではないか
- ・ また、法人の業務運営のPDCAサイクルを回していくことが、自律的な業務の改善につながるものであることから、第三者によるチェック等により業績評価を行い、その結果を経営・業務運営に適切に反映していく仕組の構築についても、構成員から指摘があったことを踏まえ、引き続き検討が必要。

ウ 対応の方向性

- ・ NHKは、国民・視聴者が負担する受信料によって運営される特殊法人として、その業務やその財源となる受信料水準・体系等が適切なものであることが常に確保

される必要があり、NHKの業務、その財源となる受信料水準・体系やNHKグループのガバナンス等のあり方等について、継続的に見直しが行われることが重要である。

- ・ 現在、NHKの業務、その財源となる受信料水準・体系等やNHKグループのガバナンス等については、NHKの自主的な取組として、定期的に経営計画を策定し、経営委員会が議決しているが、NHKがどのような業務をどのような規模で行うべきか、そのためには費用がどれほどかかるのか、また、その費用について国民・視聴者にどのような受信料水準・体系で負担を求めるべきか、受信料収入の向上等に伴い受信料を国民・視聴者にどのように還元すべきか、さらに、NHKグループの適正なガバナンスをどのように確保していくのか等の点について、国民・視聴者に対し、案や積算等の根拠を示して透明性のある形で議論が行われて、合理的なものとして納得感が得られる結論が示されているとは必ずしも言えない。
- ・ そのため、NHKが中期的な経営計画を策定するに当たって、NHKは、上記のような点を含む経営計画の案を、積算等のその根拠とともに、国民・視聴者に対し示し、広く意見を求めるとともに、経営委員会は、経営計画の議決に当たって、その意見を踏まえて議論を行うこととするといった、プロセスの透明性を確保するための制度的な仕組みについて検討すべきである。
- ・ また、計画策定後には、計画が適正に実施されたかどうかだけでなく、計画自体の適正性についても評価・レビューがなされる必要があり、計画の達成状況等について適切に評価・レビューを行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行うというサイクルを適切に回すことが併せて求められる。また、毎事業年度の収支予算や事業計画の策定プロセスにおいても、そのような見直しを適切に行うことが必要である。
- ・ さらに、このような計画の策定・見直しや、評価・レビューが適切に行われることを確保するためには、その主体となるべき経営委員会を専門家等によりサポートする体制の充実についても検討すべきである。

(参考資料)

- (参考 15) NHKの決算の状況 (昭和 25 年度以降)
- (参考 16) NHKの予算・決算 (平成 22 年度以降)
- (参考 17) 受信料体系及び受信料額 (月額) の推移
- (参考 18) NHK経営計画の経緯 (平成 2 年度以降)

第3章 今後の進め方

総務省においては、前章の「新たな時代の公共放送に向けた対応の方向性」の実現に向けて、同章2「NHKのインターネット活用業務のあり方の見直し」及び同章3「国民・視聴者の信頼を確保するためのNHKのガバナンス改革」について、制度整備等の対応について具体的な検討を行うべきである。

また、NHKにおいては、同章の「新たな時代の公共放送に向けた対応の方向性」を実現するために、この制度整備等の対応に併せて、自ら、国民・視聴者や他事業者などの関係者の意見を幅広く聞きながら、

- ・ NHKのインターネット活用業務のあり方に関し、地域情報の提供の確保、他事業者との連携・協力等の確保、見逃し配信等のあり方等について、具体的な内容・方策等を検討し、
- ・ NHKのガバナンス改革に関し、コンプライアンスの確保、情報公開による透明性の確保、NHKの業務・受信料・NHKグループのガバナンス等についての適切な評価・レビュー等の確保等について、具体的な内容・方策等を検討するとともに、関連団体への業務委託の透明性・適正性の向上、子会社のあり方等を見直す抜本的な改革を引き続き着実かつ徹底的に進め、
- ・ さらに、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めること

が常時同時配信の実施に当たって求められる。

第2部(1)

放送サービスの未来像を見据えた 周波数の有効活用

放送サービスの未来像を見据えた周波数の
有効活用に関する検討分科会

第1章 検討の背景について

2017年（平成29年）11月に策定・公表された規制改革推進会議第2次答申において、地上デジタル放送において割り当てられている周波数帯については、新技術の活用等により、帯域の更なる有効活用が可能との指摘があることを踏まえ、「総務省は、放送の未来像を見据え、放送用に割り当てられている帯域について、周波数の有効活用などにつき、イノベーション創出の観点等から行う提案募集¹なども含め、検討を行う」こととされた。

また、「新しい経済政策パッケージ」（2017年（平成29年）12月8日閣議決定）においても、「Society5.0のインフラ整備」として、上記第2次答申で示された実施事項を着実に実施することとしており、放送については、「民間部門においては、放送事業の未来像を見据えて、放送用に割り当てられている周波数の有効活用などにつき検討を行う」としている。

総務省は、総務大臣の私的懇談会として、2015年（平成27年）11月より、「放送を巡る諸課題に関する検討会」（座長：多賀谷一照千葉大学名誉教授）を設置し、若年層を中心とする視聴者のテレビ離れやインターネット上の動画配信サービスの拡大といった放送を取り巻く環境変化を踏まえ、放送に関する諸課題を検討してきた。上記第2次答申等を踏まえ、専門的見地から必要な検討を行うため、2018年（平成30年）1月30日、当該検討会の下に、「放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」（以下「分科会」という。分科会長：多賀谷同名誉教授）を設置することとしたものである。

分科会においては、以下の4点を主な検討項目として掲げた上で、計7回の会合において、有識者によるプレゼンテーションを中心として、主にテレビジョン放送の未来像を見据えて、審議・検討を行ってきた。

1. サービス提供の観点から見た放送の将来動向

4K・8K放送などの放送サービスの高度化、ハイブリッド・キャストなどの放送・通信融合サービスの取組状況や将来展望 など

2. 社会的役割の観点から見た放送の将来動向

信頼されるメディアとしての放送の位置付け、災害報道・時事報道の取組、社会的観点から放送が今後果たすべき役割 など

3. ネットワーク・インフラの観点から見た放送の将来動向

移動通信サービスの現状と展望、インターネット・トラフィックの拡大、ネット配信や放送・通信融合サービスの拡大などを見据えた通信インフラの活用 など

4. 上記を踏まえた放送用の周波数の有効活用のあり方

¹ 十分に有効利用されていない帯域を対象に、広く民間から用途の提案を募集し、イノベーション創出の観点から社会的効用の高いと考えられる提案を中心として様々なアイデアを実フィールドで実証する機会を提供し、その上で実用化の見通しが得られた場合には、周波数の割当等所要の進める方式を導入する。具体的には、まずは、V-High マルチメディア放送に利用されていた帯域を対象に、提案募集を行い、手続を実施する。

第2章 検討の基本的な視座について

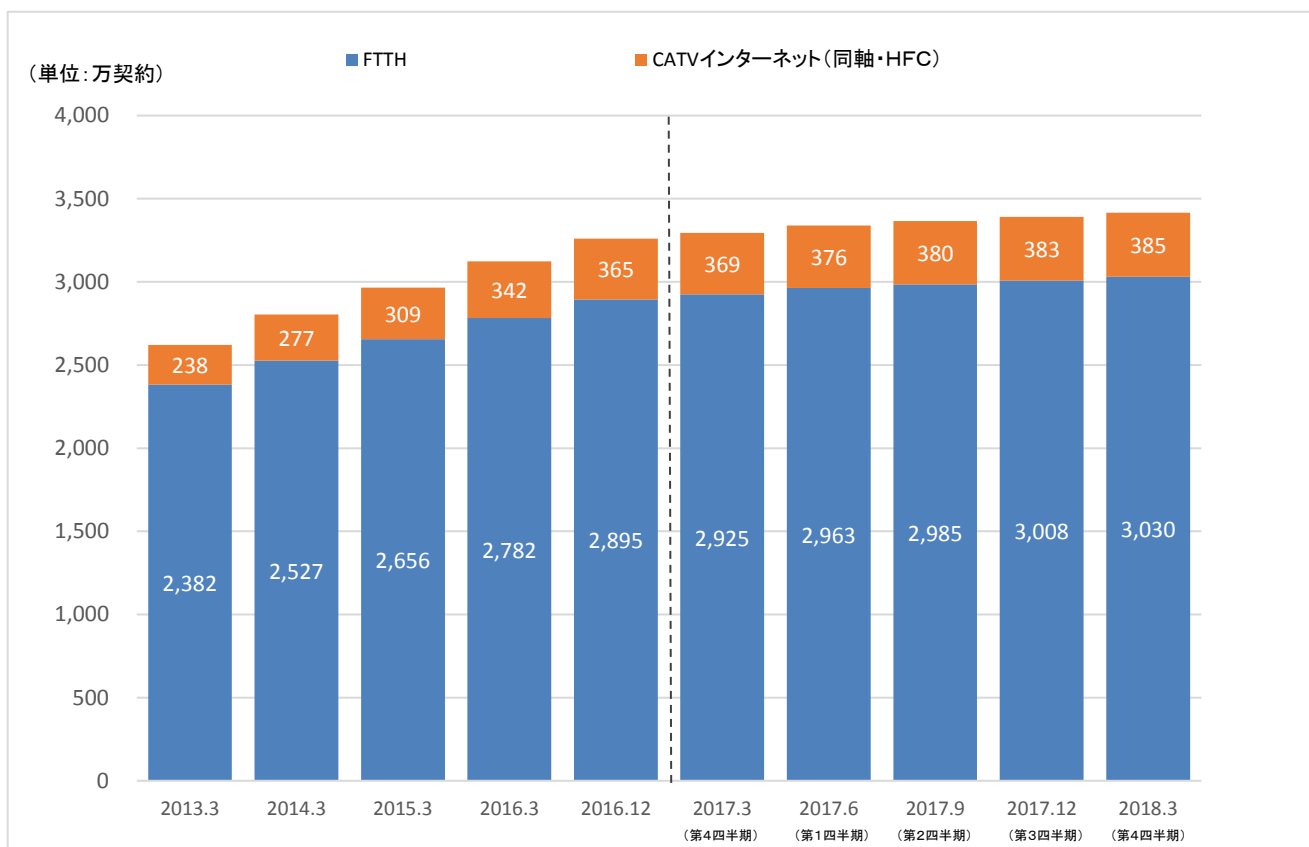
1. 放送を取り巻く環境変化

(1) 利用環境の変化

放送を含む情報通信サービスの利用者を取り巻く環境については、近年、主に以下の点において大きな変化がみられる。

① ブロードバンドの進展

固定系超高速ブロードバンド²については、2018年（平成30年）3月末現在、光ファイバ（FTTH）が約3,030万契約、CATVインターネット（同軸・HFC）が約385万契約、計3,416万契約となり、普及の伸びには鈍化傾向が見られるものの、着実に普及が進んできている。



[図1：固定系超高速ブロードバンド契約数の推移]

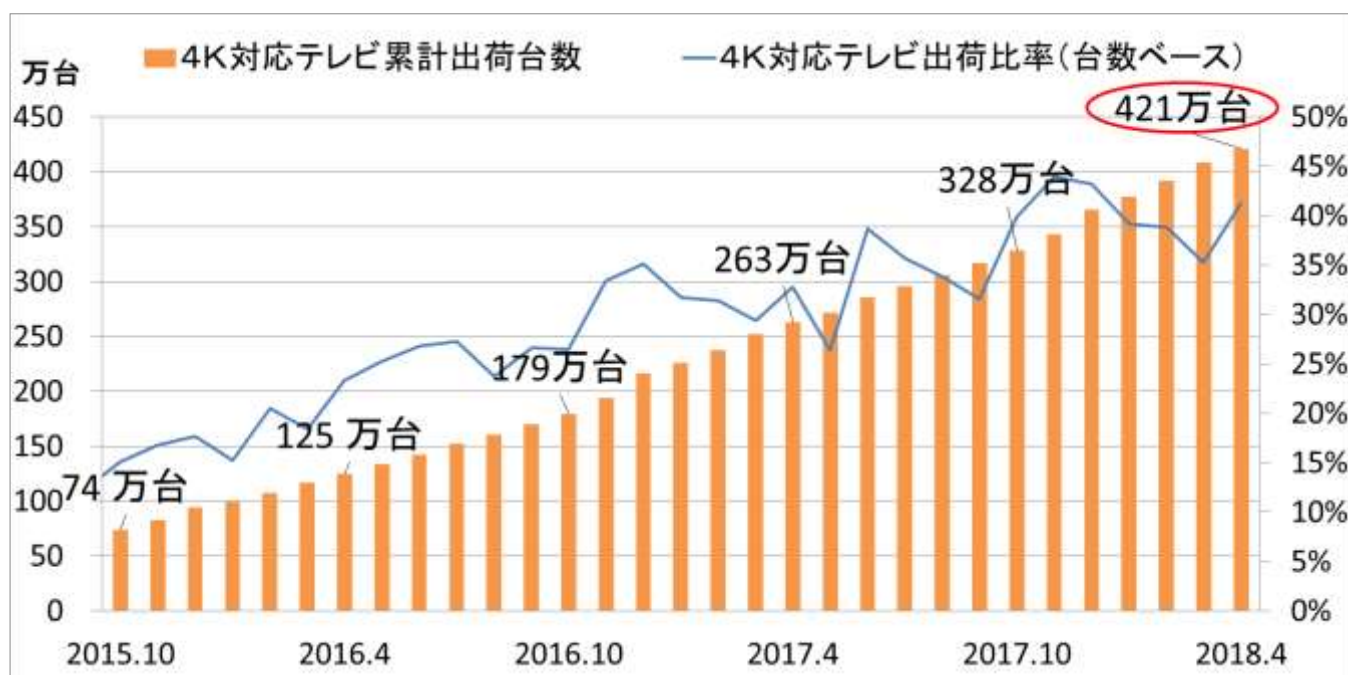
(出典) 総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ」より作成

² FTTH、CATVインターネット（下り30Mbps以上のものに限る）の契約数の総計

また、モバイル通信については、現在、携帯電話事業者は、第5世代移動通信システム（5G）の本格導入に向けて、関連技術やサービスの開発に取り組んでいる。5Gの特徴である「高速・大容量」（最高速度：20Gbps³）、「低遅延」（無線区間の伝送遅延：1ms以下²）、「多数接続」（同時接続数：1km²当たり10⁶デバイス以上）を踏まえれば、IoT時代を見据え、多くの視聴者にとって、テレビを含む多種多様なモバイル端末を通じて、テレビ番組を含む高精細映像を円滑に楽しむことのできる環境の実現に近づくことが期待される。

② テレビの高機能化

4K・8Kは、高精細で臨場感のある映像として、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年には、テレビ中継やパブリックビューイングを通じて大会映像が視聴されることが目指されている。これに向けて、4Kを視聴可能な4K対応テレビの出荷台数は着実に増加しており、2018年（平成30年）12月に開始される衛星基幹放送（BS放送及び東経110度CS放送）における実用放送の開始を契機として、更なる普及が期待されている。

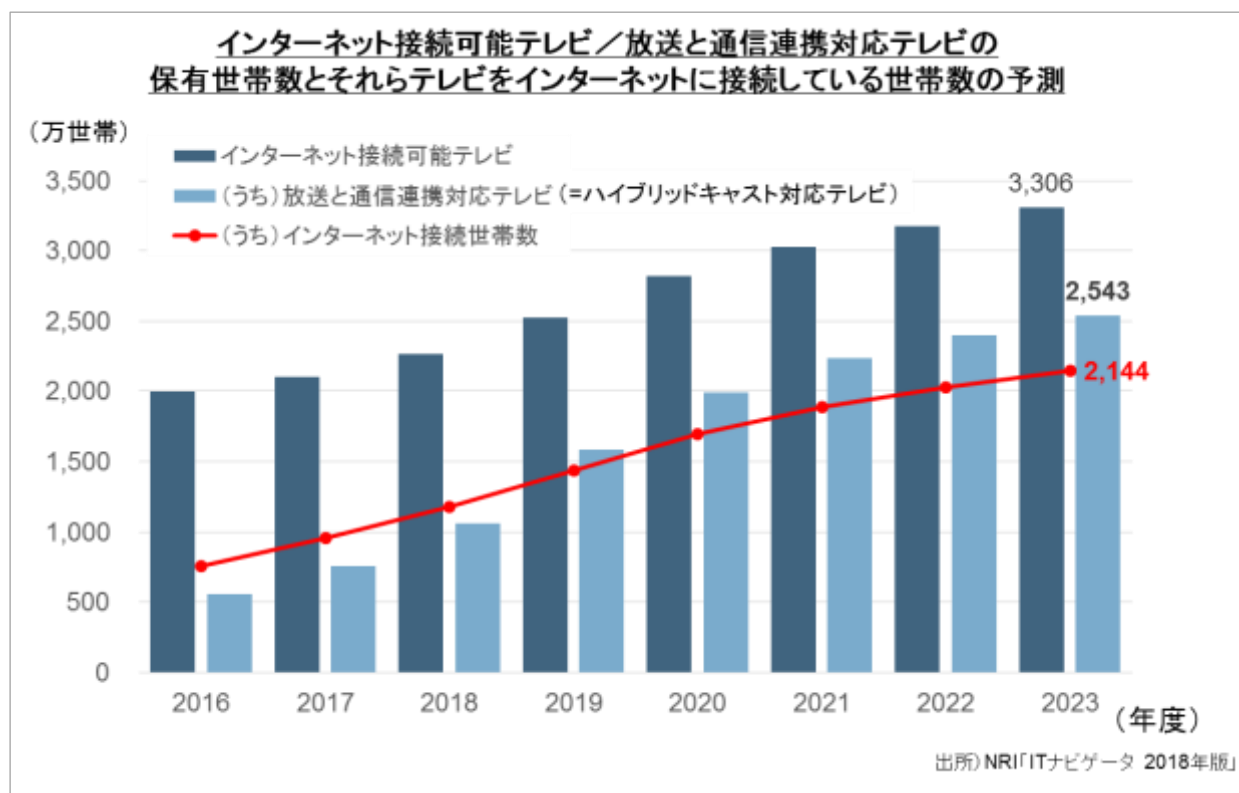


[図2：4K対応テレビ累計出荷台数及びテレビ出荷台数に占める割合の推移]

(出典) JEITA（（一社）電子情報技術産業協会）統計を元に総務省作成

³ ITU標準化上で議論されている要求条件。

また、放送と通信の連携サービスを利用可能なハイブリッド・キャスト対応テレビを含むインターネット接続テレビも、着実に普及してきている。



[図3：インターネット接続可能テレビ及びハイブリッド・キャスト対応テレビの保有世帯数及び将来予測（資料1～4より抜粋）]

このように、高精細映像が受信可能となり、通信との連携により多様なサービスを利用可能となる等、テレビ端末の高度化が進展しつつある。

③ 視聴形態の多様化

以上の変化を踏まえ、スマートフォンやテレビ端末を通じて動画配信サービスの利用が進む等、これまでの「テレビ」や「携帯端末」の利用にとどまらない形で、視聴形態の多様化が進展してきている。

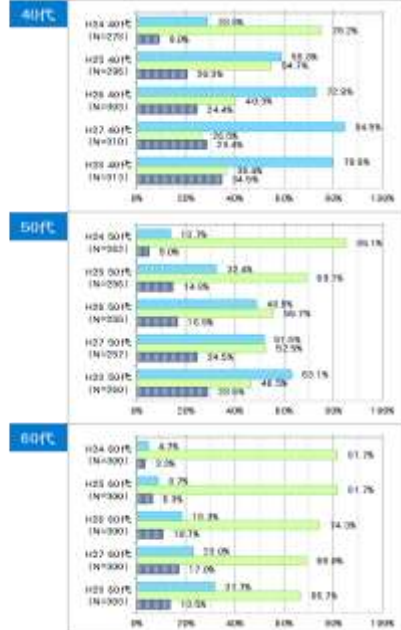
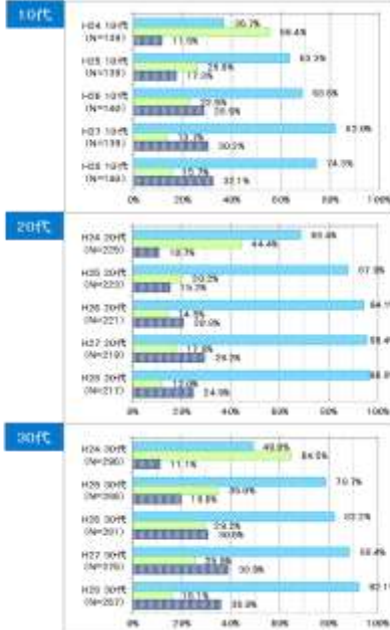
第4章4-2 スマートフォン等の利用率

- 全年代でのスマートフォンの利用率は年々増加し、ついに7割を超えて71.3%となった。
- 年代別に見ると、30代の利用率が9割を超えて92.1%となった点や、50代の利用率が63.1%と大きく伸びたこと等が目につく。一方で10代及び40代の利用率は前回調査と比べて低い値となったが、次回以降の調査を見て評価する必要がある。

経年 スマートフォン等の利用率(全年代)



経年 スマートフォン等の利用率(年代別)



※フィーチャーフォン：ここでは携帯電話のうち、スマートフォンを除き、PHSを含むもの。

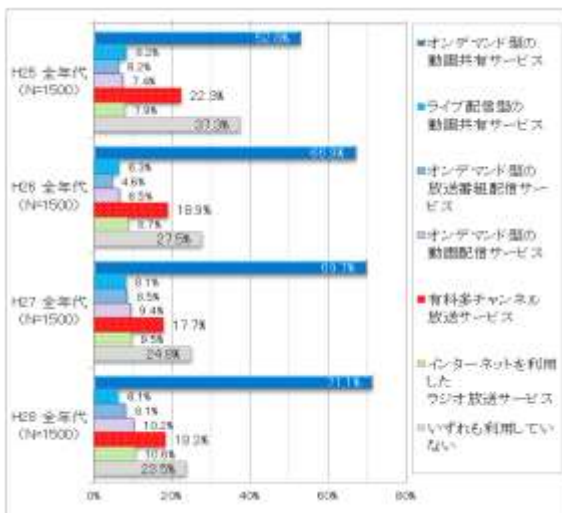
【図4：スマートフォン等の利用率（資料1-7より抜粋）】

（出典）総務省情報通信政策研究所「平成28年 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」

第5章5-3-1 動画共有・配信サービス等の利用率

- YouTube、ニコニコ動画などの「オンデマンド型の動画共有サービス」の利用率が全年代で71.1%となっており、伸び率は鈍化したものの増加している。次いで「有料多チャンネル放送サービス」の18.3%が高い。
- 年代別で見ると、10～30代のほぼ9割が、「オンデマンド型の動画共有サービス」を利用している。
- 「有料多チャンネル放送サービス」は、50～60代の利用率が他の年代より高い一方で、40代の利用率は、平成25年から平成28年にかけて、28.4%→20.1%→22.9%→16.9%と減少傾向を示している。

経年 動画共有・配信サービス等の利用率(全年代)



H28 動画共有・配信サービス等の利用率(全年代・年代別)

	オンデマンド型の動画共有サービス	ライブ配信型の動画共有サービス	オンデマンド型の放送番組配信サービス	オンデマンド型の動画配信サービス	有料多チャンネル放送サービス	インターネットを利用したラジオ放送サービス	いずれも利用していない
全年代 (N=1500)	71.1%	6.1%	8.1%	10.2%	18.3%	10.0%	23.5%
10代 (N=148)	92.6%	7.1%	7.1%	6.6%	32.1%	6.4%	11.4%
20代 (N=217)	94.0%	15.2%	10.1%	14.7%	14.7%	12.4%	5.5%
30代 (N=247)	93.9%	8.0%	8.0%	13.5%	18.0%	12.7%	7.9%
40代 (N=137)	78.8%	8.1%	8.1%	9.9%	10.8%	12.5%	17.2%
50代 (N=200)	57.5%	3.5%	11.5%	11.2%	28.2%	12.3%	30.0%
60代 (N=103)	33.3%	1.7%	5.2%	4.3%	18.5%	5.2%	56.8%

注

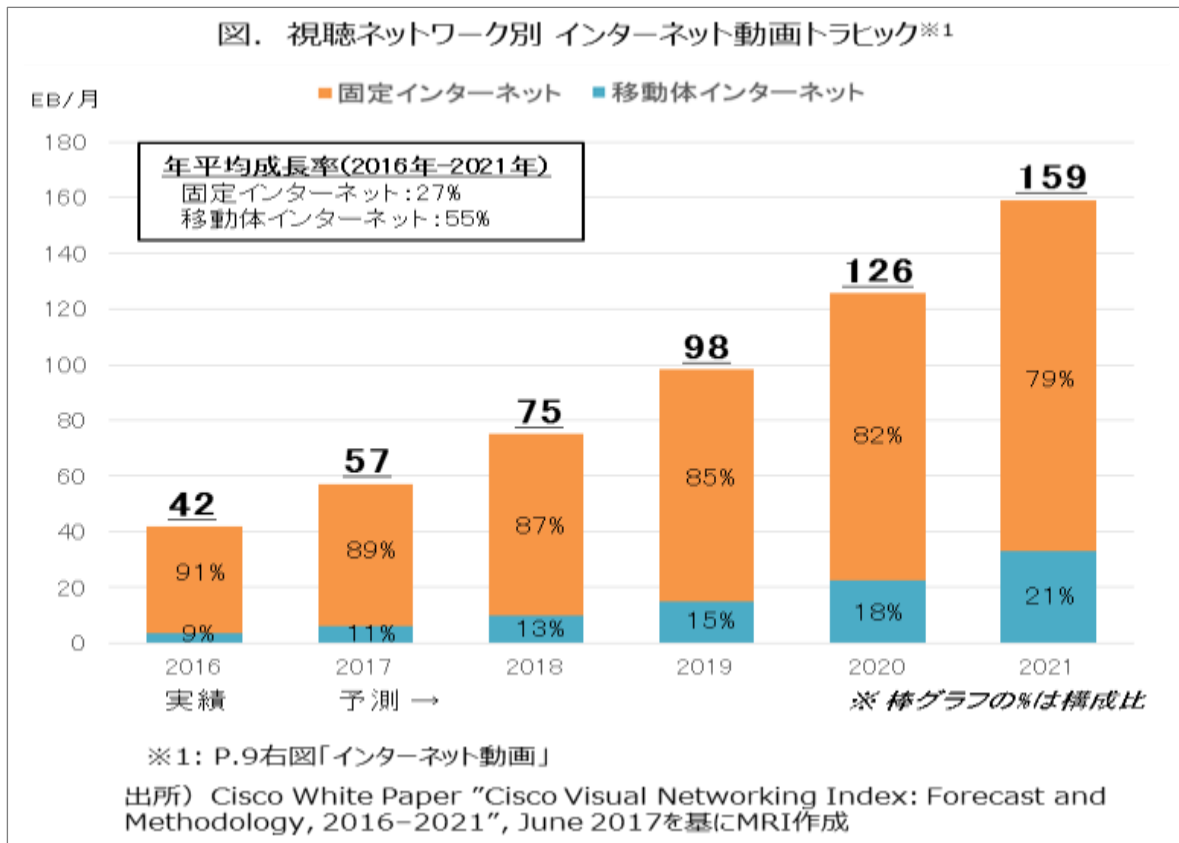
- オンデマンド型の動画共有サービス：YouTube、ニコニコ動画など
- ライブ配信型の動画共有サービス：Ustream、ニコニコ生放送など
- オンデマンド型の放送番組配信サービス：NHKオンデマンド、フジテレビオンデマンドなど（NHK、民放キー局が提供するもの）
- オンデマンド型の動画配信サービス：GYAO!、アクビラ、Hulu、Netflix、ひかりTVなど
- 有料多チャンネル放送サービス：WOWOW、スカパー、ケーブルテレビなど
- インターネットを利用したラジオ放送サービス：radikoなど

【図5：動画共有・配信サービス等の利用率（資料1-7より抜粋）】

（出典）総務省情報通信政策研究所「平成28年 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」

(2) サービス市場の変化

次に、放送を巡るサービス提供については、近年、クラウドやCDN（コンテンツ・デリバリー・ネットワーク）等の配信基盤の発展に伴い、海外OTT（オーバー・ザ・トップ）を始めとする動画配信サービスが相次いで登場してきている状況にある。これにより、有料放送が中心の米国においては、動画配信サービスの普及に伴って、CATVや衛星放送の加入者率が減少する「コードカッティング」が進行し、さらにOTT事業者のコンテンツ調達力の向上に伴って、放送ネットワークとの間で有料コンテンツの争奪が生じる等、グローバル規模でのコンテンツ競争が起きている。



[図6：世界における映像コンテンツのトラフィック（視聴ネットワーク別 インターネット動画トラフィック）（資料2-4より抜粋）]

(3) インターネットサービスにおける最近の課題

インターネットに関連する各種サービスについては、グローバルな事業者間競争により、多種多様なサービスが実現している一方、ウェブサイト、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等における、いわゆる「フェイクニュース」⁴のまん延等、影の部分への対処が世界的な課題となっている。

⁴ インターネット上において、あたかも事実であるかのような体裁をとった虚偽の情報が発信され、SNS等で広く拡散してしまう問題。海外においては、例えば、選挙時に関する偽ニュースが拡散する事態も生じており、投票行動への影響等が懸念されている。

フェイクニュースについては、世界的には、フェイスブックが信頼できる報道機関によるニュースを優先的に表示させる仕組みを導入する等、自主的取組を進める動きが見られる。また、政府レベルにおいても、例えば、ドイツでは、「ネットワーク執行法」を制定し、SNS等のプラットフォーム事業者に対し、悪評の流布や中傷等に該当する違法コンテンツについて削除や苦情対応等の措置を講じるよう義務付ける等の政策的対応が行われている。

事業者におけるフェイクニュース対策状況		
<p>事業者による主な取組</p> <p>○ フェイクニュースに対し、主要プラットフォーム事業者は次のような取組を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> Facebook: 信頼できる報道機関によるニュースを優先的に表示する仕組の導入 (2018年1月) Google: フェイクニュース等が検索結果の上位に表示されないようアルゴリズム等を改善 (2017年4月) Twitter: 複数アカウントを利用した特定ツイートの水増しを防止 (2018年2月) → 複数アカウントで同一ツイート、リツイート、「いいね」等のアクションを行うことを禁止 (違反したアカウントは通知を含む強制措置の対象) 		
<p>その他の主な取組</p>		
<p>【Facebook】</p> <ul style="list-style-type: none"> 信頼性が疑われるニュースを検知し、共有しないためのアドバースツールをNPOと協力し作成 (2017年4月)。 第三者機関によりフェイクニュースと判断された記事を繰り返し配信するページに掲載される広告を削除 (2017年8月)。 	<p>【Google】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検索結果及びGoogleニュースのうち、<u>Googleに協力するファクトチェック団体によるファクトチェック検証結果がある場合には、その情報を表示する取組を世界で開始 (2017年4月)。</u> 	<p>【Twitter】</p> <ul style="list-style-type: none"> 米大統領選時にフェイクニュースを流した事業者の関連アカウント約3800を閉鎖。関連ツイートの引用やリツイートをした約140万名の利用者に対し、ロシアによるプロパガンダの可能性が高いこと等を通知 (2018年2月)。

[図7：事業者におけるフェイクニュース対策状況]

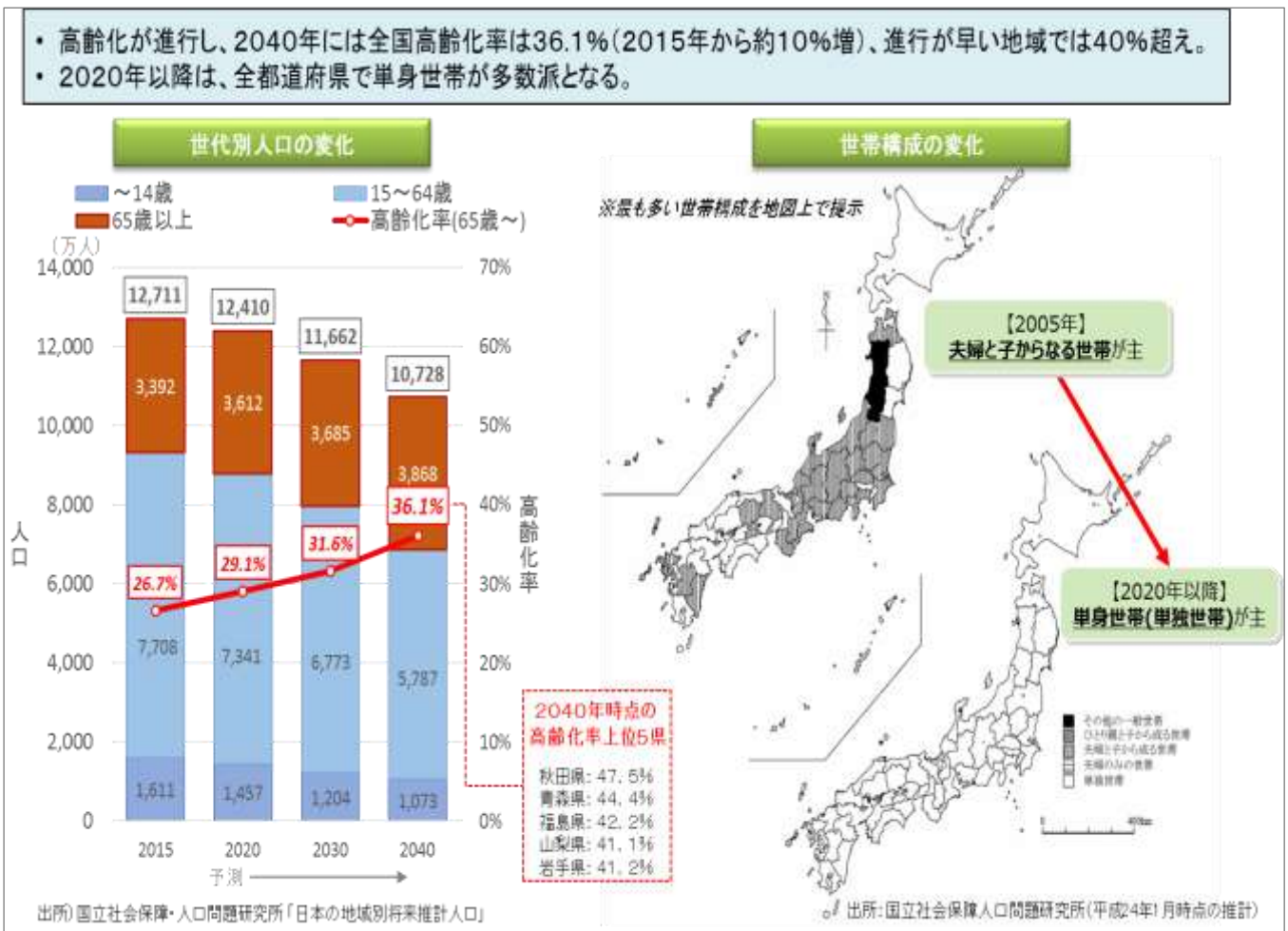
ドイツ ネットワーク執行法について (2017年10月1日～)
<p>ソーシャルネットワークにおける法執行の改善に関する法律 (ネットワーク執行法)</p> <p>対象事業者</p> <p>○ 利用者が任意のコンテンツを他の利用者と共有し、又は一般に公開可能なインターネット上のプラットフォームサービス (ソーシャルネットワーク) を営利目的で運営する事業者。 ただし、ドイツ国内の登録利用者数が200万人未満の事業者は、次の報告義務及び対応義務を負わない。</p> <p>報告義務</p> <p>○ 年間100以上の苦情を受ける対象事業者は、違法コンテンツに係る苦情の処理について、半年ごとに当該期間を対象とする報告書を作成し、連邦官報及び自身のウェブサイト上で公表しなければならない。</p> <p>申告のあった違法コンテンツへの対応義務</p> <p>○ 対象事業者は、違法コンテンツ申告のための手続窓口を設けた上、申告があった場合は、直ちに違法性を審査し、原則として以下の期間内に削除又はアクセスブロックをする義務を負う。</p> <p>①明らかに違法なコンテンツ: 申告を受けてから24時間以内 ②それ以外の違法コンテンツ: 申告を受けてから7日以内</p> <p>○ 対象となる違法コンテンツは、ドイツ刑法の特定の犯罪に該当するものに限られる。</p> <p>認定自主規制機関</p> <p>○ 対象事業者は、複数のソーシャルネットワーク提供事業者等が設立するなど、認定にあたり一定の要件を満たすことを要する自主規制機関に対し、コンテンツが違法か否かの判断を照会することができる。</p> <p>過料</p> <p>○ 最大500万ユーロの過料 (法人・団体には最大5,000万ユーロの過料) ※ 報告義務に違反した場合や苦情処理手続を適切に導入・提供していない場合等が対象。なお、違法コンテンツへの対応義務の違反に対する直接の過料はない。</p> <p>施行日</p> <p>○ 2017年10月1日</p>

[図8：ドイツのネットワーク執行法について]

また、ネットワークの安全性についても、より高速・大容量のサービスへの需要が拡大する一方で、大規模なサイバー攻撃が世界的にも拡大傾向にあることから、サイバーセキュリティの確保や輻そう対策を含む安定的運用が求められている状況にある。

(4)ユニバーサルサービスとしての放送

我が国は、2040年には全国の高齢化率が36%（2015年より10%増）まで進むとの予測がある一方で、少子化の進展により、すでに人口減少局面に入っていることから、単身世帯が多数派となり、国内消費の拡大も困難な状況の中で、積極的なグローバル展開や生産性の大幅な向上といった抜本的な措置の必要性がますます増大している。



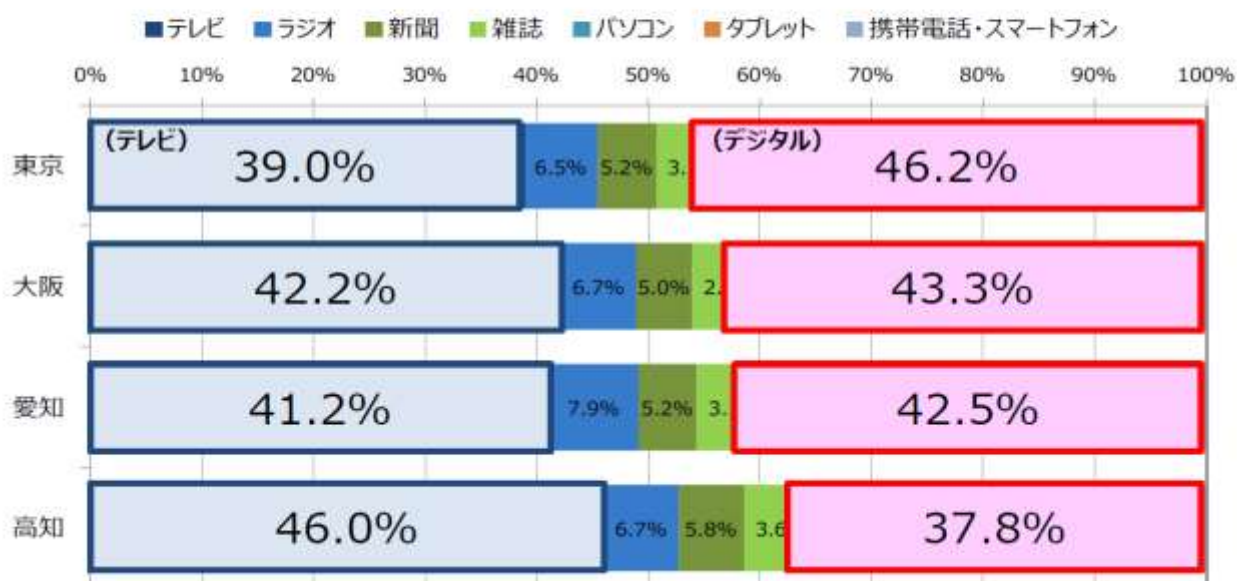
[図9：世代別人口の変化、世帯構成の変化（資料6－2より抜粋）]

こうした中、国内広告収入が大半を占める地上テレビを始めとする放送事業者においては、放送コンテンツの海外展開の推進や放送・通信融合型サービスの提供等、新たなサービスが模索されている。その一方、テレビ放送が、多くの国民・視聴者にとって基幹的な情報提供主体である現状に照らせば、ユニバーサルサービスとしての放送の維持・発展も、重要な課題となりつつある状況にある。

■ 都市圏/地方圏のメディア環境の比較

時間シェアは、都市圏で テレビ<デジタルメディア となるが、ローカルでは、テレビの時間シェアが依然として高いと推測される。

◎ エリア別のメディア接触時間シェア（2017）



※博報堂D.Yメディアパートナーズ メディア環境研究所 メディア定点調査

[図 10：都市圏/地方圏のメディア環境の比較（資料 3 - 4 より抜粋）]

2. 放送が目指すべき方向性

1. (1) 及び (2) で述べた点を踏まえると、放送事業者は、放送を取り巻く国内外の環境変化を十分に考慮に入れ、グローバルなコンテンツ競争にごしつつ、ますます多様化する視聴ニーズに臨機応変に対応することが求められている。そのためには、世界最高水準の情報通信基盤を活かしたビッグデータ利活用など、放送と通信の融合が進む中で、新たなサービス提供にも積極的に取り組むことにより、未来に向けて、メディア競争時代においても、放送が発展する中でコンテンツ産業も成長する、「我が国産業・経済成長への貢献」を目指すべきと考えられる。

また、1. (3) 及び (4) で述べた点を踏まえると、ローカル局を含む放送事業者は、人口減少社会において都市と地方の格差が一層拡大することが予想される中で、地域社会・経済を支えていくことが期待される。このような観点からは、地域社会に密着した取材力に裏付けられた質の高い地域情報の提供主体として、「国民への豊かで信頼できる情報の提供手段の確保」、とりわけ災害情報も含む各種情報の迅速・確実な提供とそれを支える信頼されるメディアの維持を通じて、個人の自律の促進や民主主義への寄与に貢献することが求められているといえる。

以上を踏まえれば、放送用の周波数の有効活用について検討するに当たり、以下のような放送サービスの未来像を念頭に置くことが適当であると考えられる。

放送サービスの提供において、世界最高水準の情報通信基盤と近年のICTの進展を最大限に活用し、放送を通じてより多様・豊かで、質が高く、信頼できる情報が国民・視聴者に届けられるとともに、海外に向けても発信される環境を確保していくこと。

第3章から第5章においては、上記の放送サービスの未来像を念頭に置いた上で、

- ・「放送サービスの高度化・多様化」
- ・「放送の社会的役割」
- ・「放送を支えるネットワーク環境の構築」

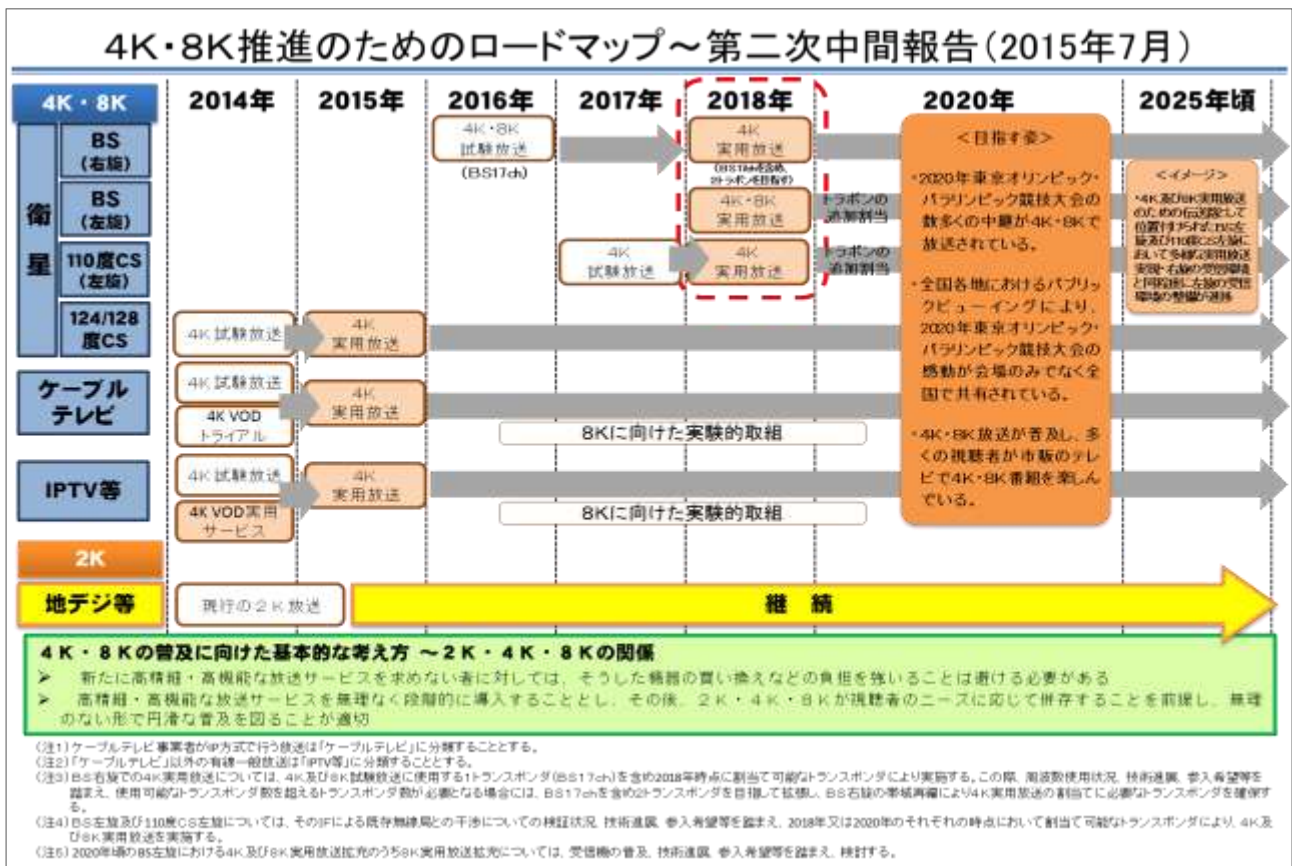
の観点から、①現状、②分科会で示された主な意見、③基本的な考え方、を取りまとめることとする。

第3章 放送サービスの高度化・多様化

1. 現状

(1) 高精細化への取組

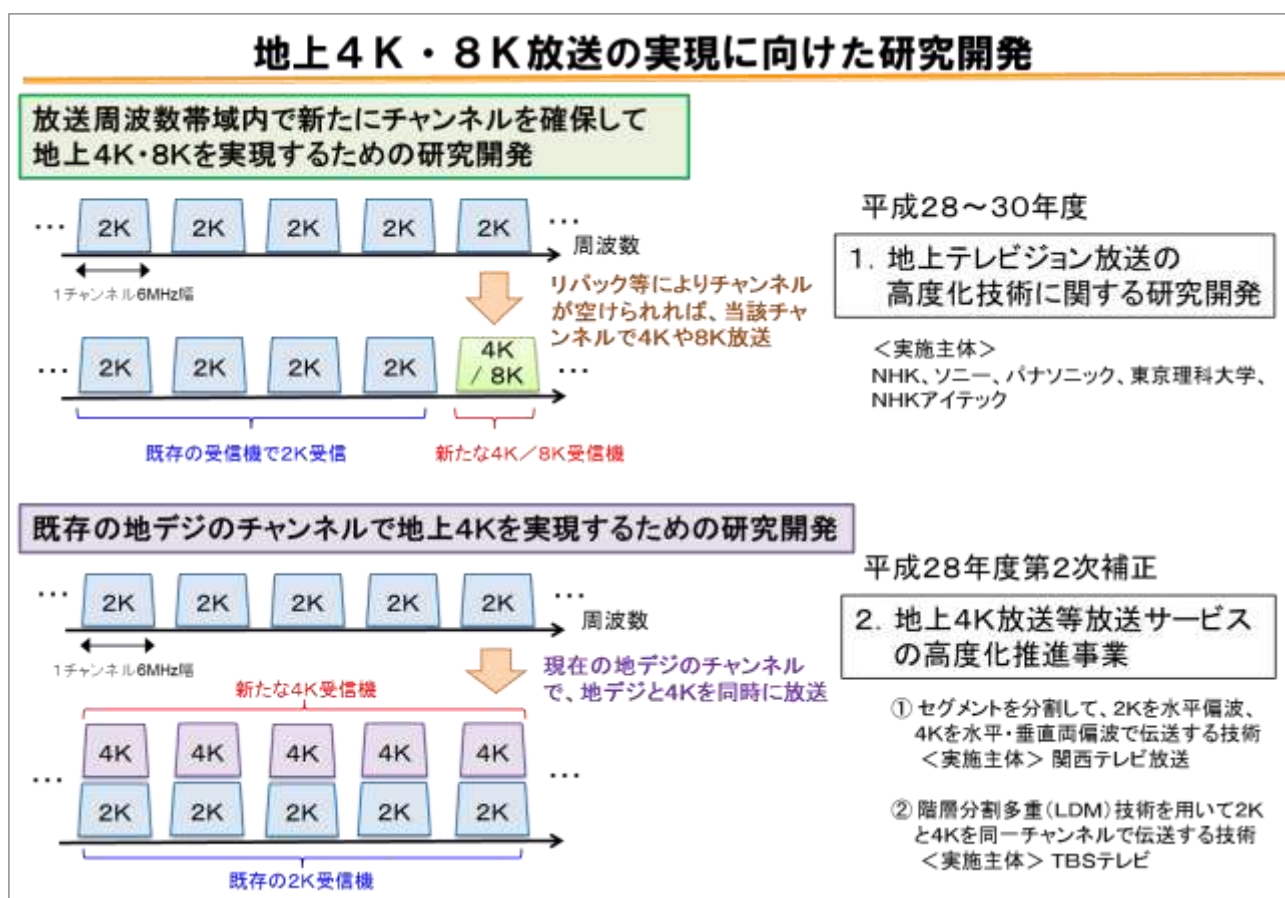
4K放送については、東経124/128度CS放送やケーブルテレビではすでにサービス提供が行われている。衛星基幹放送（BS放送及び東経110度CS放送）については、2018年（平成30年）12月より新4K8K衛星放送が開始される予定となっている。



[図 11 : 4K 8K 推進のためのロードマップ]

地上4K・8K放送については、総務省も予算措置等を行い、現在、NHK及び一部民間放送事業者等により研究開発が進められている段階である。まず、放送用周波数帯域内で新たにチャンネルを確保して4K・8K放送を実現する方法については、NHK、大学、及びメーカー等が中心となって、2016年度（平成28年度）から研究が進められている。最終年度となる2018年度（平成30年度）は、東京地区において、広いエリアをカバーする大規模局による伝送方式の特性を評価、検証するとともに、名古屋地区において、SFN（Single Frequency Networkの略で、隣接局同士で同一の周波数を繰り返し利用する技術）を用いた放送ネットワークを実証用に構築して、伝送機能を評価する予定である。

また、既存の地デジのチャンネルで4K放送を実現する方法は、地上テレビ放送用のチャンネル（6MHz幅）で、送信電力で分割することや、帯域で分割して偏波を組み合わせることにより、現行2K放送を保護しながら4K放送を伝送しようとするものである。実現すれば周波数の有効活用に資することが期待されている。しかしながら、送信電力を分割する場合には、低電力で送信されるために視聴エリアが狭くなる4K放送の視聴エリアの拡大が必要となること、帯域で分割して偏波を組み合わせる場合には、1チャンネルの13セグメントが2K放送と4K放送とに分割されるために、それぞれの放送の画質の確保が必要となること等の技術的課題を有しており、それらを解決するための対策の検討や実フィールドでの検証等が求められている。



[図 12：地上4K・8K放送の実現に向けた研究開発（資料4－2より抜粋）]

(2)放送・通信融合サービスの進展

放送と通信の融合については、第2章で述べたとおり、インターネット接続可能テレビが年々増加し（13.2%、2016年時点）、ハイブリッド・キャスト対応端末が着実に普及する等、一層多くの世帯において、テレビ端末を通じて、テレビ番組と連動して通信サービスを利用することが可能となっている。

こうした環境変化を踏まえ、2017年度（平成29年度）には、総務省予算事業として、ハイブリッド・キャストを活用した4K同時配信における技術的課題の検証や視聴データの利活用による新たなビジネスモデルの検証が行われた。例えば、CBCテレビ等の事業では、旅番組の放送を通じて視聴者にウェブ登録を促し、当該視聴者が観光地でチェックインすることにより懸賞への応募を可能とする等、放送と通信の連携による観光誘致や視聴データの活用を実現した。また、北海道テレビ放送等の事業では、視聴データを活用することにより、視聴ニーズに合った地域医療情報の提供（例：夜間休日の当番医の情報）を実現した。

①通信・放送融合型サービスと先行事例

2017年度の取組み事例

ハイブリッドキャストやデータ放送を活用した視聴データ収集・利活用を実証。

- 本年度、「フロードハンドの活用による放送サービスの高度化に向けた実証」における“類型C”で、視聴データ利活用による放送サービスのサービスモデルおよび運用方法の在り方にかかる検証が実施された。

※詳細報告は、2018年2月5日に実施

類型Cで実施した実証の全体像

項目	CBCテレビ (中京広域圏)	HAROiD		北海道テレビ放送 (北海道)	チューリップテレビ (富山県)	
		讀賣テレビ (近畿広域圏)	静岡第一放送 (静岡)			
サービス概要	視聴者向け	・ 視聴者向けモバイルサービスの提供(テレビでの提供情報のアーカイブ、クーポン配布等)	・ 視聴データを提供することで、毎月商品券1万円が当たる抽選に参加できるサービスの提供	・ テレビ番組を見れば見るほどポイントがたまり、プレゼントに応募できるサービスの提供	・ 視聴データを基に、過去動画情報を絞り込んだレコメンドをするサービスの提供	・ 行政の広報誌やフリーマガジンなどの地域コンテンツの配信 ・ スマホアプリへのテレビ情報の持ち出し
	事業者向け	・ 放送での提供情報をモバイルサービスへ展開することによる広告の効果向上	・ テレビ視聴データを活用したターゲティング広告配信	・ テレビ視聴データを活用したターゲティング広告配信	・ 医療情報サービスモデルの確立(「地域医療と放送の役割検討会(産官学協議会)」と連携)	・ 行政の広報や企業の広告宣伝の効果向上
サービス方式	データ放送	●	●	●	-	
	ハイブリッドキャスト	●	-	-	●	
活用データ	視聴履歴	●	-	●	-	
	非特定視聴履歴	●	●	-	●	
サービス提供期間	2017/9/30～11/5	2017/9～2017/10	2017/9～2017/11	2017/9/3～10/31	2017/11/14～11/16	

視聴データを活用した実証事例をご紹介します

[図13：通信・放送融合型サービスと先行事例（2017年度の取組み事例）（資料1～4より抜粋）]

我が国では、これらのサービスは実証段階にとどまっており、本格的なサービス開始には至っていないが、欧米等の先進諸国では、視聴データを活用した広告配信を中心として取組が先行している。例えば、特定の広告をリアルタイムに世帯レベルで出し分けて配信することが可能な「アドレスサブルTV」は、英民放最大手のITVが2018年（平成30年）第2四半期に開始予定であり、今後広告市場が拡大していくことが予想されている。

②その他の関連サービス事例 米国：地上波ネットワークと多チャンネル事業者の取組み

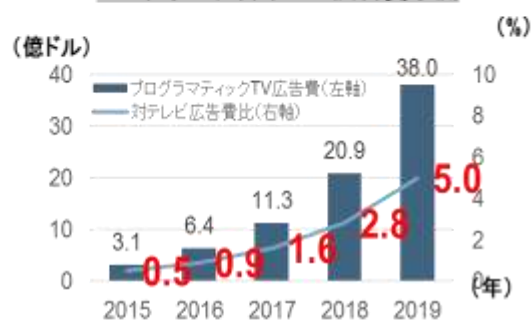
新たな広告需要獲得に向けて、STBデータ活用の広告配信も進む。

■ STBは、大手多チャンネル放送事業者(DirecTV、Dish Network、Comcastなど)はほぼ全て対応している。

米国では付加価値広告への取組みが注目を浴びている

区分	定義	活用データ	備考
プログラマティックTV	<ul style="list-style-type: none"> 視聴者ベースの広告取引を、ソフトウェアプラットフォームで自動化するもの 対象は、TVスポットや番組。ただし、従来通り、地域指定などは可能 	<ul style="list-style-type: none"> STB(視聴者データ) サードパーティデータ 	<ul style="list-style-type: none"> 非ターゲット層もチャンネルをつけていれば視聴してしまう(一般的に従来型広告モデルよりも効率はよいが無駄は存在するとされる) インターネット上では在庫が豊富にあるなどを理由に、オークション(RTB)取引が機能するが、テレビでは在庫も多くないことから、単価が変動しない(Programmatic Direct)取引が中心
アドレスサブルTV	<ul style="list-style-type: none"> プログラマティック技術を活用して、特定のテレビ広告を、リアルタイムに、世帯レベルに配信するものために、STB等の情報を活用するもの 対象は世帯(STB) アドレスサブルTVは、プログラマティックTVのサブセット 	(同上)	<ul style="list-style-type: none"> 世帯単位が対象のため、非ターゲット層には配信されない(無駄がない、とされている) 実態としては、個々の世帯ではなく、特定セグメント(ひとつのカタマリ)向けの配信が行われている

プログラマティックTV 広告費予測



アドレスサブルTV 広告費予測



注1) コンソーシアム(Turner, Fox Network, Viacom)によるSTBを活用したOpenAP構築のような動きもある
 注2) サードパーティデータとは、デモグラフィック情報、地理的情報、広告主関連情報(購買情報、ロイヤリティプログラム加入情報等含む)などさまざまな情報を含むが、個人を特定するものではない。

[図 14 : STBデータ活用の進展 (資料1-4より抜粋)]

ITVは、スマートテレビを活用した広告提供サービスを開始予定。

- スマートテレビやHbbTV対応テレビ・STBの普及前に、最大手のITVが取り組んだことの意味は大きい。
 - 英国で最大の広告放送局であるITVが、スマートテレビを活用したアドレスサブル広告を2018年2Qに開始。
 - アプローチ方法は異なるが、Channel4も、将来的には視聴者データを活用したアドレスサブル広告を進めていく。
 - テレビの結線率は、欧州内でも英国は比較的高い(テレビの直接接続だけで39%(Ofcom))ことから取り組みやすい。

ITVが計画しているアドレスサブル広告のイメージ

関心事項・デモグラ・
ライフスタイルに適合した広告
(HbbTV活用も想定)



sorenson



itv Itv3
itv2 Itv4
itvBe citv

匿名化データ

※ソフトウェアアップデートの際に許諾を取得

出所) プレスリリース等からNRI作成

[図 15 : I T VのアドレスサブルT V (資料 1 - 4 より抜粋)]

他方、国内においても、一部の放送事業者においては、VR（仮想現実）等の最新技術を活用し、テレビ番組と連動したデータやCGをスマートグラスでテレビ画面の周囲に映し出す等の独創的なサービスを開発する例も見られる。放送と通信の融合・連携により、テレビ視聴の価値を高める取組の例として注目される。

MIXED REALITY

日本テレビの取組み

『近未来のMRテレビ視聴システム』を目指して

MRスマートグラスで視聴するアプリ・システム・デモコンテンツを開発




技術的な課題を明確にし、制作ノウハウを蓄積すると共に、
新たな広告ツールとしての活用を検討

03
0TEL

[図 16 : 日本テレビの近未来のMR視聴システムの概要 (資料 6 - 1 より抜粋)]

(3)放送番組のネット配信

放送番組のネット配信については、一部の民放事業者によって、有料での見逃し視聴やアーカイブ提供等の取組が進められている。無料配信については、在京キー局を含む民放各社が提供する放送番組の見逃し配信サイト「TVer（ティーバー）」等の例があるほか、同時配信についても、一部の事業者により特定の番組⁵について同時配信が行われる等、具体的な取組が見られる。

②その他の関連サービス事例 国内の動画配信サービスの動向 多様な動画配信サービスが提供されており、放送局も積極的に展開。

■ 撤退するサービスが出現する一方で、動画配信サービス市場への新規参入も続いている。

国内の主要な動画配信サービス(事業者)

	無料モデル(AdVOD)	有料モデル(TVOD/SVOD)※一部無料
ネット系OTT (A・B・C・E・G)	<ul style="list-style-type: none"> • YouTube ※民放コンテンツも提供 • Gyao! ※民放コンテンツも提供 • ニコニコ動画(ドワンゴ) 	<ul style="list-style-type: none"> • Netflix • Amazonビデオ(プライムを含む) • ニコニコ動画プレミアム/チャンネル(ドワンゴ) • TSUTAYA TV(TSUTAYA) • DMM.com • U-NEXT • GooglePlay • アクトビラ
地上波系	<ul style="list-style-type: none"> • AbemaTV(テレビ朝日) ※サイバーエージェントと協業 • Newsモーニングサテライト(テレビ東京) • ホウドウキョク(フジテレビ) • 見逃し配信サービス(在京キー局、地方局、民放キー局を主体とした共通プラットフォーム TVer) 	<ul style="list-style-type: none"> • NHKオンデマンド(NHK) • 日テレオンデマンド・Hulu(日本テレビ放送網) • TBSオンデマンド(TBSテレビ) • テレビ東京ビジネスオンデマンド(テレビ東京) • FOD(フジテレビ) • Paravi(プレミアム・プラットフォーム・ジャパン) ※2018年4月より開始 <p style="text-align: center;">一部の地方局も動画配信サービスを提供している</p>
多チャンネル事業者・通信事業者系	<p style="text-align: center;">-</p> <p>(加入者向けの無料見逃し配信サービスは、各チャンネルや多チャンネル事業者が提供している)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • dTV(ドコモ) ※イヘックスと協業 • DAZN(Perform Group) ※ドコモと協業 • ビデオパス(au) ※テレビ朝日と協業 • スポナビライブ(ソフトバンク、Yahoo!) • ひかりTVビデオ(NTTぷらら) • J:COMオンデマンド(J:COM) • スカパー!オンデマンド(スカパー-JSAT) • J SPORTSオンデマンド • アニマックス on PlayStation • ネット同時配信(WOWOW) ※2018年度予定

※〇記載ないものはサービス名と企業名が同一のもの



[図 17：我が国の放送事業者によるネット配信の現状（資料 1－4 より抜粋）]

⁵ 日本テレビ放送網株の「第9 4 回箱根駅伝同時配信トライアル」、(株)TBSテレビの「2018年元日ニューイヤー駅伝同時配信実験」、(株)テレビ東京の「世界卓球2017ドイツ」「柔道グランドスラム」等の他、在京5社配信ビジネス検討会議の「2018 F I F A ワールドカップロシア大会配信実証実験」(総務省施策)を実施予定。

他方、同時配信については、米英といった先進諸国においては、有料放送のシェアが高く、ケーブル加入とのパッケージ提供が一般的である等、我が国と視聴環境が異なるものの、視聴拡大等を目的として積極的に行われており、視聴データを活用した広告配信等、放送・通信の融合に係る取組が進展しつつある。

②その他の関連サービス事例 英国：地上波放送局と多チャンネル事業者の取組み
動画配信の提供は一般的。共通プラットフォームや広告配信の取組みも進む。

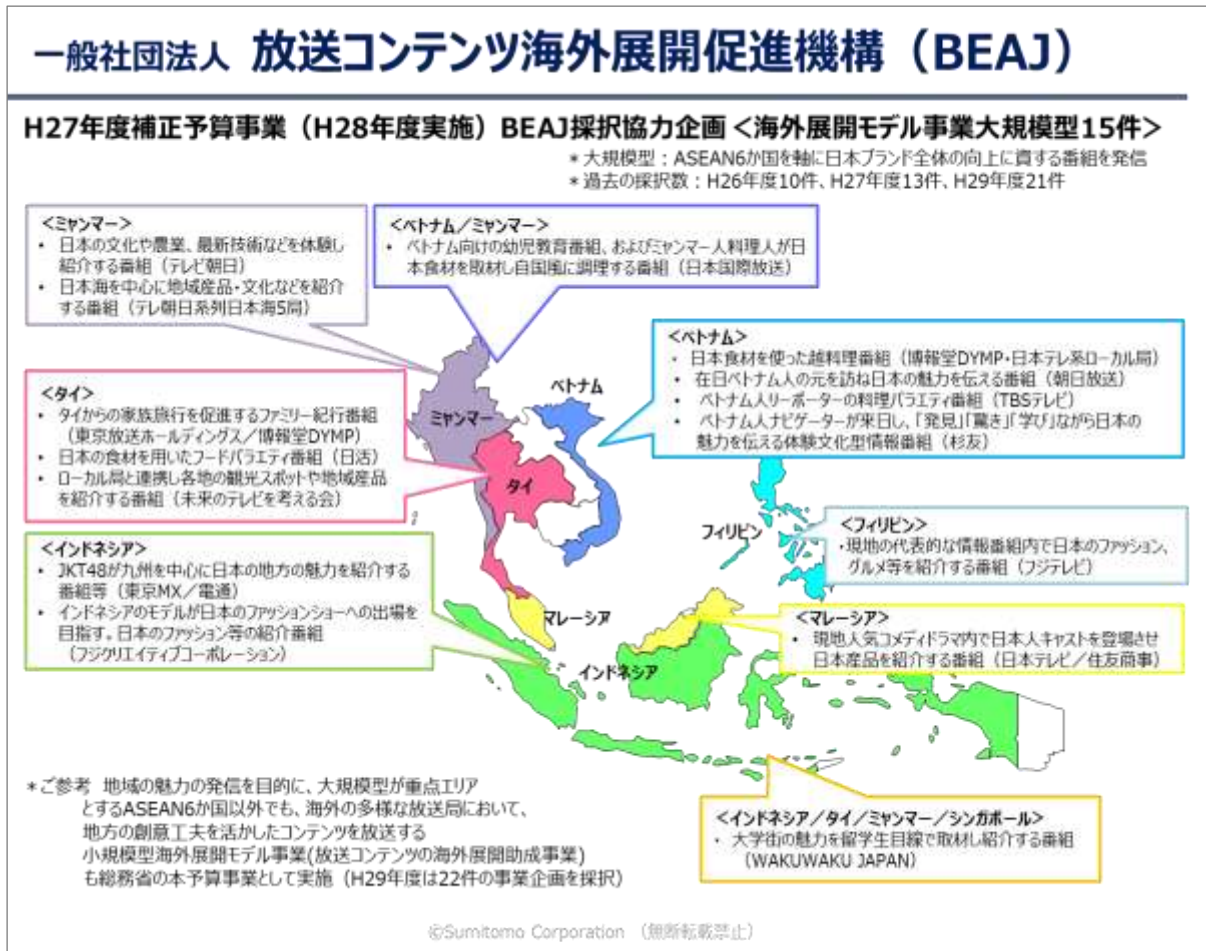
英国内の地上波放送局と多チャンネル事業者の取組み事例

区分	事業者	通信・放送融合型サービスの概要	特徴	共通プラットフォーム対応	
				Youview	Freeview Play
地上波放送局	BBC	<ul style="list-style-type: none"> 「iPlayer」は最も利用されている(2007年から本格的に開始) 	<ul style="list-style-type: none"> テレビとラジオ番組の同時配信サービスと放送後30日まで視聴可能な見逃し配信を提供(ダウンロード可能)、多種多様なデバイスに対応 BBC Storeでは別途購入することも可能 	○	○
	ITV (Channel3)	<ul style="list-style-type: none"> 「ITV Hub」は英国でBBCに次いで利用されている(2007年開始) 	<ul style="list-style-type: none"> BBCと同様、同時配信サービスと見逃し配信を提供。見逃し配信では視聴者等に広告差し替えを実施(利用登録が必要) 月額£4のITV Hub+では、ダウンロードと広告なしサービスが利用可 	○	○
	Channel4	<ul style="list-style-type: none"> 「All 4(iB4oD)」(2006年開始) 	<ul style="list-style-type: none"> BBCと同様、同時配信サービスと見逃し配信を提供(利用登録が必要) 	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> 積申の広告配信サービス 	<ul style="list-style-type: none"> All 4が対応する全デバイス(モバイル、タブレット、ゲームコンソール、テレビ)を横断し、性年代・位置・関心事項等に基づくターゲティング広告を2018年に開始予定(従来のリニア放送向けのターゲティング広告も検討中) 	○	○
Channel5	<ul style="list-style-type: none"> 「My5(iBFive Download, Demand5)」(2008年開始) 	<ul style="list-style-type: none"> 見逃し配信を中心としたサービス アカウント登録することで、視聴可能期間を延ばすことが可能 	○	○	
多チャンネル事業者	Sky	<ul style="list-style-type: none"> OTT型「NOW TV」を提供(2012年7月) 	<ul style="list-style-type: none"> Skyは、国内外スポーツ、ハリウッド映画の独占放映権を継続的に獲得しており、「Sky Sports」「Sky Movies」としてチャンネルを提供している 衛星放送のみならず、NOW TVなどでもそれらチャンネルを提供 Now TVを視聴するためには対応するテレビが対応Boxが必要 		
	Virgin Media	<ul style="list-style-type: none"> 地上波の見逃し配信提供 TivoをベースとしたSTB  	<ul style="list-style-type: none"> 英国の全地上波の見逃し配信サービスを提供 米国TivoをベースとしたSTBを活用して、NetflixやSky On Demandなど他社のOTTサービスも利用できるようにしている 		
	BT	<ul style="list-style-type: none"> YouviewをSTBとして活用  	<ul style="list-style-type: none"> BTは、国内外スポーツの独占放映権を獲得しており、「BT Sports(4K対応済み)」としてチャンネルを提供している 見逃し配信が強みのYouviewを自社のSTBとしている 	○	

[図 18 : 英国における地上事業者等によるネット配信 (資料 1 - 4 より抜粋)]

(4)放送コンテンツの海外展開

放送サービスの海外展開については、各放送事業者による放送コンテンツの海外販売や海外事業者との共同制作等の取組に加え、放送事業者、権利者団体・関係業界等により 2013 年（平成 25 年）に設立された「放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）」を中心に、放送事業者等と他産業や地方公共団体等が幅広く協働して、主にアジア諸国に向けて、我が国のブランド向上やインバウンド・アウトバウンドの拡大にも資する形での取組が進みつつある。



〔図 19：BEAJ 採択協力企画＜海外展開モデル事業大規模型 15 件＞（資料 5－2 より抜粋）〕

(5)地域配信、配信プラットフォーム

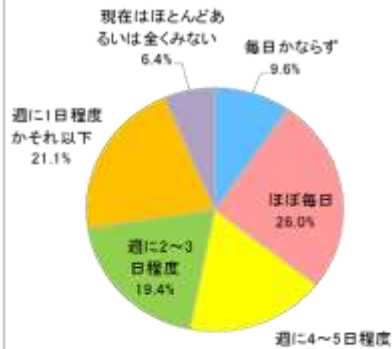
放送事業者による地域展開については、各局の創意工夫によって、視聴者のニーズに応えた地域情報の発信が行われている。ローカル局は、自主制作により、ニュースやドキュメンタリー等を通じて、災害報道等地域のきめ細かい実情を伝える番組や地域社会・文化の特色を反映した番組を作っており、視聴者からも高い評価を得ている。また、番組作りだけでなく、ローカル局が地域でのイベントに参加する等、地域に根ざした存在として、信頼を勝ち得ている例もある。

5. 民放テレビの地域情報番組に対する評価

<調査概要>

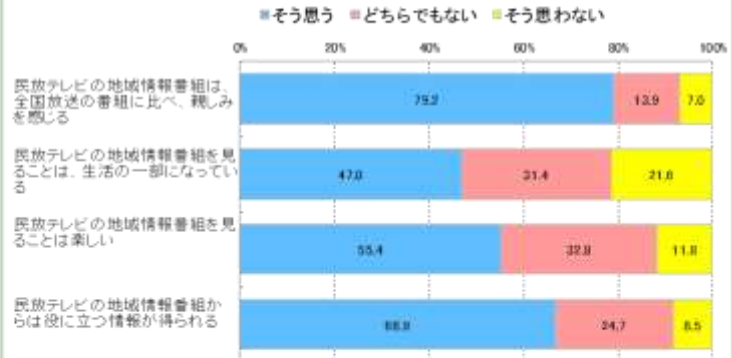
- ・調査対象：3大広域圏を除く31道県のネットユーザー（男女15～69歳、有効サンプル数：1,033）
- ・実施期間：2016年10月14日(金)～2016年10月16日(日)
- ・調査方法：インターネット調査
- ・調査主体：民放連研究所

① 民放テレビ地域情報番組の視聴頻度



- 半数以上の視聴者が「週に4～5日程度」以上、地域情報番組を視聴。

② 地域情報番組の評価

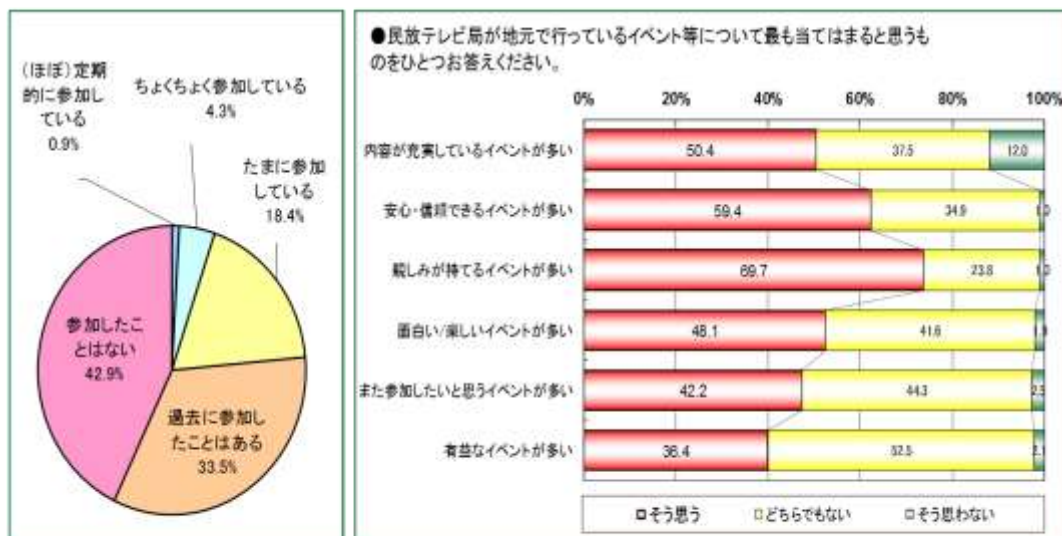


- 半数以上の視聴者が「全国放送の番組に比べ、親しみを感じる」「見ることは楽しい」「役に立つ情報が得られる」と回答。
- 「生活の一部になっている」との回答も5割弱。

[図 20：民放テレビの地域番組に対する評価（資料 2－3 より抜粋）]

7. ローカルテレビ局が行う地域でのイベントへの参加経験と評価

*2県合計



○調査対象地域：民放テレビ4局地区と3局地区各1県
 ○調査時期：2014年3月
 ○回答者：15～69歳までの男女各県622名
 ○調査手法：インターネット調査
 ○調査主体：民放連研究所

[図 21：ローカルテレビ局が行う地域でのイベントへの参加経験と評価（資料 2－3 より抜粋）]
 また、一部の地域においては、当該地域における複数の事業者の番組を一括で配信するプラットフォームを構築する動きが見られる等、通信サービスの特性を活かしつつ、地域に根ざした存在であるローカル局としての独自性を訴求しようとする取組も行われつつある。

[地域配信の例]

■大阪チャンネルとは

国内最大手通信会社NTTグループ NTTぶららとの連携により関西ローカル放送の番組を一手に束ねた見放題映像配信サービス「大阪チャンネル」を2017年4月25日よりスタート。



■提供概要

アプリ (ios/android) とひかりTVでサービス提供

配信対象	月額400円(税込)	月額450円(税込)
配信内容	見放題400円(税込)	見放題450円(税込)
配信サービス	ひかりTV	ひかりTV
配信イメージ		

■具体的なコンテンツ例

関西ローカル局の過去の番組や劇場生配信など約3000本を揃える。オリジナルコンテンツについては過去の伝説的な番組を復活させるなど話題性のあるコンテンツを制作。

大阪で人気の番組を初配信で提供！

番組の生配信も実施！

地上波放送後の人気番組を提供！

「大阪チャンネル」だけで見れるオリジナル番組を提供！

関西ローカル局（10局）に加えて、2018年5月末日より地方局10局ほど追加される予定。

【大阪・関西局】 10局	【地方局】 12局※2018年5月末日追加予定	
エリア	局	系列
大阪	毎日放送	TBS
大阪	朝日放送	EX
大阪	テレビ大阪	TX
大阪	関西テレビ	CX
大阪	読売テレビ	NTV
兵庫	サンテレビ	U局
京都	KBS	U局
奈良	奈良テレビ放送	U局
和歌山	テレビ和歌山	U局
滋賀	びわ湖放送	U局

放送局との経済条件

- ・過去作品
視聴者数に応じて配分
- ・オリジナル作品
制作費を大阪チャンネルが負担し、さらに視聴数按分。
- ※サンテレビとの取り組み
放送番組にプラスの映像を追加し配信オリジナル番組とする。

[図 22：よしもとクリエイティブ・エージェンシー発表資料（資料 5－3 より抜粋）]

2. 分科会における主な意見

- 今後の日本社会において、人口減少や過密化・過疎化の進展、価値観の多様化等が予想される中、社会インフラとしての放送は、社会の構成員の相互理解・対話を促進し、持続的に社会・世論が発展するためにますます重要となっている。
- 放送と通信の融合については、利用者や産業界の双方にとって、より良い形で産業が発展していくことが、正解になるのではないかと。

- 諸外国において、OTTやスマートフォンの進展による映像サービスの構造変化やオールIP・オールクラウドによる放送といった動きが出ている中で、我が国の対応が問われているのではないか。
- 米英においては、放送番組を含む動画配信やネット広告が増加しているが、テレビ放送については、テレビ局がキラーコンテンツを保有しつづけていること等により、テレビ広告収入は減っていない。
- 放送コンテンツの海外展開の推進は進めるべきであり、国内放送の果たす役割とは分けて考える必要がある。
- ハリウッドが海外展開の成功事例とされることが多いが、米国では有料サービスから順に視聴されるウィンドウコントロールが働く一方、日本では主要なコンテンツ制作者であるテレビ放送事業者が無料広告モデルに依拠している等、日米のビジネスモデルの差異に留意する必要がある。

3. 考え方

経済・社会の両面で我が国が置かれている現状を踏まえると、放送と通信の融合が進展する中で、新たな技術を取り入れつつ、基幹的な情報提供主体としての放送サービスが、多様化する視聴者のニーズに応えていく必要がある。また、我が国は、世界最高水準の情報通信インフラを有する等、利用者が高度なサービス品質に対する「眼」を持っており、このことは、我が国発の優れたサービスを生み出す契機ともなりうる。

こうした点を踏まえ、放送事業者において、今後、一層の高精細化や放送と通信の融合型サービス、視聴データの活用、同時配信を含むネットの活用、端末の多機能化を活かした高度な放送サービスを実現していくことにより、視聴者の期待に応えていくことが期待される。

その上で、グローバル規模でコンテンツ競争が激化する等、事業者環境の急速な変化を踏まえ、世界に先駆けて、放送・通信が融合した独創的なサービス提供や新たなビジネスモデルの展開を通じて、放送事業者を含む多種多様なプレイヤーによる質の高いコンテンツの提供を実現し、コンテンツ産業の国際競争力の強化や地域経済への貢献を目指していくことが求められる。

上記を実現する観点から、放送サービスに関する中長期的なビジョンに基づいて、多様なプレイヤーの参画等も通じた放送市場の活性化及び周波数の更なる有効活用に向けた道筋をつけることにより、放送サービスの一層の高度化・多様化を実現するとともに、必要に応じて、制度的措置や財政面での支援等を講じることが適当である。

第4章 放送の社会的役割

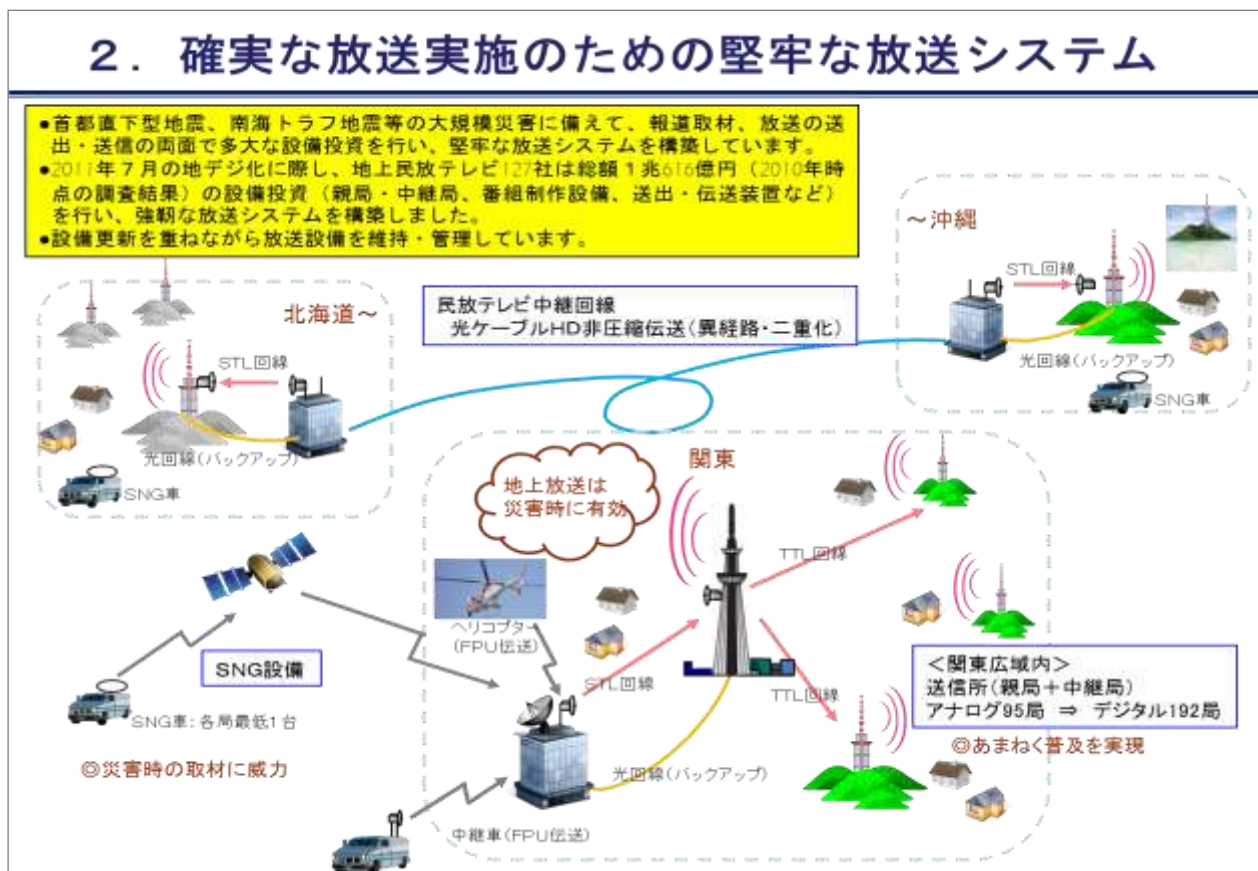
1. 現状

(1)放送のシステムと機能についての基本的な考え方

放送は、受信料を財源とする公共放送であるNHKと民間の創意工夫により多様な番組を提供する民間放送事業者の「二本立て体制」により、地域に根ざした多元的・多様なメディアとして、国民・視聴者の間で普及してきた。とりわけ、テレビ放送は、一斉同報性のある信頼される基幹メディアとしての高い公共性を有しており、テレビ端末の普及度や広告市場に占める地位等も相まって、メディア環境が大きく変化する中であっても、社会インフラとして、引き続き重要な社会的役割を担っている。

このように、NHK及び民間放送事業者は、災害報道や地域情報の発信・取材を行う主体としての公共的役割を担っており、あまねく全国における受信を可能とするため、条件不利地域を含めて全国で12,000局余りのテレビ放送の中継局を設置・運用しており、ほぼ100%のカバー率を達成している。

また、大規模災害時に備えて、取材及び放送の両面で冗長化等の対応を講じてきており、いざという時にバックアップが可能な放送体制を構築してきている。



[図 23：確実な放送実施のための堅牢な放送システム（資料 2－3 より抜粋）]

放送法は、放送が果たしてきた公共的役割が保障され、憲法が保障する表現の自由の保障の下で、言論報道機関として健全な民主主義の発達に貢献することを期待し、放送に携わる者の職責を規定したものである。

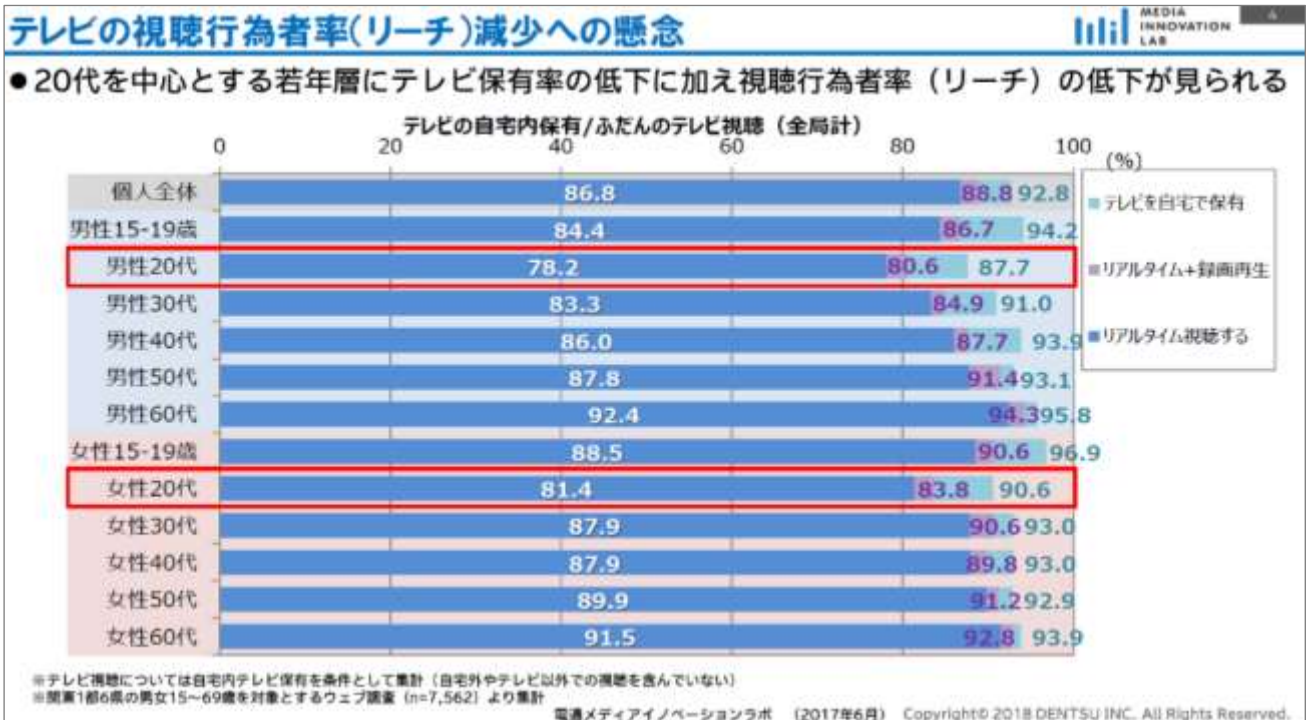
具体的には、番組準則や番組審議機関、訂正放送等の番組編集に関する自主的規律を規定した上で、事業運営について行為規制を課すのではなく、字幕・解説番組に関するユニバーサルサービスの確保、マスメディア集中排除原則や外資規制といった構造的な規制を規定している。これらの規定を踏まえ、放送事業者の自主自律により番組編集を行うことによって、国民・視聴者に対し基本的な情報を提供することを可能とし、それにより、個人の自律の促進と民主主義の発達に寄与してきた。



[図 24：放送法の基本的枠組み]

(2) 視聴者から見たテレビ放送

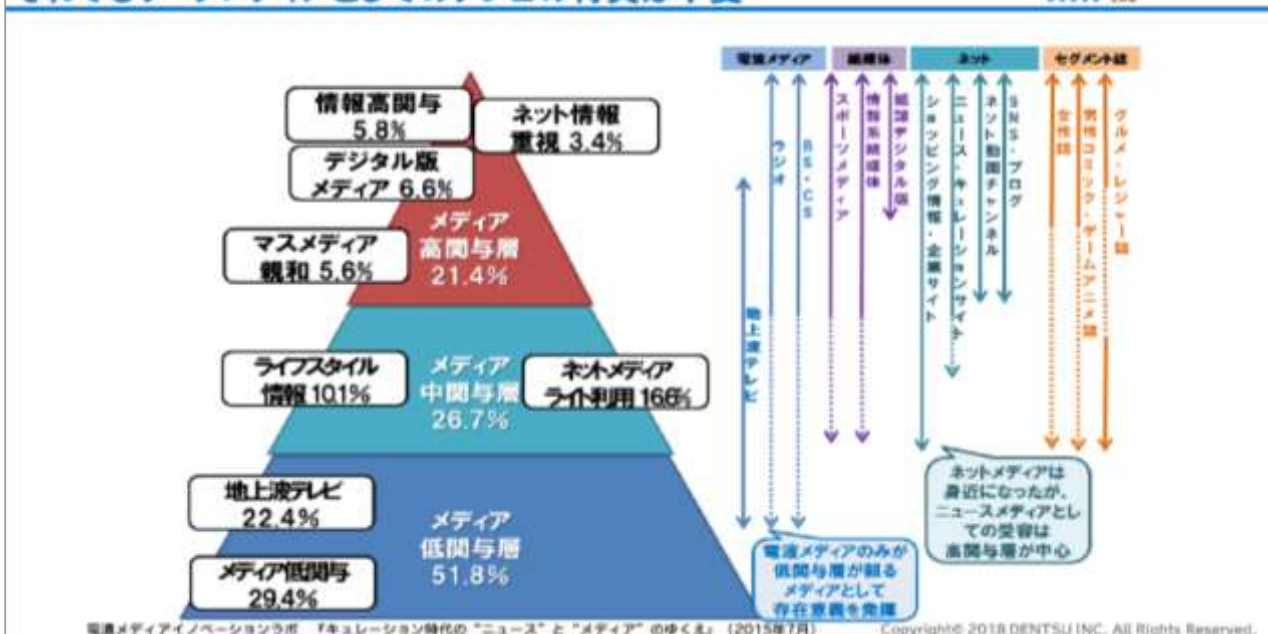
若年層においては、テレビを持たない世帯が1割を超える等テレビ保有率が低下していることに加え、テレビを保有する者の間でも行為者率（1日15分以上視聴する人の全体に占める割合）の低下が見られる等、「リーチ」が長期的に減少傾向にあるといえる。



[図 25：テレビの保有率及び行為者率（資料 2-1 より抜粋）]

一方、テレビは依然として「頼りにされる」重要な情報源であり、知的好奇心を満たし、円滑な社会生活に資する存在であるといえる。特に、受動的な情報収集を行う層（メディア低関与層）に対して高い訴求を有しているものと考えられる。

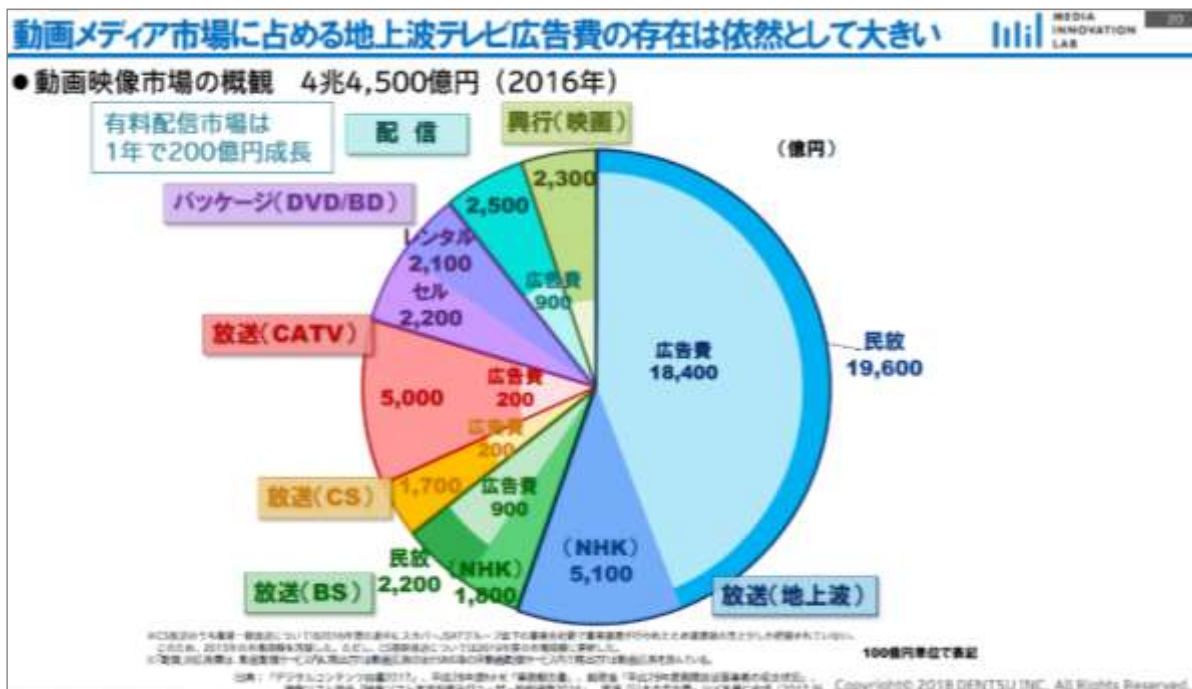
それでもリーチメディアとしてのテレビの特質は不変



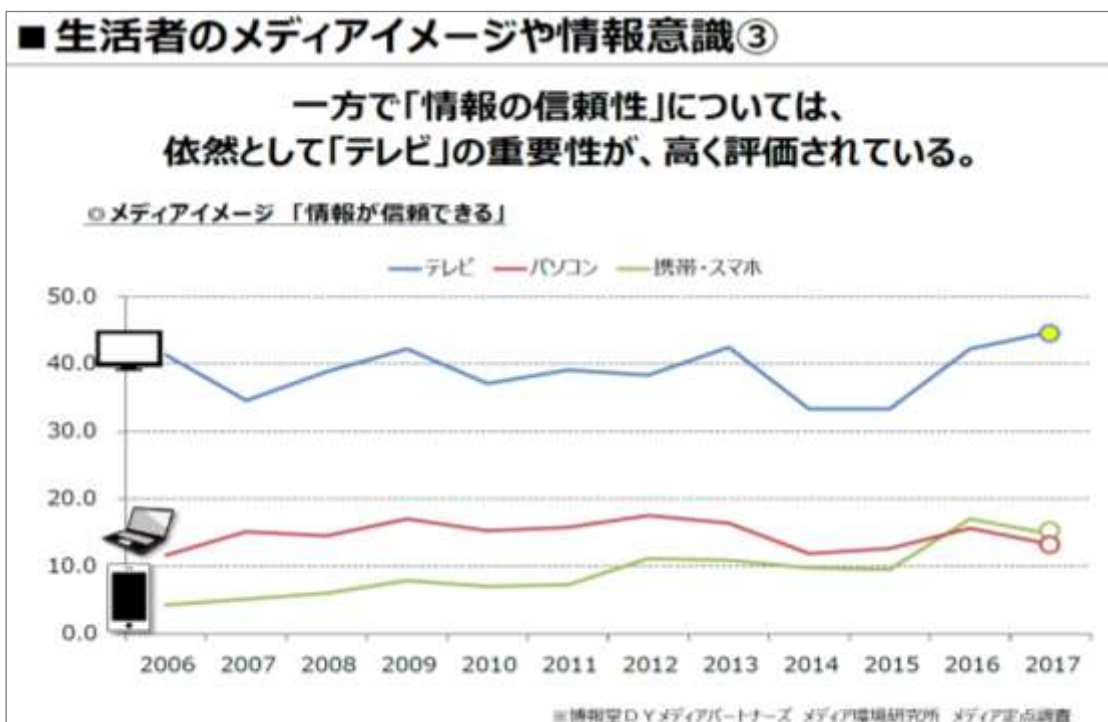
[図 26：リーチメディアとしてのテレビ放送について（資料 2-1 より抜粋）]

また、広告媒体としてのテレビを見ても、動画メディア市場に占める地上テレビ広告の存在は依然として大きく、出稿する広告主からすれば、広告や商品・ブランドの認知を高め、イメージを向上させる点で高く評価されているとの調査結果がある。

以上を踏まえると、テレビは、情報の信頼性や地域情報の発信主体として、引き続き重要な役割を果たしており、また、広告の観点からは、一層の付加価値化やサービスの多様化を図っていくことが重要となっている。



[図 27：動画メディア市場の概観（資料 2 - 1 より抜粋）]



[図 28：テレビの信頼性について（資料 3 - 4 より抜粋）]

(3)信頼されるメディアとしての放送

第2章で述べたフェイクニュースの広がり等に見られるような状況において、健全な民主主義の発達が損なわれないよう、信頼されるメディアとしての放送についても、政策的に維持・発展させることにより、憲法が保障する国民の知る権利や表現の自由を、全体として実現していくことが求められる状況にある。

また、放送事業者が国民・視聴者の信頼を維持・発展させるためには、自主自律を確保し、放送事業者自らが信頼される情報の提供を続けることにより、創意工夫により、視聴者との紐帯を強めるとともに、ネット事業者等の関係者との連携を強化する等の取組を進め、視聴者へのリーチを維持・発展させることが課題となっている。

(4) 諸外国の状況

諸外国においても、テレビによるニュース接触率が高く、報道や情報に対する信頼感でテレビ・ラジオや新聞が上位を占める等、放送に対する信頼度は高い水準にある。例えば、英国では、テレビ、ラジオといった放送が、放送サービスとしても、オンラインでも最も多く利用されるメディアであり、その背景として、番組基準を遵守する放送のジャーナリズムに対する信頼が特に高いとする分析も行われている。



[図 29 : 諸外国におけるメディア別のニュース接触率 (資料 2-2 より抜粋)]



[図 30 : 諸外国におけるメディア別のニュース信頼感 (資料 2-2 より抜粋)]

2. 分科会における主な意見

- テレビは地域独自の最適な配信網を構築しており、放送とネットの双方の特性を見ながら、地域で見たい信頼性の高いコンテンツをどのように届けるかを考える必要がある。
- ローカル局には、番組制作や報道を通じて地域の問題を共有し、解決策を探るという役割がある。
- 人口減少により地域情報の確保が課題となっている中、ローカル局は放送事業に限らず、地元でのイベント等を通じた文化・情報の発信拠点として大きな役割を果たしている。
- フェイクニュースが問題化する中、取材力・編集力を持つ伝統的なジャーナリズムを守るため人材育成等が必要。
- 若年層は、身の回りのことを「ニュース」と呼ぶが、社会的・経済的な情報のソースが新聞やテレビであることは認識している。信頼性のないメディアに広告はつかないものであり、信頼性は民放にとっても一番大事な部分である。
- 放送の信頼性について、信頼性がないメディアには広告はつかない。この点は広告の大原則であり、民間放送事業者にとって一番大事なところである。

3. 考え方

地上テレビ放送は、放送事業者による自主自律を基本とする現行放送法の下で、自律的な番組制作を行うとともに、あまねく全国において受信されるように放送の普及を図ること等を通じて、信頼される基幹メディアとして、国民・視聴者に対するナショナル・ミニマムである情報提供機能を果たしてきた。

我が国における放送の普及、国民・視聴者が寄せてきた信頼感等を踏まえれば、引き続き、放送の社会的役割が確実に果たされていくことが必要である。

とりわけ、ローカル局が担ってきた地域における情報発信・取材機能としての役割については、人口減少等の社会動態の変化を見極めつつ、国民の知る権利の確保、地方創生・地域振興といった観点からも、維持・発展を図っていくことが期待される。

第5章 放送を支えるネットワーク環境の構築

1. 現状

(1)地上基幹放送用周波数の有効活用

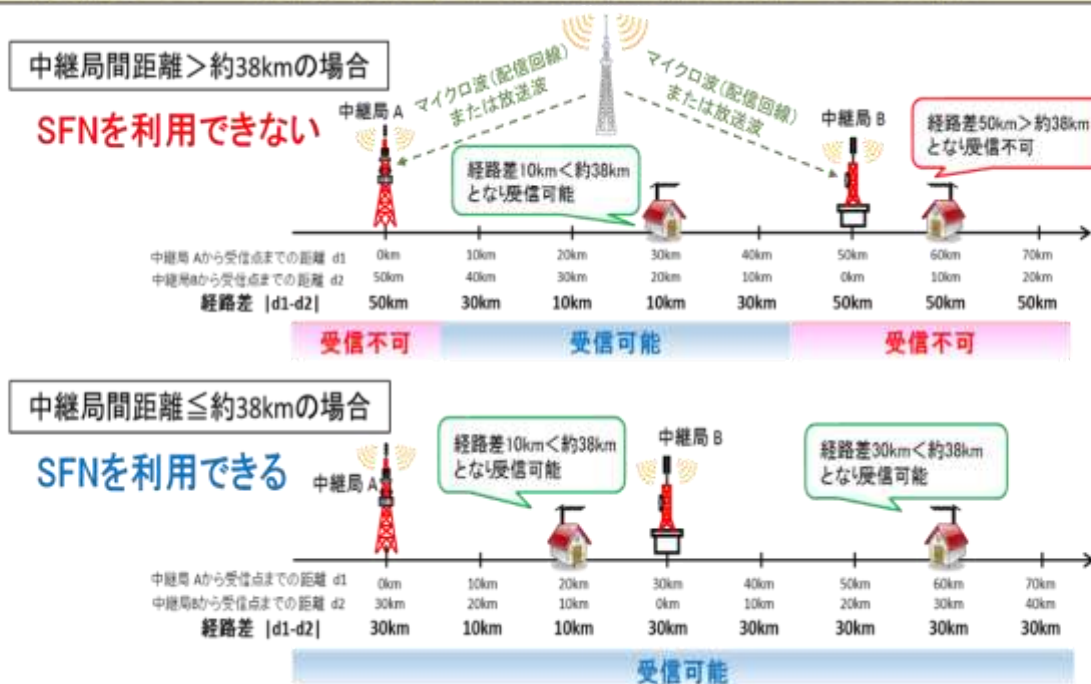
地上デジタルテレビ放送については、なるべく多くの放送サービスがより広範囲の地域において混信なく受信できるよう、基幹放送用周波数使用計画に基づいて稠密なチャンネル配置を行っている。そのため、混信に強い伝送方式であるOFDM (Orthogonal Frequency Division Multiplexing) を採用し、隣接局同士では同一の周波数を繰り返し利用するSFN (Single Frequency Network) を最大限に活用した放送ネットワークを構築することにより、周波数の利用効率を大幅に向上させている。これらにより、地上アナログテレビ放送のデジタル化に際し、放送用周波数を62ch (370MHz) から40ch (240MHz) へと大幅に圧縮して空き周波数を作り出し、700MHz帯域の携帯電話等の通信サービスを実現した。

SFN (Single Frequency Network) を活用した放送ネットワークの構築

- SFN (Single Frequency Network) を活用することで、隣接局同士で同じ周波数を利用することが可能となる。
- 全国12,076局の放送局のうち、10,767局 (約89%) がSFNを利用するなど、**SFNは最大限に活用**されている。
- なお、隣接局同士の距離が遠い (38km以上^{※1})、フェージング^{※2}などの気象現象や、山間部等の地理的要因による反射波の影響などにより、混信を受けてしまう場合には、同一のチャンネルを利用することができない。

※1 SFNを利用可能な条件: 地上デジタル放送では、同じ番組を同一チャンネルで放送する複数の局からの電波が一定の遅延時間 (126 μ s=経路差に換算すると約38km以下) 以内の範囲で到達した場合には受信が可能となる仕組みを持っている。

※2 テレビの送信所から受信点までの距離が比較的大きい場合に、電波が伝搬する通路又は通路上の大気の状態が気象条件などにより変動することによって、受信される電波の強さが変化し、安定して放送波の受信ができなくなる現象。



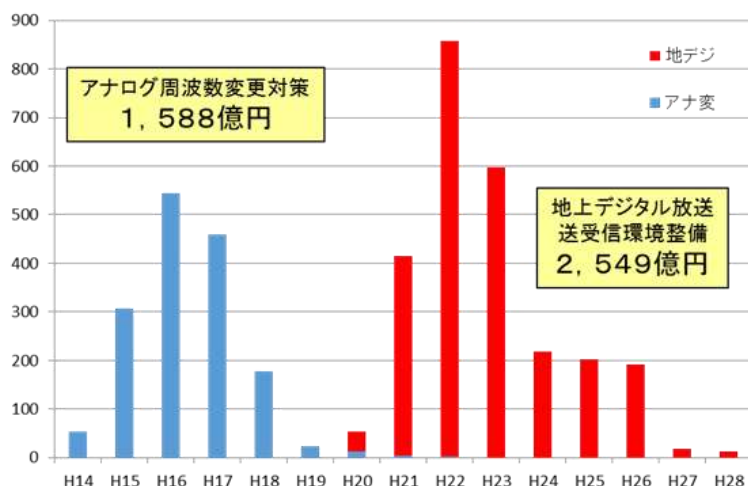
[図 31 : SFN を活用した放送ネットワークの構築 (資料 1-6 より抜粋)]

このようなデジタル化においては、アナログ周波数変更対策業務（いわゆるアナアナ変換）や700MHz周波数再編などの取組を通じ、受信者には周波数の変更によるテレビのチャンネルプリセット、放送方式の変更によるテレビの買い換えなどの多大な協力を得ることで実現することが可能となった。

地デジ送受信環境整備

- アナログ周波数変更対策業務の実施概要（平成22年末）
 - ・送信側対策（アナログ放送局の周波数等の変更） 1,166局所
 - ・受信側対策（テレビ受信機のチャンネル再設定、アンテナの交換・調整等） 約471万世帯
- 地デジ送受信環境整備に係る事業費はこれまで約2,500億円にのぼる。

事業費の推移（補助金ベース）



電波利用料財源の用途の追加（地デジ化関連）

2001年	アナログ周波数変更対策業務
2008年	地上デジタル放送移行対策関連業務（中継局、共聴設備のデジタル化、デジタル混信への対応、視聴者相談体制の整備）
2009年	低所得世帯への地デジチューナー等の支援
2011年	東北3県におけるアナログ放送の延長期間の運用経費助成業務

地上デジタル放送の送受信環境整備の内訳（億円）

①受信相談・調査	789
②チューナー支援	459
③中継局・共聴施設の整備支援等 (130) (1,071)	1,201
④チャンネル周波数変更対策	72
⑤デジアナ変換導入支援	20
⑥原発避難区域における地デジ	7

地上デジタル放送の送受信環境整備（単位：億円、補助金ベース）

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計
41	411	855	597	219	203	191	19	13	2,549

[図 32：地デジ受信環境整備（資料 1－6 より抜粋）]

また、地理的・技術的に条件を限定することにより、地上デジタルテレビ放送以外の用途にも利用可能な周波数については、ホワイトスペースとして特定ラジオマイクやエリア放送（一般放送）として活用されている。

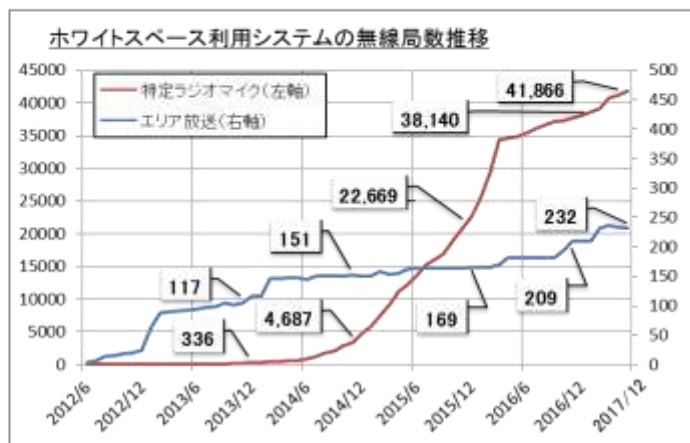
このように、地上基幹放送用周波数は有効活用が図られているが、今後、放送サービスの未来像を見据え、更なる周波数の有効活用に対する期待が持たれている状況にある。

ホワイトスペースの活用状況について

◎ ホワイトスペース利用システムの無線局数

平成29年12月末時点

- 特定ラジオマイク：41,866局
アナログ：31,076局
デジタル：10,790局
- エリア放送：232局

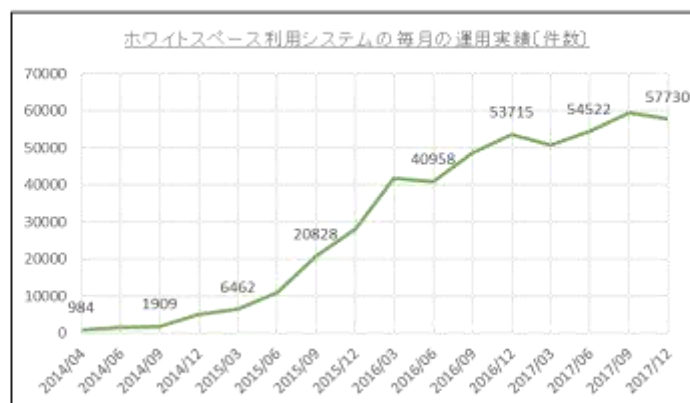


◎ ホワイトスペース利用システムの運用実績

- ホワイトスペース利用システムの運用実績※
：57,730件(平成29年12月末時点)

※各月の運用実績数は、各日の運用数(延べ)を合算したもの。

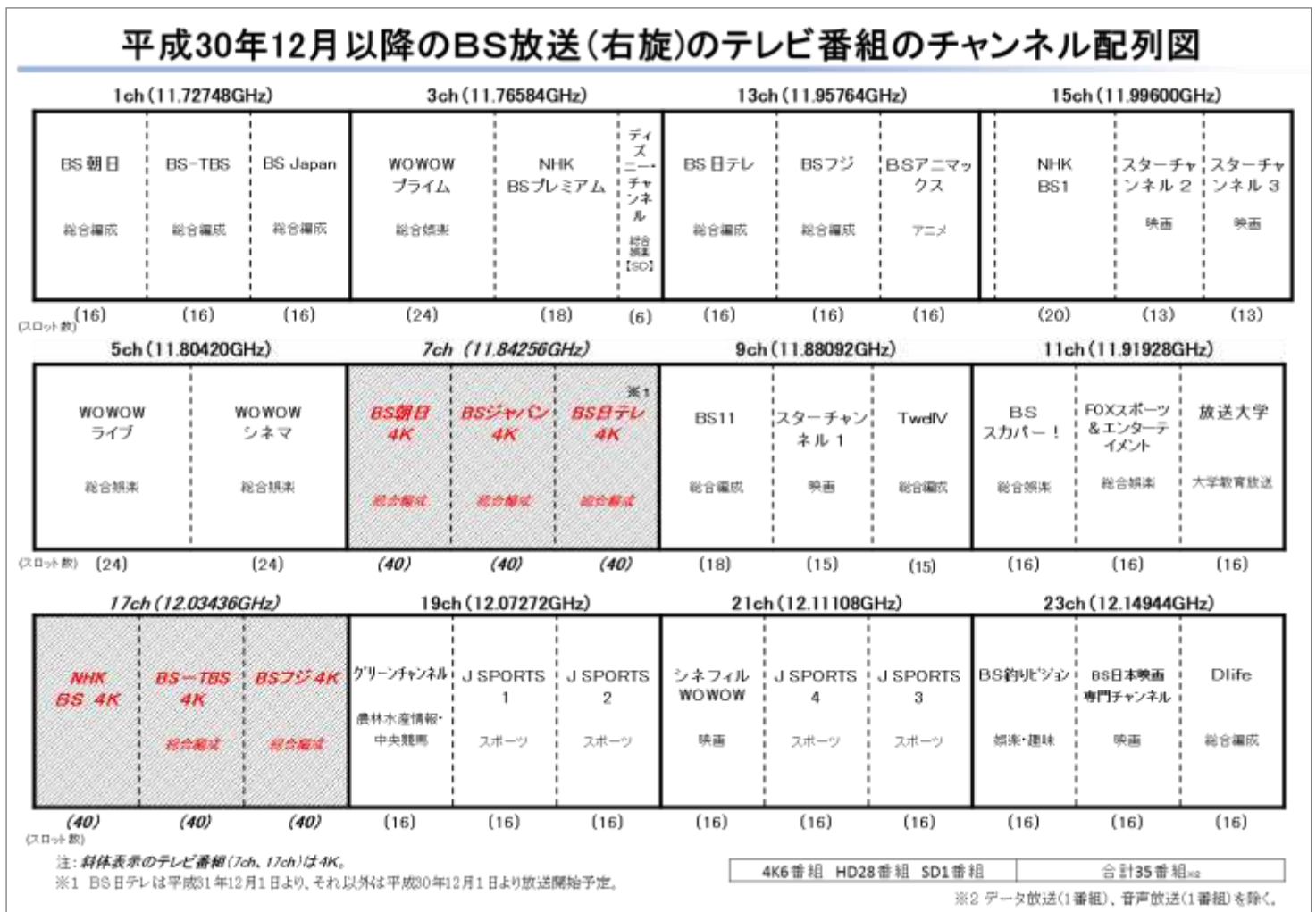
ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピックに向け、需要が大幅に増大することが想定されている。



[図 33：ホワイトスペースの活用状況（資料1－6より抜粋）]

(2)衛星基幹放送事業者の帯域の有効活用

BS放送や東経110度CS放送といった衛星基幹放送については、既存放送で用いられている右旋円偏波を利用した周波数帯域での割当てがひっ迫している一方、2018年（平成30年）12月から開始される新4K8K衛星放送で新たに利用される左旋円偏波を利用した周波数帯域については、従来のアンテナではなく左旋円偏波にも対応した新たなアンテナが必要であることや、一部住宅においては宅内配線の改修工事が必要になるケースがあるなどの受信環境の差があることに加え、不適切な施工等に起因して中間周波数が漏洩し、他の無線サービスへの影響が懸念されることから、一部が未利用となっている。



[図 34 : BS放送のチャンネル利用状況 (右旋)]

平成30年12月以降のBS放送(左旋)のテレビ番組のチャンネル配列図

2ch (11.74666GHz)	4ch (11.78502GHz)	6ch (11.82338GHz)	8ch (11.86174GHz)		
未使用	未使用	未使用	ショップチャンネル 4K	4K QVC	映画エンタテインメントチャンネル
			ショッピング	ショッピング	映画
（スロット数） (120)	(120)	(120)	(40)	(40)	(40)
10ch (11.90010GHz)	12ch (11.93846GHz)			14ch (11.97682GHz)	16ch (12.01518GHz)
未使用	※ WOWOW	※ 総合標準	NHK BS 8K	未使用	
（スロット数） (120)	(40)	(40)	(120)	(120)	
18ch (12.05354GHz)	20ch (12.09190GHz)		22ch (12.13026GHz)		
未使用	未使用		未使用		
（スロット数） (120)	(120)		(120)		
注:BS放送(左旋)のテレビ番組は4K(NHKは8K)。 ※ WOWOWは平成32年12月1日より、それ以外は平成30年12月1日より放送開始予定。			8K1番組 4K4番組		合計5番組

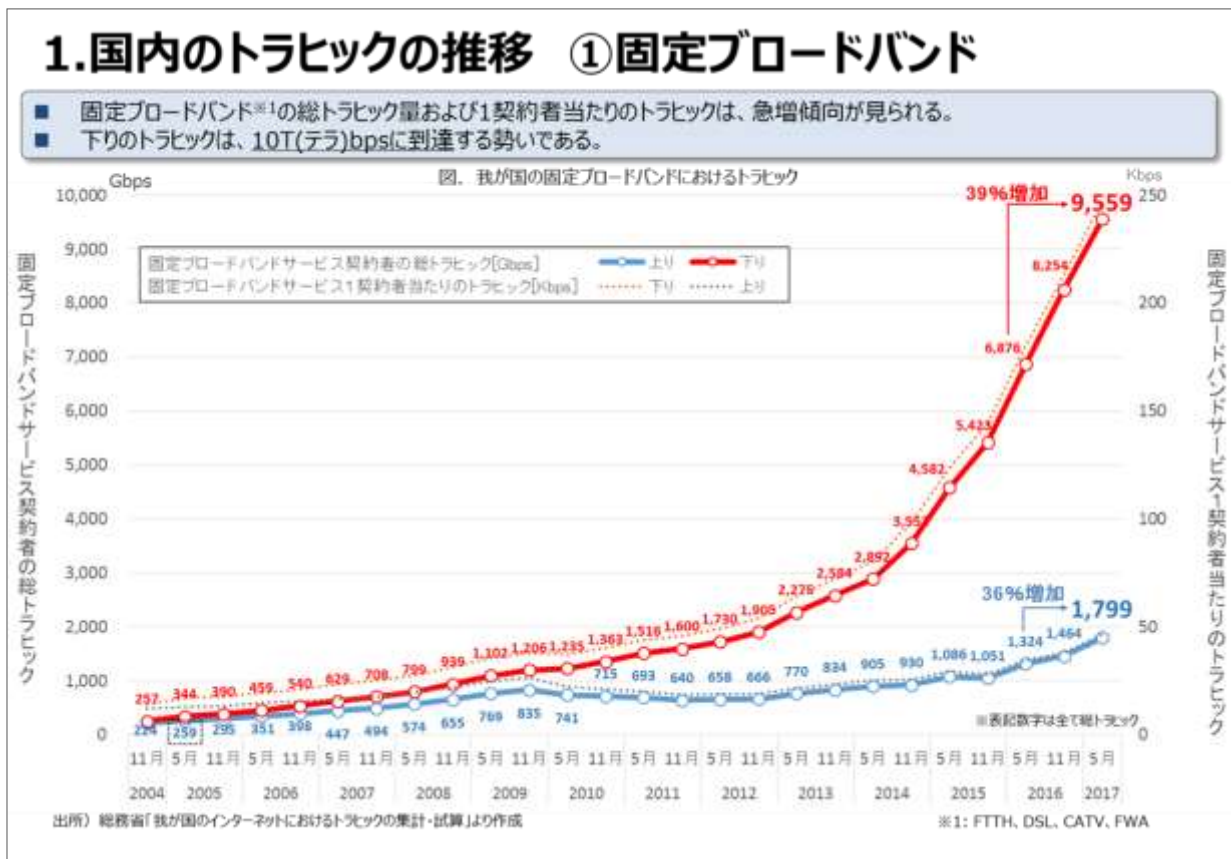
[図 35 : BS放送のチャンネル利用状況 (左旋)]

このため衛星基幹放送用周波数の有効活用については、右旋帯域と左旋帯域の利用状況の非対称性を前提に別々に有効活用のあり方を検討することが求められる状況にある（詳細については「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」報告書参照）。

(3)通信トラフィックの現状とネット配信に係る課題

ブロードバンド化の進展等により、放送番組のネット配信を行うことが可能な環境が出現しつつあるなかで、放送用周波数の有効活用という観点から、放送サービスを通信サービスによって代替しようとの指摘も一部なされているが、この点については、以下のような課題に留意する必要がある。

- ① インターネット・トラフィックについては、固定・モバイルともに、近年年間約1.4倍で増加してきているとのデータがある（図36及び図37参照）。なお、通信事業者としては、ピーク時のトラフィックを収容できるよう、局所的、特定時間帯のトラフィックの増加を考慮した上で、ネットワーク全体を設計する必要があり、今後も、トラフィックのひっ迫に対応し、処理能力を常に高めていくこと措置をとっていくことが大きな課題となっている。



[図36：国内の固定ブロードバンドのトラフィックの推移（資料2-4より抜粋）]

1.国内のトラフィックの推移 ②移動体通信

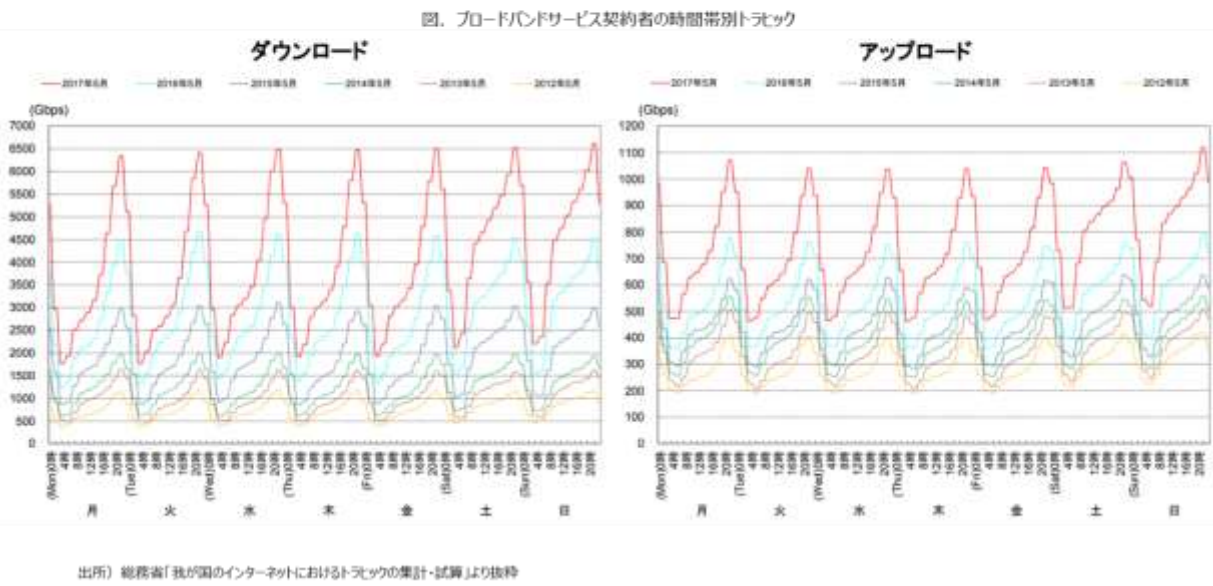
- 移動体通信サービスの総トラフィック量^{※1}も年々堅調に増加している。
- 下りのトラフィック量は、直近で約2Tbpsとなっており、固定ブロードバンド総トラフィックの約1/5の規模である。



[図 37: 国内の移動体通信のトラフィックの推移 (資料 2-4 より抜粋)]

2.国内のトラフィックの特性 ①固定ブロードバンド/時間帯別

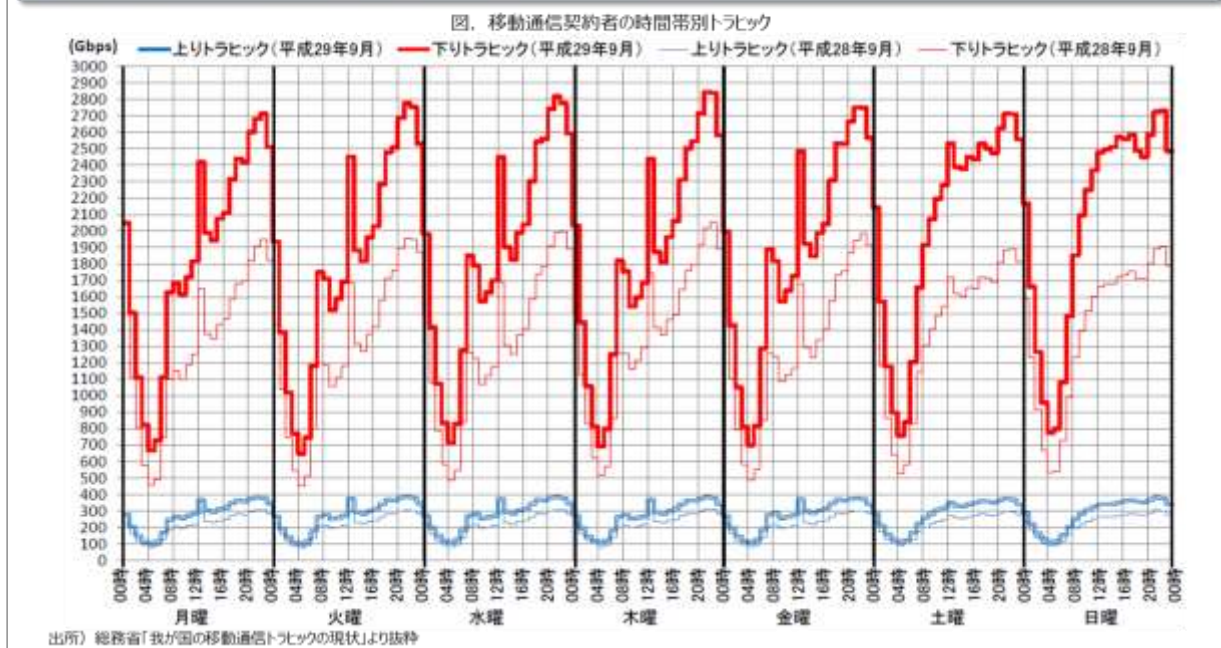
- 固定ブロードバンド契約者のピークトラフィックの時間帯は21時から23時にある。
- 放送における、いわゆる「プライムタイム」(一般に19時~23時)の後半と重なる。
- 週末は日中時間帯の利用も多い。



[図 38: 国内の固定ブロードバンドのトラフィックの特性 (資料 2-4 より抜粋)]

2.国内のトラフィックの特性 ②移動体/時間帯別

- 移動体通信サービス契約者のピークトラフィックの時間帯も、固定ブロードバンドと同様に21時から23時にある。
- 平日は、朝から夕方にかけて徐々にトラフィックが増加し、昼休み帯に一時的なピークに達する。
- 休日は、朝から昼にかけて急激に増加し、その後夕方にかけて微増となっている。



[図 39 : 国内の移動体通信のトラフィックの特性 (資料 2 - 4 より抜粋)]

- ② このように、トラフィックが年々ひっ迫しつつある状況の中で、動画配信、特に 4 K コンテンツ等の大容量データの同時配信については、ネットワークの処理能力との関係において、将来にわたって同時配信の実施に伴う機器増設等の投資コストを誰がどのように負担するのかが問われることとなる。こうした観点から、費用対効果を考慮した持続可能なサービス提供のあり方等が大きな課題となっている。
- ③ 現在のOTTによる動画配信サービスの国内利用者については、ネットワークの負荷への影響は限られている。しかしながら、仮に、例えば、数千万人が同時に利用する動画配信サービスを通信回線で伝送する等の場合は、輻輳について考慮する必要がある。特に、4 K コンテンツ等の大容量データの同時配信については、4 K 映像を安定的に視聴するためには、NGN⁶を使用してもベストエフォートではなく、優先制御による配信が前提になると考えられる。

⁶ NGN (次世代ネットワーク) は、高い信頼性・安全性・セキュリティを確保した上で、1つのネットワーク上において音声通信、データ通信及び映像配信といった様々なサービスを統合的かつ安定的に提供する機能を実現する NTT 東日本・西日本の IP 網。

6. モバイルによる4K/8K動画同時配信の実現性

あらゆる場所で4K/8K映像をストレスなくスマホ視聴するには以下の対応が必須
費用対効果を考慮したサービス検討が必要

①5G技術の活用

➢ サービス性の検証も行いながら高速・大容量の技術的特徴を生かすのが最適

②高スループットの確保(ベストエフォートは不可)

2K:4~8Mbps 4K:15~30Mbps 8K:70~110Mbps

③広い専用帯域の確保

➢ ②の高スループットを確保するには、「4K-1CH:約4MHz幅」「8K-1CH:約11MHz幅」が必要
➢ 同時配信では上記帯域幅を常時使用することとなるため、他のサービスに影響が出ないよう、専用帯域が必要となる

④一般家庭への屋内専用アンテナ設置(光伝送路含む)

➢ 5Gでは直進性の高い周波数帯を活用するため、屋外から屋内のエリア対策が厳しく
屋内で一定以上のスループットを確保するには、屋内への専用アンテナ設置が必要不可欠



[図 40 : モバイルによる 4 K / 8 K 動画同時配信の実現性 (資料 4 - 4 より抜粋)]

- 近年、映像配信サービスの利用拡大等に伴うインターネットトラフィックの急増（年に1.3～1.6倍程度）により、通信事業者のネットワークにおいても負荷が増大しており、今後もこの傾向は継続すると想定されます。

4K映像配信の検証結果を踏まえると、このようなトラフィック増加傾向の下で、IP放送の品質を確保し、4K映像を安定的に視聴するためには、NGNにおいては、優先制御での配信が前提になると考えております。

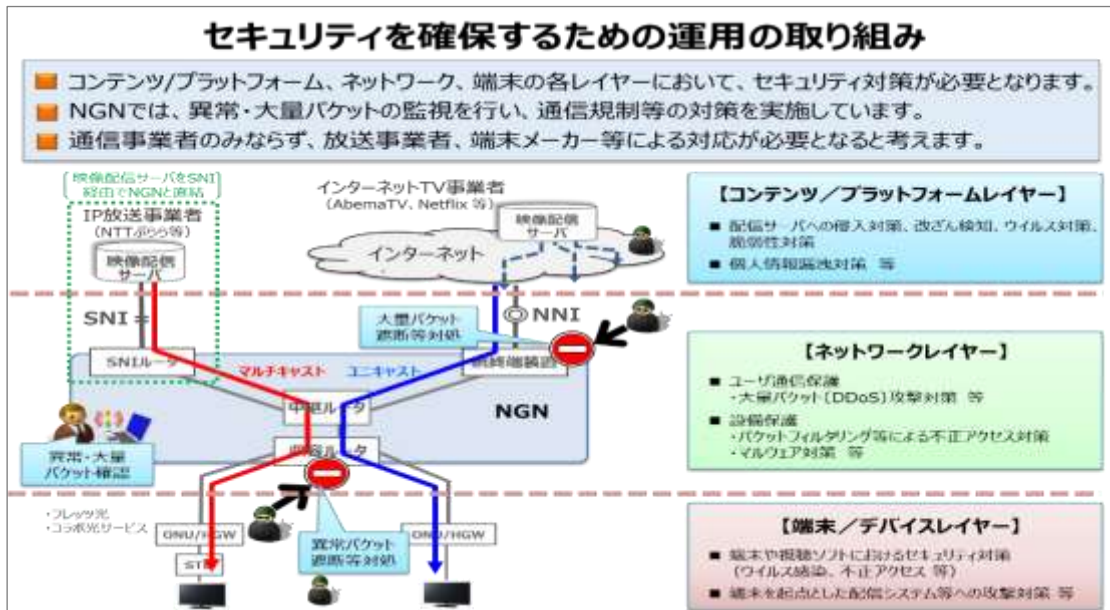
- 今後、4K映像のIP放送が広く配信されるようになると、通信事業者のネットワークを流れるトラフィックはさらに拡大し、それに伴うネットワークの増設等が必要になるため、こうした投資・コストを通信事業者が適切に回収できる仕組みが必要になると考えます。

そのため、4K映像のIP放送の視聴ニーズ等を踏まえ、持続可能なサービス提供のあり方やビジネス性についても、今後検討を深めていく必要があると考えます。

- なお、セキュリティに関しては、通信事業者のみならず、放送事業者、端末メーカー等による対応が必要となると考えます。

[図 41 : 大容量トラフィックによるネットワーク等への影響 (まとめ) (資料 5 - 4 より抜粋)]

④ また、ネット配信については、サーバ等への不正アクセスやウィルス感染等のセキュリティの脅威が、規模と深刻さを増している状況にあり、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、通信事業者に加え、放送事業者や端末メーカー等の関係者が協働し、包括的な対応をとることが求められている。



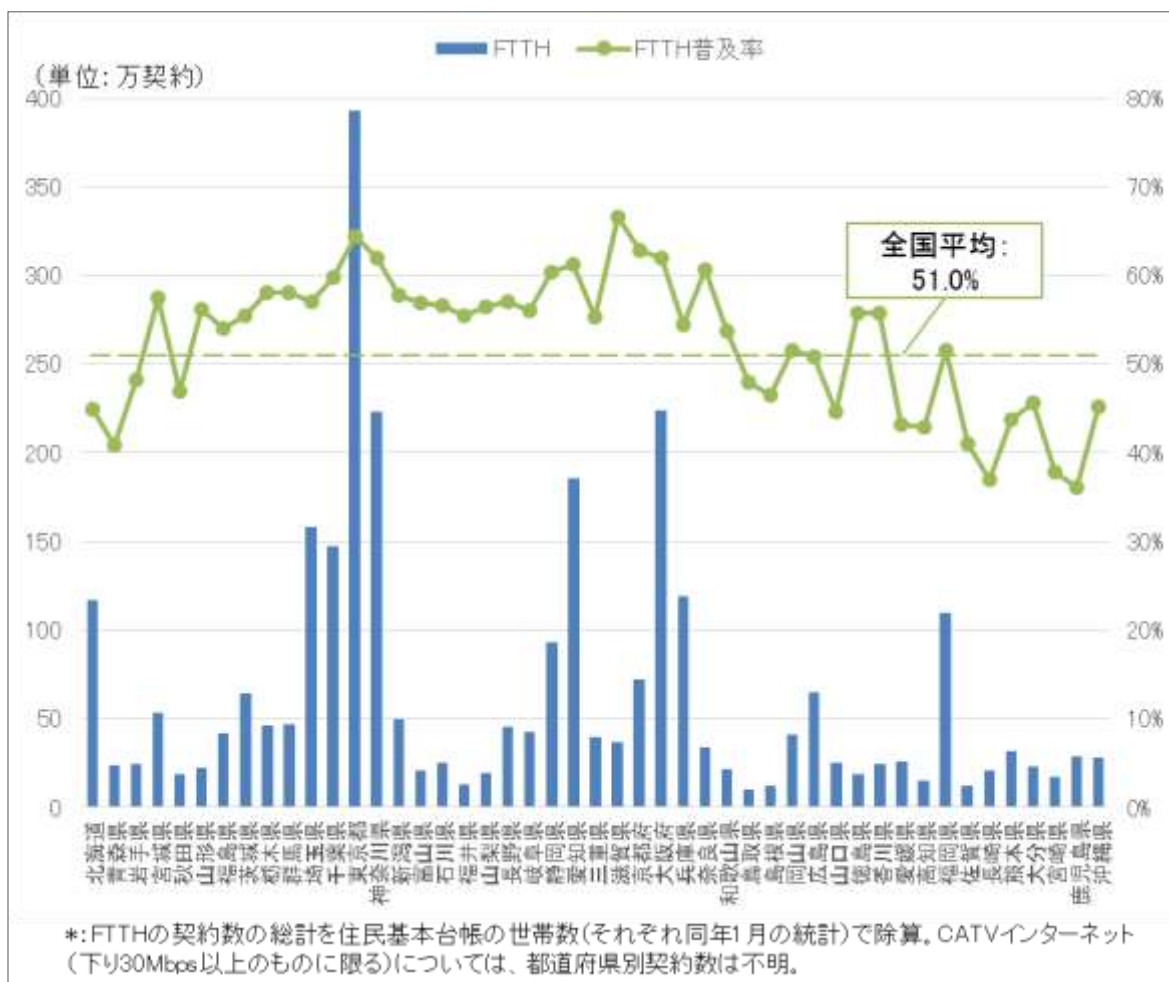
[図 42：セキュリティを確保するための運用の取組（資料 5－4 より抜粋）]

⑤ なお、放送のような一斉同報型の映像配信サービスについては、カバー世帯数当たりの整備コストで比較した場合、都市部及びルーラルエリアいずれの場合においても、ブロードバンドを用いた映像配信サービスに対し、現時点では、放送波を通じた番組伝送の方に大幅にコスト優位性が認められるとの試算もある。



[図 43：放送と通信の整備コストの効率性（資料 4－3 より抜粋）]

また、ブロードバンドの契約加入率についても、例えば、F T T Hの契約加入率は全国平均で約51%であり、都道府県、地域ごとに大きな格差が存在しているのが現状である。ブロードバンド基盤については、民間事業者による整備・運営を基本としつつ、不採算である条件不利地域等においては、地方公共団体が地域活性化等のために整備する場合は国庫補助の対象とするなど、様々な形で普及促進が図られているが、現時点においては、基幹的なネットワークとしての普及度において、地上デジタル放送とブロードバンドに違いがある点に留意が必要である。



[図 44：都道府県別 F T T H契約加入率（三菱総合研究所説明資料）（資料 4 - 3 より抜粋）]

2. 分科会における主な意見

- 放送用周波数については、未来像を見据えた更なる有効利用に向けた検討が必要であると考えられる。
- ホワイトスペースは現在、特定ラジオマイクやエリア放送等で利用されているが、特に特定ラジオマイクでの利用の需要が高まっていることから、放送波への混信を避けつつより柔軟な利用が可能となるよう検討が必要であると考えられる。

- 通信と放送の融合といっても、マルチキャスト配信のような仕組みが通信全体に入っていない限り、有線と無線は依然として異なるものとして取り扱うべきではないか。
- 経済合理性の観点からは、現状のIPネットワークで放送と同等のサービスを提供していくことは簡単ではない。
- 技術的に可能な方策をすべて採用するわけではなく、サービスごとの利用実態を踏まえて、放送サービスを回線をひっ迫させてまで通信で代替する必要があるのか等について丁寧に議論していく必要がある。
- 5G以降の通信技術の進展や地方都市のあり方等の環境変化や技術進歩等を視野に入れ、どのような技術を用いて良質な番組をユーザに届けることが相応しいか議論すべきである。
- 放送と通信の融合やハード・ソフト分離は、現行制度では、放送事業者による経営上の選択肢として可能であり、今後、①現状維持、②補助金や実証実験による環境整備、③その他の方策がある。放送用周波数は有効活用しており、通信は料金が高く、5G導入により激変する見込み。これらの状況を見据えて、どの選択肢を取るか判断する必要がある。
- 同時配信は、4K品質を想定して主にテレビの大画面に向けて配信するものと、スマートフォンに向けて配信するものに分けられる。この二種類の同時配信は、トラフィック量、技術進化ともに全く違うものであり、区別する必要がある。

3. 考え方

電波の利用がますますちゅう密化していく状況の下、放送サービスの高度化やホワイトスペースの一層の利用拡大などのニーズに応えるため、放送用周波数について更なる有効利用に向けた技術的方策に関する検討が必要である。

放送と通信の技術的特性やネット配信に関する留意点を踏まえると、当面は放送波による伝送を中心とすることが現実的である。他方、将来的には、視聴環境の変化や放送サービスの様々なニーズの多様化に応じて、FTTH、5G、クラウド等の多様なインフラを用いた、柔軟かつ強靱な放送ネットワークの構築・運用が求められると考えられる。

上記のような多様なネットワークを前提として、セキュリティの確保を含め、技術面、サービス面等の課題に対応するため、放送・通信事業者、その他関係者が連携・検討を行

うことが求められるのではないか。各関係事業者の専門家が定常的に意見交換、情報共有を図ることができるよう、検討の場を設置することが考えられる。

第6章 放送サービスの未来像に向けて〈中長期的な観点からの考え方〉

1. 基本的な考え方

I o T/ビッグデータ/A Iの活用により、あらゆる人とモノがつながり、新たな価値を生み出す「Society 5.0」の到来により、大きな社会変革がもたらされることを見据えれば、社会を映し出すことにより社会を支えてきた放送のあり方についても、中長期的な視点に立った検討が求められる。

具体的には、放送と通信の更なる融合や国民・視聴者の価値の多様化等を踏まえ、放送事業者が、①伝送路、②端末、③利用者（ユーザ・インターフェース、利用シーン等）、④ビジネスモデルといった様々な「多様化」に向き合い、これらに柔軟に対応していくことにより、放送事業において大胆な変革を行っていくことが重要である。

また、Society5.0時代においては、経済発展だけでなく、社会的課題の解決を通じて、ひとりひとりの個性が尊重される人間中心の社会の実現が期待されている。社会的課題の解決という観点からは、放送に代表されるマスメディアには、社会において議論すべき議題を提起する「議題提起機能」と社会において個人を位置付ける座標軸を示す「世論認知機能」という2つの重要な機能があるとされている。

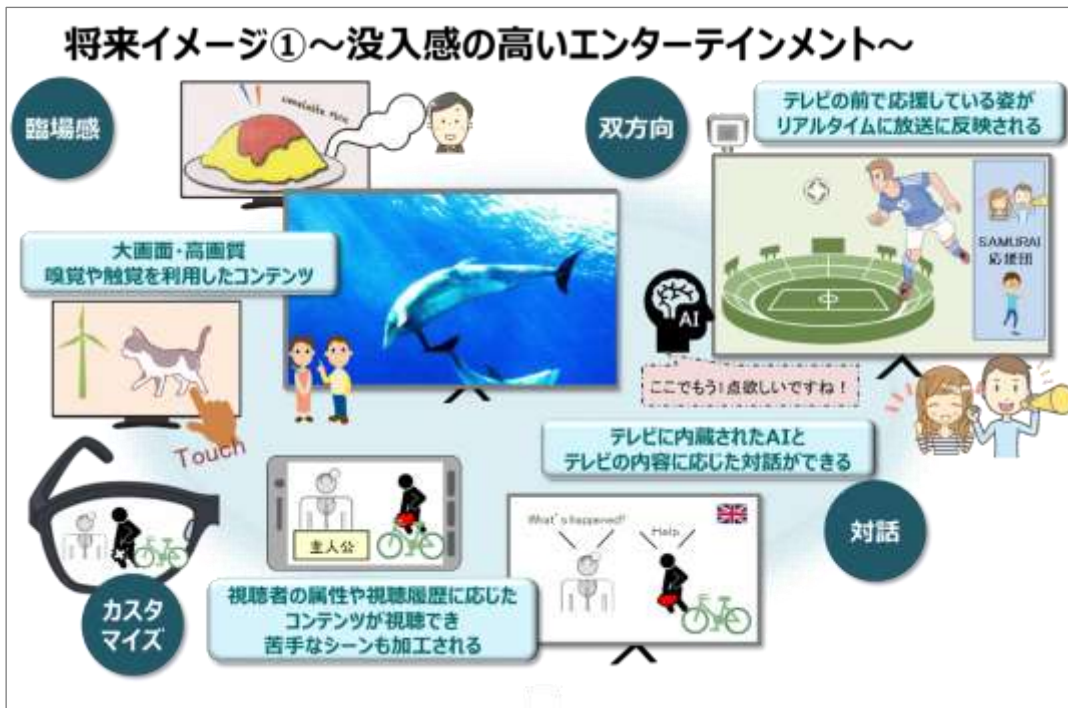
多種多様な価値観が交錯する Society5.0 の到来を見据えた時に、真に議論すべき社会的課題を示すとともに、主権者である国民に政治・行政のあり方を伝達することにより自身の立ち位置を知らせるといった放送の社会的役割は、ますます重要となる。こうした点を踏まえ、中長期的な観点から、放送が、政治・行政のあり方を含む環境変化に対応し、民主主義の基盤としての役割を適切に果たしていけるようにしていくことが重要である。

2. 中長期的な観点からの放送サービスの将来イメージの例

上記1で示した基本的な考え方に基づき、中長期的な視点に立った放送サービスの未来像としては、例えば、以下のようなイメージが考えられ、このようなサービスイメージを念頭に置いて課題を抽出し、検討を進めていくことが望ましいものと考えられる。

(1)将来イメージ①:没入感の高いエンターテインメント

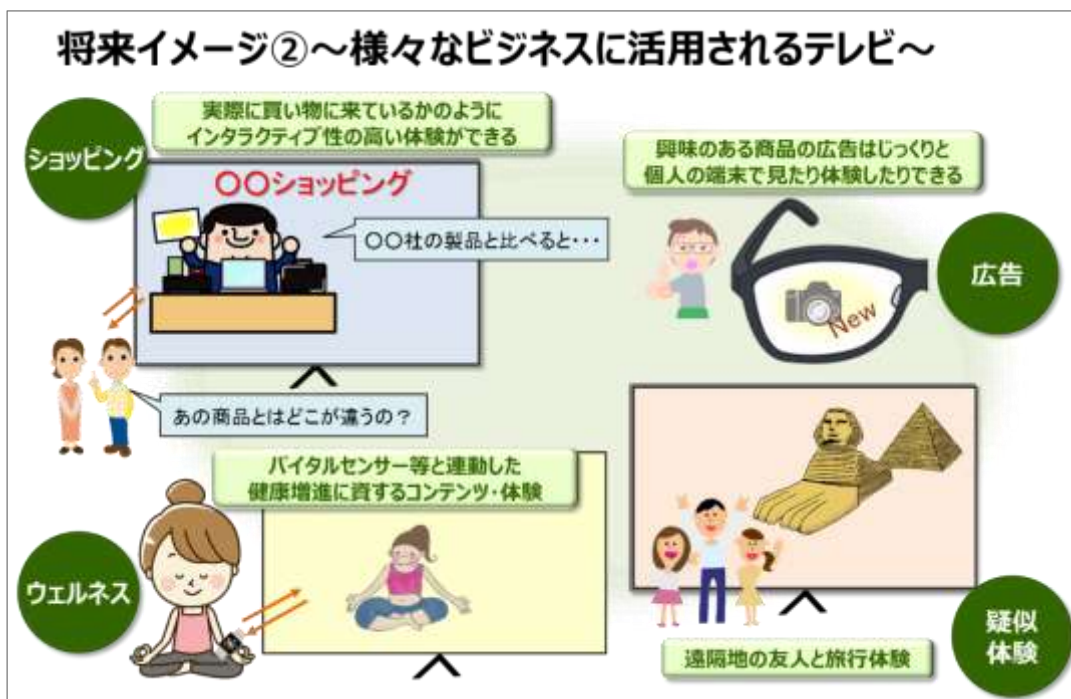
- 「臨場感」 大画面・高画質により、五感を通じたリアルな視聴体験を実現。
- 「双方向」 画面上で番組の疑似体験、ゲームへの参加等を可能に。
- 「対話」 テレビ内蔵のA Iや他の視聴者と感想等のやりとりを表示。
- 「カスタマイズ」 視聴履歴及び視聴者に属性に基づくコンテンツを提供。



[図 45 : 放送の将来イメージ① (資料 6-2 より抜粋)]

(2) 将来イメージ②: 様々なビジネスに利用されるテレビ

- 「ショッピング」 店舗で実際に商品を手にするかのような購買体験を提供。
- 「ウェルネス」 バイタル情報との連携による健康番組の提供、健康に関する助言。
- 「広告」 視聴履歴により視聴者の嗜好にカスタマイズされた広告を配信
- 「疑似体験」 紀行番組を通じて遠隔地の友人と旅行の疑似体験が可能に。



[図 46 : 放送の将来イメージ② (資料 6-2 より抜粋)]

(3) 将来イメージ③：地域／くらしとテレビのあり方の変化

- 「防災」 視聴者の属性（住所等）に応じて避難経路や気象情報等の基礎情報を提供。
- 「見守り」 高齢者の周辺にあるカメラやバイタルデータの収集等を通じ、高齢者や要介護者等の症状や異常行動を遠隔地からチェック。
- 「生活支援」 情報家電（冷蔵庫）と連動して、テレビを通じて生鮮食料品の購入が可能になる等、番組と生活がリアルタイムに連動。



[図 47：放送の将来イメージ③（資料 6－2 より抜粋）]

3. 検討が必要となる主な課題

上記の大胆な変革を実現するためには、放送の未来像を確かに見通す視点の確立と新たなビジネスモデルの構築等に向けて、相当の準備期間が必要となる。

このため、まずは、放送事業者を含む関係者が、以下のとおり、中長期も視野に入れた4つの視点からの課題についての認識を共有し、今後必要となる技術的対応等について、可能な限りスケジュールを明確化した上で、各項目ごとに必要となる具体的な取組をそれぞれ段階的に進めていくことが必要である。

(1) 技術面の課題(更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応)

2. で記した将来イメージを実現するためには、様々な技術面の課題に適切に対応することが求められるが、特に、地上放送、衛星放送等の各メディアについて、放送用周波数の更なる有効活用も念頭に置きつつ、中長期的な観点から、研究開発、国際標準化、技術規格の

見直しや新たな伝送技術への転換といった一連の方策について検討することが適当である。

その際、特に、①あまねく受信されるメディアであり、社会的影響力が非常に大きい地上放送については、ひとたび技術規格を定めると、相当期間にわたり変更が困難であるとの性質を持つこと、②その一方で、今後予想される急速な技術革新やその受信環境等を考慮すると、グローバル環境の大きな変化等にも適切に対応する必要があることに留意が必要である。

また、周波数の有効活用は、放送用周波数の有効活用という視点だけではなく、周波数全体での有効活用を図るという視点も重要であり、全体のバランスの中で考えられるべきものである。すなわち、各サービスの利用ニーズ、目的や技術などについて、その周波数帯の特性や利用状況と合致し、その後の利用が適切に進展することが見込まれるかなどの観点も含めて検討を行うことが必要である。このため、放送用周波数の有効活用を検討するに当たっては、他の周波数帯を含めた電波に関する社会ニーズや技術・サービスなどの動向も注視しつつ行われることが必要である。

(2)ネットワーク面の課題(将来に向けたネットワークの大きな変革への対応)

2. で記した将来イメージを実現するためには、これを支えるネットワーク・インフラの充実が必要となるが、第5章において述べたとおり、技術革新やニーズの多様化に対応した将来的なネットワークの更なる発展の可能性も考慮すると、中長期的には、既存の放送波による伝送に加え、FTTHやモバイル等の有効活用を含むネットワークの大きな変革について、適切に対応していく必要があるものと考えられる。

その際、設備投資や利用者負担といったコスト面での妥当性の検討に加え、現在の放送サービスに対する信頼性をどのように確保していくか、サービス多様化へのニーズにどのように対応していくのかといった点に留意し、柔軟かつセキュアなネットワークの実現を図っていくとともに、急速な技術革新への対応についても考慮する必要があるものと考えられる。

(3)サービス面の課題(サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展)

将来イメージで記したようなサービスの高度化・多様化の観点からは、放送と通信の融合等に関する周辺分野も含む将来のサービス動向を的確に見通すことが重要となる。さらに、視聴ニーズや視聴環境の変化を踏まえた、放送サービスの一層の高度化・高精細化の必要性についての視点も、極めて重要である。

また、上記(1)とも関連するが、周波数の有効活用に大きな影響を与えうる地上4K放送の実施の是非及び実施する場合のスケジュールや課題に関する考え方の整理、サービ

高度化に必要な周波数資源の確保方策も視野に入れたスケジュールの明確化についても、今後の検討が待たれる状況にある。

加えて、放送番組のネット配信等、ネットとの連携が進展する中で、将来的に、放送と通信による独創的な融合サービスの本格展開を促進するとともに、放送コンテンツの一層の海外展開を含めた我が国コンテンツ産業の一層の活性化に向けて、取組を進めていくことも重要である。

(4)社会的役割の観点からの課題(地方を含む情報提供体制の確保)

価値観が多様化し、情報通信技術を用いた社会的課題の解決が期待される Society5.0 時代を見据え、広く国民・視聴者に対し、政治・行政のあり方を含めた社会の現状を正確・公正に伝えるという、放送の社会的役割はますます重要であり、今後とも維持、発展させていくことが大きな課題となる。

とりわけ人口減少等の影響を大きく受ける地方においては、全体の広告収入が伸び悩む中で、地域情報の主要な担い手であるローカル局の経営基盤の強化を図っていく必要がある。

第7章 放送用周波数の有効活用に向けて〈短期的な取組〉

第6章3. で示された中長期的な課題を解決するため、当面求められる対応として、それぞれの項目ごとに、以下に挙げた具体的施策を推進していくことが適当と考えられる。

その際、各施策の具体的なスケジュール・マイルストーンに基づいて進めていく姿勢が重要である。そのため、参考までに、当面の目標としての「アクションプラン」を別添のとおりまとめることとしたい。

1. 更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応

地上テレビ放送、衛星放送、V-High 放送において、ホワイトスペースの利用拡大、サービスの高度化等を図ることにより、周波数の一層の有効利用を進めていくことが必要である。

[具体的施策]

(1)地上放送

地上放送については、放送の未来像を見据えた放送サービスの高度化やホワイトスペースの一層の利用拡大等の放送用周波数の更なる有効活用に向けた技術的な調査の実施について検討する。具体的には、新たな放送サービスとして、地上4K放送や高度な放送・通信融合サービスの将来的な実現も視野に入れ、周波数利用効率の更なる向上や画像圧縮技術及び伝送方式の高度化等に資する技術開発に関し、実フィールドでの検証等を含めた検討・調査を行う。また、ホワイトスペースの一層の利用拡大については、現行の無線システム間の共用状況の調査を行うとともに、ホワイトスペースのより柔軟な利用が可能となる共用条件の検討を行い、将来的な利用拡大の実現に向けた技術的検討を行う。

(2)衛星放送

衛星放送、特に基幹放送であるBS放送及び東経110度CS放送については、帯域利用がひっ迫状況にある右旋帯域と受信環境の相違等により利用可能枠が埋まっていない左旋帯域の非対称性に着目した対応が求められる。具体的には、右旋帯域において、総務大臣が認定を更新する際に、地上放送と異なり、帯域の有効活用に係る事項が審査項目となっていない点を踏まえ、衛星基幹放送事業者による帯域の利用状況を検証し、総務大臣が指定する帯域について、有効活用が担保できる水準とするための認定の仕組みの構築及び当該基準の設定に関する制度整備を行うことが適当である（詳細については「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」報告書参照）。

(3)V-High 帯域(207.5MHz~222MHz)

V-High 放送用の帯域については、現在、サービス提供を行う事業者が存在しておらず、総務省が2018年(平成30年)2月に公表した意見募集結果も踏まえ、新たなサービスの実現に資する実験試験局等の制度も活用しつつ、放送・通信融合時代に対応した新たなサービスが柔軟かつ早期に開始できる提案かどうかといった観点から総務省において公開でヒアリングを行う等、割当てに向けた検討を加速する。

2. 将来に向けたネットワークの大きな変革への対応

今後、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、放送番組のネット同時配信が本格化した場合における視聴ピーク時への対応、高精細な放送コンテンツが利用ニーズに応じて、柔軟かつ安全に伝達できる環境づくり等の観点から、放送・通信事業者を始めとする関係者による協議が円滑に行われる環境を整備することが必要である。

[具体的施策]

放送番組の同時配信のネットワーク運用に係る課題を始め、放送と通信にまたがる技術的課題の解決を図るため、情報通信審議会における同時配信に関する技術的な議論も踏まえ、関連する既存の取組にも留意しながら、主に、放送、通信インフラ、クラウド等の関係者から構成される連絡協議の場を設置するなど、情報共有や課題検討を行う体制を整備する。

3. サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展

放送コンテンツに代表される我が国発の映像コンテンツの国際競争力及び地域経済への貢献を高める観点から、官民一体となった取組を強化することが喫緊の課題である。
また、放送と通信の更なる融合に対応した革新的で独創的なサービスを推進する観点から、必要な政策的対応を行う。

[具体的施策]

(1)コンテンツ産業の活性化に向けた取組

①人材育成

ローカル局を含めた放送事業者において、国際共同制作や海外バイヤーとの交渉、地域経済にひびく番組制作の企画・立案といった業務を担うことのできる人材の育成に向けた支援を強化する。

②多面的な制作支援

放送コンテンツの海外展開について、他産業や地方公共団体等との協働等による国際共同制作への支援、成功事例や海外で受容されるコンテンツ制作ノウハウの共有など、コンテンツ制作への多面的な支援を展開する。

③グローバル展開支援

海外進出に必要な情報の調査・共有、海外バイヤーとの接点の構築・維持や新興市場の開拓に対する支援、日本の放送コンテンツの魅力を海外バイヤーに訴求するノウハウの共有など、グローバル市場進出への支援を展開する。

④放送コンテンツの海外展開のための基盤の整備支援

上記の支援の展開・強化のため、ローカル局を含めた放送事業者が、多様なコンテンツを共同で継続的に海外に発信するための基盤の整備を支援することを検討する。

⑤権利処理の円滑化

放送事業者による放送番組のネット配信については、情報通信審議会における検討の結果を踏まえ、関係者と連携し、権利処理の円滑化に資する取組を引き続き実施する。

(2)放送・通信融合サービスの更なる推進に向けた取組

①視聴データの活用

情報通信審議会における検討の結果を踏まえ、放送・通信の融合時代に相応しい視聴関連データ等のビッグデータの適正な利活用の促進に向けて、放送事業者や放送事業者以外の関連事業者、地方公共団体等が連携する実証実験の実施や取扱いルールの方策とといった環境整備を進める。

②新たな映像配信等の実現

高精細映像等の大容量データの効率的な配信と高品質なサービスの視聴を可能とするため、多様なネットワークをダイナミックに組み合わせた新たな配信方式の実現等に向けて、民間事業者の取組を支援する。

4. 地方を含む情報提供体制の確保

第4章で述べたとおり、放送事業者が、放送法の定める自主自律の枠組みの下で放送番組を編集することにより、信頼されるメディアとして位置付けられてきており、地域を含め、放送が果たしてきた社会的役割は今後とも重要であると考えられる。

その上で、人口減少をはじめ地方経済が抱える様々な課題を踏まえ、ローカル局が、将来にわたってナショナル・ミニマムとしての情報提供機能を維持できるよう、政府としても、必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる。

[具体的施策]

(1)ローカル局の経営基盤強化に関する検討

地上放送のデジタル化に伴って整備した中継局の更新を見据え、特にローカル局における設備の維持が課題となる中で、ローカル局による設備の高度化の推進やローカル局の経営基盤強化のあり方について、更なる検討を行うことが適当である。

(2)地域における情報発信の強化

ネットワーク維持の観点から、放送の補完として、有線ネットワークの活用や難視聴地域における共聴施設の整備等に係る支援策やホワイトスペースの一層の有効活用等を通じた地域の情報発信強化に向けた取組を進める。

(3)地域に根ざした番組づくり

地域ごとのニーズに応えた放送の地域性を確保し、国民の知る権利の確保に貢献する等の観点からは、ローカル局による地域に根ざした番組が可能な限り多く提供されるような環境づくりが必要である。

以上

《別添》アクションプラン①

取組	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度以降
<p>1 更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 地上放送に係る新たな技術の導入等の調査・検討(技術試験事務)の実施 衛星放送に係る帯域の有効活用に向けた仕組みの構築 V-High帯域に係る通信・放送融合時代に対応した新たなサービスの導入 	<p>地上4K・8Kに係る研究開発</p> <p>衛星基幹放送事業者による帯域の利用を検証する等の仕組みの構築に係る制度整備</p> <p>BS右旋における一部既存事業者の自主的帯域縮減に伴う新たな公募・認定・新たな放送開始</p> <p>衛星放送受信環境整備事業(中間周波数漏洩対策補助事業)</p> <p>BS左旋及び東経110度CS左旋におけるトランスポンダの追加割当について検討</p> <p>一定の結論</p> <p>提案募集等を踏まえた割当てに係る方針の検討</p>	<p>新たな放送サービスの実現やホワイトスペースに関する調査・検討(技術試験事務)</p> <p>放送と通信を融合したサービスについて、実験試験局の試験結果も活用し、実用化すべきシステムを特定</p>	<p>地上4K・8Kに係る研究開発</p> <p>衛星基幹放送事業者による帯域の利用を検証する等の仕組みの構築に係る制度整備</p> <p>BS右旋における一部既存事業者の自主的帯域縮減に伴う新たな公募・認定・新たな放送開始</p> <p>衛星放送受信環境整備事業(中間周波数漏洩対策補助事業)</p> <p>BS左旋及び東経110度CS左旋におけるトランスポンダの追加割当について検討</p> <p>一定の結論</p> <p>提案募集等を踏まえた割当てに係る方針の検討</p>	<p>新たな放送サービスの実現やホワイトスペースの一層の利用拡大に関する調査・検討(技術試験事務)</p> <p>地上4K・8Kに係る研究開発</p> <p>衛星基幹放送事業者による帯域の利用を検証する等の仕組みの構築に係る制度整備</p> <p>BS右旋における一部既存事業者の自主的帯域縮減に伴う新たな公募・認定・新たな放送開始</p> <p>衛星放送受信環境整備事業(中間周波数漏洩対策補助事業)</p> <p>BS左旋及び東経110度CS左旋におけるトランスポンダの追加割当について検討</p> <p>一定の結論</p> <p>提案募集等を踏まえた割当てに係る方針の検討</p>
<p>2 将来に向けたネットワークの大きな変革への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信・放送にまたがる技術的課題の解決に向けた関係者による連絡協議の場の設置 	<p>放送、通信インフラ、クラウド等の関係者からなる連絡協議会において、同時配信に係る技術的課題を検討</p>	<p>放送、通信インフラ、クラウド等の関係者からなる連絡協議会において、同時配信に係る技術的課題を検討</p>	<p>放送、通信インフラ、クラウド等の関係者からなる連絡協議会において、同時配信に係る技術的課題を検討</p>	<p>放送、通信インフラ、クラウド等の関係者からなる連絡協議会において、同時配信に係る技術的課題を検討</p>

アクションプラン②

取組	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度以降
<p>3 サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展</p> <p>(1)コンテンツ産業の活性化に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材育成 多面的な制作支援 グローバル展開支援 基盤の整備支援検討 <p>(2)放送・通信融合サービスの更なる推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 視聴データの活用 新たな映像配信等の実現 	<p>海外展開に係る人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> コンテンツ制作への多面的な支援 グローバル市場への進出支援 <p>放送コンテンツを共同で海外に展開する基盤の整備を支援することを検討</p> <p>データ取得におけるUIやデータ形式の在り方に関する検討</p> <p>地域におけるデータ活用モデルの検討</p> <p>複数の放送事業者による配信実証事業の実施</p>			<p>放送コンテンツの海外展開の一層の拡大</p> <p>各種サービスの本格展開</p>
<p>4 地方を含む情報提供体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ローカル局の経営基盤強化に関する検討 地方における情報発信の強化 地域に根ざした番組づくり 	<p>一定の結論</p> <ul style="list-style-type: none"> ローカル局の経営基盤の強化のあり方について検討 			<p>検討結果も踏まえ、必要な支援策について具体化</p>

衛星放送の未来像

衛星放送の未来像に関する
ワーキンググループ

1. 衛星放送の位置付けと新たな動向

現在、我が国の衛星放送（デジタル放送）については、BS放送（2000年（平成12年）放送開始）、東経110度CS放送（2002年（平成14年）放送開始）及び東経124/128度CS放送（1996年（平成8年）放送開始）の3つがある。放送開始当初は、BS放送を「高品質」を追求する放送メディア、東経110度CS放送を通信との連動など「高機能」を追求する放送メディア、東経124/128度CS放送を多様な専門チャンネルにより「多チャンネル」を追求する放送メディアとそれぞれ位置付け、普及策が講じられてきた。

その後、BS放送と東経110度CS放送は、アンテナについては共用アンテナ、チューナーについては地上テレビジョン放送を含む三波共用の受信機が普及していく中で、受信環境に差異がなくなっていった。こうした状況を踏まえ、総務省は、2008年（平成20年）7月に策定・公表した「平成23年以降に開始される予定の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定に関する基本的方針」において、BS放送と東経110度CS放送の普及政策を一体化し、東経110度CS放送についても、認定に際して高画質のものを優先することとした。さらに、2010年（平成22年）の放送法改正により、両者は「衛星基幹放送」として同じ法制度が適用されることとなった。

また、新たな動きとして、これまでBS放送や東経110度CS放送において追求されてきた「高画質」について、2018年（平成30年）12月から「新4K8K衛星放送」が開始されることにより、今後急速に進展することが予想される。

衛星放送、とりわけ本ワーキンググループの主要議題である帯域の有効活用を議論するに当たっては、こうした衛星放送のメディアとしての位置付けと経緯及び新たな動向を十分踏まえることが必要である。

2. 帯域の有効活用に関する議論の背景と方向性

2017年（平成29年）秋以降、政府の規制改革推進会議において、電波の有効活用が議論されており、2017年（平成29年）11月に公表された第2次答申においては、放送用の帯域の更なる有効活用に関して、「総務省は、放送事業の未来像を見据え、放送用に割り当てられている帯域について、周波数の有効活用などにつき、イノベーション創出の観点等から行う提案募集なども含め、検討を行う」旨の提言が行われたところである。

衛星放送（デジタル放送）については、放送開始以来、総務大臣から周波数を割り当てられて衛星に開設する無線局等を運用するハード事業者と、コンテンツを制作してその無線局等を使用して放送するソフト事業者を分離する形で事業が運営されてきたところであり、ソフト事業者が総務大臣から指定を受けて使用する帯域（スロット）は、放送用周波数の割当てそのものに該当するものではない。しかしながら、衛星基幹放送のソフト事業者が指定される帯域も放送用周波数と同じく有限稀少なものであり、特にBS放送及び東経110度CS放送の右旋帯域におけるひっ迫状況を踏まえれば、帯域が有効活用されているか否かを検証し、放送法で定める「表現の自由ができるだけ多くの者によって享有される」環境を整備することが必要である。

他方で、本年からの新4K8K衛星放送の実現に向けて新たに開放されたBS放送及び東経110度CS放送の左旋帯域については、対応する新たなアンテナが必要であるなど受信環境の相違から、公募を行ったにも関わらず利用可能枠が全ては埋まらず、今後更に利用可能な帯域が拡充される見込みであることも踏まえれば、右旋帯域とは別の意味で有効活用が進んでいない状況である。

したがって、帯域の有効活用を検討するに当たっては、BS放送及び東経110度CS放送の右旋帯域と左旋帯域の利用状況の非対称性を前提にすることが必要⁷であり、

- ① 右旋帯域については、符号化装置の高度化等、放送機器の性能向上等を踏まえて効率的利用の観点から、
- ② 左旋帯域については、受信環境の整備など利用促進の観点から、それぞれ有効活用のあり方を別々に検討することが望ましいと考えられる。

3. 効率的利用の観点からの右旋帯域の有効活用

(1) 基本的な考え方

現在の法制度においては、BS放送及び東経110度CS放送といった衛星基幹放送に参入するに当たっては、総務大臣の認定を受けることが必要であり、認定期間は5年、更新も可能とされている。認定の更新に際しては、地上基幹放送と異なり⁸、マスメディア集中排除原則への適合性のみを審査することとされており、一旦認定を受けて事業参入すれば、容易に当該認定を更新することが可能な仕組みとなっている。

このため、帯域の有効活用に関しては、新規参入に係る認定についても、5年ごとの認定の更新についても審査項目とされていない⁹。この背景としては、これまでは、右旋帯域についても新たな周波数の開放やデジタル化に伴うアナログ放送の停波等により、比較的潤沢に新たな利用可能帯域が生じてきたという経緯があり、また、衛星放送という新たなメディアの普及を促進するため、番組（チャンネル）の継続性を重視するという観点から既に参入した事業者の認定更新に際して過度の負担を課さないという考え方に基づいて制度設計されたことによるものと考えられる。

しかしながら、BS放送及び東経110度CS放送のいずれについても、右旋帯域については、

- ① 2018年（平成30年）12月に開始予定の新4K8K衛星放送の一部をBS放送の右旋帯域で実施するに当たり、参入事業者が既存放送の帯域の一部を自主的に縮減すること

⁷ 東経124/128度CS放送については、参入に際して総務大臣が帯域を指定する「認定」ではなく、「登録」によることとされており、今回の本ワーキンググループにおける検討の対象外とするものであるが、現時点で100万以上の加入者が存在しており、今後の事業動向等を見据えつつ、必要があればあらためて検討を行うことが望ましい。

⁸ 地上基幹放送については、ハード・ソフト一致の「再免許」も、ハード・ソフト分離の「認定の更新」も、参入時と同じ項目を全て審査する制度となっている。

⁹ 唯一、帯域の有効活用が考慮された例として、平成17年のBS放送の新規認定に際して、行政が定める「認定方針」において、比較審査項目として「周波数の効率的利用が図られるものであること」が盛り込まれたことがある。

を、優先的に認定が受けられる条件とすることにより帯域を確保

- ② 2018年（平成30年）5月の認定による東経110度CS放送の高画質化について、高画質化に必要な帯域を確保するために、画質評価を経た関係事業者の合意の下、高精細度テレビジョン（HD）放送を行う帯域を従来の16スロットから12スロットに引き下げることで実現

といった事実が示すように、新たな利用可能帯域は容易に見込めない状況である。

他方で、BS放送及び東経110度CS放送といった衛星基幹放送が年間数億円のインフラ利用コストで3,000～4,000万世帯にリーチ可能な放送メディアであることを踏まえれば、潜在的な新規参入要望も相当程度あるものと想定される。

こうした状況を踏まえれば、右旋帯域に関しては、新規参入に関する認定、5年ごとの認定の更新いずれについても、帯域が有効活用される、あるいはされてきたかを検証し、有効活用が見込まれない場合には、総務大臣が指定する帯域を有効活用が担保できる水準とする仕組みを法制度上明確に定めることが適当である。

(2)有効活用の検証の基準

有効活用されているか否かを行政が判断するに当たっては、客観的な基準が必要であるが、その際、同じ衛星基幹放送の右旋帯域であっても、BS放送と東経110度CS放送では、後述するとおり技術的な特質や事業の態様等が異なっていることから、その相違を踏まえて基準を設けることが適当である。

まず、東経110度CS放送の右旋帯域については、2018年（平成30年）5月の認定による高画質化に際して、既に画質評価を経た関係事業者全体の合意として、高精細度テレビジョン（HD）放送について、従来の16スロットではなく、一律12スロットで実施することとされたところであり、当面はこの基準に基づいて有効活用されているか否かを判断することが適当である。

一方、BS放送の右旋帯域については、

- ① 東経110度CS放送と異なり、原則として、番組ごとにTS（Transport Stream）IDが割り振られ、番組ごとの送出を前提とした設備構成となるため、統計多重方式¹⁰の活用が困難であること、
- ② マルチ編成や常時のデータ放送等、東経110度CS放送では実施されていないサービスが提供されていること、
- ③ 1,440×1,080ピクセルのHDだけでなく、1,920×1,080ピクセルのフルHD¹¹といっ

¹⁰ 各番組の伝送容量の一部を必要に応じ各瞬間ごとに他の各番組の伝送に割り振る技術方式。

¹¹ この報告書で用いる画質に関する用語の区分は以下のとおり。

	放送法令上の区分	解像度
2K	標準テレビジョン（SD）放送	・720×480ピクセル
	高精細度テレビジョン（HD）放送	・1,440×1,080ピクセル ・1,920×1,080ピクセル（フルHD）
4K	超高精細度テレビジョン放送	・3,840×2,160ピクセル

た高画質であることをビジネスモデルのコアとして展開されている例もあること等、東経110度CS放送とは異なる事業実態があり、たとえ単純な帯域1スロット当たりの伝送レートが東経110度CS放送より高い¹²という事実があるとしても、東経110度CS放送と同様の一律12スロットによる高精細度テレビジョン（HD）放送の実施を求めることは適当ではない。

上記のような事業実態の相違を踏まえて、今後、BS放送の右旋帯域に関する具体的な基準を検討していくことが必要となるが、その際、以下の点に留意すべきである。

- ① 衛星基幹放送に係る行政処分の判断基準となるものであることから、客観的かつ定量的な基準とすること。
- ② ただし、事業者ごとに活用する技術や使用する放送機器、ビジネスモデルが異なる¹³ことを踏まえ、当該基準は、ある程度幅を持たせた柔軟なものであること。
- ③ 当該基準については、技術の進展等を踏まえて、定期的に見直しを行うべきものであること。

また、基準については、行政処分の判断基準であることから、放送法及びその下位法令といった法制度の中に明記することが適当であるが、その策定に当たっては、行政、関係事業者及び関係団体等から構成される意見交換の場を設けることを始め、行政処分の当事者や視聴者も含めた関係者の意見を聞く機会を十分に設ける¹⁴ことが必要である。なお、有効活用されているか否かを判断するに当たっては、認定又は認定の更新に際して、まずは申請事業者が自ら法制度に定められた基準への適合性及び新たな技術・サービスの導入状況その他の勘案すべき事情に関する説明責任を果たし、行政がその妥当性を検証するといった対応が望ましいと考えられる。

(3)利用方策に関する基本方針

衛星基幹放送の右旋帯域において利用可能な帯域が生じた場合、有効活用の観点から公募により速やかに新たな利用方策を決定することが望ましい。

その際、基本的な方針として、既存番組に帯域を追加することで画質の向上を図ることと、新規番組の参入によりコンテンツの多様化を図ることのいずれを優先するかが論点となるが、これを検討するに当たっては、2018年（平成30年）12月より新4K8K衛星放送が開始されることを十分に踏まえることが必要である。すなわち、新4K8K衛星放送の開始により、現在標準画質（SD）で放送されている既存番組については従来以上に画

8K	・7,680×4,320ピクセル
----	------------------

¹² 符号化方式が同じMPEG2でも、実態上変調方式が違うことから、東経110度CS放送が帯域1スロット当たり約0.8Mbpsであるのに対し、BS放送は帯域1スロット当たり約1.1Mbps。

¹³ 例えば、画像解像度1,920×1,080ピクセルのフルHDについては、帯域24スロットで放送する事業者がある一方で、フレーム／フィールド構造適応符号化方式を活用して帯域18スロットで放送する事業者も存在する。

¹⁴ 米国の国立標準技術研究所（NIST：National Institute of Standards and Technology）のように国の機関が技術基準を策定する際に、広くRFC(Request for Comments)を採用している例もある。

質格差が顕著となることが想定されることから、2018年（平成30年）5月の認定による東経110度CS放送の高画質化においても行われた¹⁵ように、まずは既存の標準画質（SD）番組で高精細画質（HD）番組への移行を希望する者を優先することが適当である。他方、既に高精細画質（HD）で放送を行っている番組の更なる画質向上については、4K・8K放送の実施により実現可能であることから、新規参入によるコンテンツの多様化を優先することが適当である。

なお、2Kと4K・8Kに関して、現在、総務省告示「基幹放送普及計画」において、「2K放送は右旋、4K・8K放送は左旋を基本」という方針¹⁶が設けられているが当面はこれを維持することが望ましい。しかしながら、当面は、4K・8K放送に関して独自のコンテンツを大量に確保することが困難な状況ではあるにしても、帯域の有効活用という観点から、同様のコンテンツを2K放送と4K・8K放送の双方の帯域で放送することを継続する期間について、どの程度までであれば適切なのかという検討課題がある。このため、2Kから4K・8Kへの移行について、4K・8Kテレビの普及状況、受信環境の整備状況、メディアの特性等も見ながら、適切なタイミングで関係者間で検討を開始することが適当である。

(4)帯域の再編成

2018年（平成30年）12月の新4K8K衛星放送の実施に伴うBS右旋帯域の再編成や、今般の高画質化に伴う東経110度CS右旋帯域の再編成等、既存番組の帯域の縮減・追加や新規参入により右旋帯域全体の再編成が必要となる可能性がある。大規模な帯域再編は時間・多大な費用を伴うだけでなく、録画の失敗等、視聴者にも不利益が発生するリスクがあることから、できるだけ避けることが望ましいが、ソフト事業者の新たな取組や新規参入による活性化は、衛星放送事業全体のダイナミズムを確保する上で必要であり、そのために一定規模の再編が不可避となる局面もあり得るものである。

その際、視聴者への影響を最小限としつつ、時間・コストの効率化を図る観点から、行政や関係事業者が連携して、これまでの再編成も参考に、視聴者に対する周知・広報の方策も含めた再編成の標準的な手順の策定について検討することが望ましいと考えられる。

また、最近の再編成においては、帯域の縮減を行った事業者、帯域の追加を行う事業者及び新規参入事業者といった再編成の端緒となった当事者以外の既存事業者が、帯域の移行等を求められるようなケースも発生しており、こうした場合における当該既存事業者に発生する費用の負担についてどのように考えるべきか整理する必要がある。基本的には再編成に係る原因者・受益者負担とすることが妥当と考えられるが、国の政策による再編成など、一定の場合には、その一部を国が負担することを検討すべきである。

¹⁵ 東経110度CS放送の高画質化においては、①既存の標準画質（SD）番組の高精細画質（12スロットHD）番組化、②新規の高精細画質（12スロットHD）番組、③既存の標準画質（SD）番組の高画質（6スロットSD）番組化、④その他の順に優先。

¹⁶ 右旋の4K放送については、現在の受信環境を踏まえ、4K・8K放送の普及促進を図るための措置という位置付け。

4. 利用促進の観点からの左旋帯域の有効活用

(1) 基本的な考え方

BS放送及び東経110度CS放送の左旋帯域は、新4K8K衛星放送の実現に向けて開放されたものであり、公募により4K・8K放送の新規参入を募ったところであるが、現状では利用可能帯域があり、更に今後利用可能となる帯域も相当程度見込まれるなど、ひっ迫状況にある右旋帯域とは逆の状況にある。これは、ひとえに受信環境の差異に起因するものと考えられる。すなわち、左旋帯域の放送を直接受信するには、従来のアンテナではなく、左旋にも対応した新たなアンテナが必要であり、中間周波数の問題から一部住宅においては、宅内配線の改修工事が必要となるケースもある。

受信環境の問題は、一朝一夕に解決する問題ではなく、多様なメディアを活用したプロモーションを行うなど、衛星放送の草創期に関係者が行ったような地道な努力が必要であり、行政においても多様な支援措置を一層強化することを検討するなど、こうした取組をサポートすることが必要である。

(2) 具体的な方策

衛星放送の草創期においてもそうであったように、今後の左旋帯域の受信環境整備にケーブルテレビの果たす役割は相当大きいものと想定される。有線経由での受信が可能となることで、左旋帯域への新規参入障壁を緩和し、更に新たな参入意欲を喚起するという好循環モデルを構築することが期待される。その際、ケーブルテレビ事業者等においては、再放送同意に係る調整に加えて、伝送路等インフラの高度化等、具体的な負担が新たに発生するケースもあり、行政として必要な支援策を講じることが適当である。

また、直接受信に関しては、視聴者の視聴意欲を高めるためには、魅力的なコンテンツ、一定の手間とコストをかけてでも視聴したいと思われるコンテンツの充実が不可欠であり、左旋帯域に参入を予定している事業者における継続的な取組が期待される。例えば、放送と通信が融合・連動したコンテンツに関する試行的な取組など、従来にはなかった新たなコンテンツの展開が新たなメディアの普及に貢献することも考えられる。なお、右旋帯域に4Kで参入を予定している事業者についても、受信環境における優位性を活かして新4K8K衛星放送全体を牽引していくことが求められるところであり、ピュア4K番組の比率を高めるなど、同様にコンテンツの充実に関する一層の取組が期待される。

5. その他留意すべき事項

本ワーキンググループにおいては、以下のとおり、構成員より、衛星放送の未来像に関するその他の論点も提示されたところである。時間の制約等により十分な議論は行われなかったが、今後行政において、これらの論点も留意しつつ、政策を推進していくことが望まれる。

- ① 衛星放送については、編成されたプッシュ型の情報送信であると同時に、多様な有料専門チャンネルを供給して全体として多様なニーズに応えられるという特性を活かしたサービス展開及び施策が望まれる。例えば、視聴履歴を始めとする視聴データの利活用の促

進等も考えられるのではないか。

- ② チャンネル選択については、視聴のきっかけが大切であり、それを可能とするリモコンのインターフェースなども重要になってくるのではないか。
- ③ 左旋の普及促進については、IP で伝送することがコスト面でメリットがあるのではないか。また、光ファイバーが普及していない地方部については、例えば、放送だけではなく遠隔医療や見守りといったサービスとセットで IP により届ける形をとることで、光ファイバーの普及と左旋の普及を図るといったことも考えられるのではないか。
- ④ 4K・8K放送について、右旋・左旋のそれぞれについて、必要な受信設備や無料放送、有料放送の区別がわかりにくい。視聴者が望まない設備を誤って購入することがないように、より視聴者に配慮した周知・広報及び販売店での対応が必要ではないか。
- ⑤ 衛星放送事業は、これまで発展してきたが、昨今、ある種の均衡点に差し掛かっている状況である。エンターテインメントの分野でインターネットに視聴者を取られつつある中で、報道や災害放送といった収益を生みやすいとは言えない分野を放送が担っていくためにも、いかに市場を活性化するかということが重要なのではないか。
- ⑥ 衛星放送は、アニメなど国際競争力のある日本のコンテンツの発展に大きく貢献するとともに、新たなコンテンツ制作者の育成にも一定の役割を果たしてきたところであるが、我が国のコンテンツ産業の更なる活性化の観点から、多様なコンテンツの展開による衛星放送業界全体の競争力強化が望ましい。

おわりに

本取りまとめは、放送を巡る環境が大きく変化する中で、国民・視聴者の視点に立って、放送が引き続きその社会的役割を果たしていく観点から、主に、公共放送のあり方と放送の未来像を見据えた放送サービスのあり方について概観してきた。

こうした中、規制改革推進会議は、本年通信と放送の融合の進展をはじめとする環境変化を踏まえ、放送事業を取り巻く課題を解決する観点から、放送を巡る規制改革について検討・審議を重ね、2018年（平成30年）6月4日に「第三次答申」をまとめ、具体的な措置事項については、同月15日に「規制改革実施計画」として閣議決定された。

規制改革実施計画に記載されている項目の中には、NHKの常時同時配信や放送用周波数の有効活用等、本検討会において検討を行ってきたものも含まれている一方、例えば、常時同時配信の是非を除くNHKを巡る様々な課題、放送政策のあり方についての総合的な点検等、総務省において、今後の検討課題とされているものも含まれている。

本検討会は、放送を巡る環境変化を踏まえた様々な課題を検討することを目的として開催されたものであり、そのような位置付けに照らして相応しいテーマについては、今後、検討項目として取り上げる可能性も含め、適時適切にフォローアップを行っていくことが適当である。

以上

「放送を巡る諸課題に関する検討会」

開催要綱

1 背景・目的

近年、情報通信技術の進展により、新しい放送サービス・機器の登場及び魅力ある地域情報の発信は、日本の経済成長の牽引及び地方創生の実現に貢献するものとして期待されている。また、国内はもとより諸外国においても、ブロードバンドの普及はインターネットでの放送番組の動画配信など放送コンテンツの視聴環境に変化を生じさせ、視聴者の様々なデバイス（機器）によるコンテンツの視聴ニーズも大きくなっている。

このような環境変化等を背景として、放送に関する諸課題について、①日本の経済成長への貢献並びに市場及びサービスのグローバル化への対応、②視聴者利益の確保・拡大等の観点から、中長期的な展望も視野に入れた検討を行うことを目的として、本会を開催する。

2 名称

本会は「放送を巡る諸課題に関する検討会」と称する。

3 主な検討項目

- (1) 今後の放送の市場及びサービスの可能性
- (2) 視聴者利益の確保・拡大に向けた取組
- (3) 放送における地域メディア及び地域情報確保のあり方
- (4) 公共放送を取り巻く課題への対応
- (5) その他

4 構成及び運営

- (1) 本会は、総務大臣の検討会として開催する。
- (2) 本会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本会に、総務大臣があらかじめ指名する座長を置く。
- (4) 座長代理は座長が指名する。
- (5) 座長代理は座長を補佐し、座長不在のときは座長に代わって本会を招集する。
- (6) 座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (7) 座長は、必要に応じ、ワーキンググループ等を開催することができる。
- (8) ワーキンググループ等の構成員及び運営に必要な事項については、座長が定めるところによる。
- (9) その他、本会の運営に必要な事項は座長が定めるところによる。

5 議事の取扱い

- (1) 本会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要を認める場合については、非公開とする。

- (2) 本会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害する虞がある場合その他座長が必要を認める場合については、非公開とする。
- (3) 本会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 その他

本会の庶務は、情報流通行政局放送政策課が関係課と連携して行うものとする。

「放送を巡る諸課題に関する検討会」構成員名簿

(敬称略、座長及び座長代理を除き五十音順)

(座長)	たがや かずてる 多賀谷 一照	千葉大学名誉教授
(座長代理)	にいみ いくふみ 新美 育文	明治大学法学部教授
	いとう すすむ 伊東 晋	東京理科大学理工学部教授
	いわなみ ごうた 岩浪 剛太	株式会社インフォシティ代表取締役
	おおたに かずこ 大谷 和子	株式会社日本総合研究所執行役員法務部長
	おく りつや 奥 律哉	株式会社電通 電通総研フェロー
	きた しゅんいち 北 俊一	株式会社野村総合研究所パートナー
	きよはら けいこ 清原 慶子	三鷹市長
	こづか そういちろう 小塚 莊一郎	学習院大学法学部教授
	こんどう のりこ 近藤 則子	老テク研究会事務局長
	ししど じょうじ 宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	すえのぶ よしまさ 末延 吉正	ジャーナリスト・東海大学教授
	すずき よういち 鈴木 陽一	東北大学情報シナジー機構長・電気通信研究所教授
	せ お まさる 瀬尾 傑	株式会社講談社 コミュニケーション事業第一部部長
	たけがはらけいすけ 竹ヶ原 啓介	株式会社日本政策投資銀行執行役員産業調査本部副本部長
	ながた みき 長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
	みお みえこ 三尾 美枝子	弁護士
	みとも ひとし 三友 仁志	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授

みよし たかみち

三膳 孝通 株式会社インターネットイニシアティブ技術主幹

(計 19 名)

(オブザーバ) 一般社団法人衛星放送協会
株式会社TBSテレビ
株式会社テレビ朝日
株式会社テレビ東京ホールディングス
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
日本テレビ放送網株式会社
日本放送協会
一般社団法人日本民間放送連盟
株式会社フジテレビジョン

「放送を巡る諸課題に関する検討会取りまとめ案起草委員会」
構成員名簿

(敬称略)

(主査)	にいみ いくふみ 新美 育文	明治大学法学部教授
	おおたに かずこ 大谷 和子	株式会社日本総合研究所執行役員法務部長
	こづか そういちろう 小塚 莊一郎	学習院大学法学部教授
	ししど じょうじ 矢戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
<オブザーバー>	はやし しゅうや 林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科教授
	やまもと りゅうじ 山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授

「放送を巡る諸課題に関する検討会」開催状況（第一次取りまとめ以降）

○第12回（平成28年11月11日（金）16:30～）

（1） 第一次取りまとめ後の検討状況（事務局）

- ・「視聴環境分科会」について
- ・「地域における情報流通の確保等に関する分科会」について
- ・「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」について

（2） 諸外国の動向等について（事務局）

○第13回（平成28年12月13日（火）16:00～）

（1） 事業者等からのヒアリング

- ・日本放送協会
- ・（一社）日本民間放送連盟
- ・（一社）日本新聞協会

（2） 基本的な考え方（案）について（多賀谷座長）

○第14回（平成28年12月26日（月）15:00～）

（1） 放送事業者等からのヒアリング

- ・日本放送協会
- ・民放キー局5社
- ・（一社）日本民間放送連盟

○第15回（平成29年5月26日（金）10:00～）

（1） 報告事項（事務局）

- ・「地域における情報流通の確保等に関する分科会」について
- ・「ケーブルテレビWG」について
- ・「視聴環境分科会」について
- ・「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」について

（2） NHKからの発表

- ・「受信料制度等検討委員会」について
- ・「試験的提供」について
- ・「2017年度NHK・民放連共同ラジオキャンペーン」について

○第16回（平成29年7月4日（火）15:00～）

（1）NHKからの発表

- ・平成29年度の試験的提供について
- ・NHK受信料制度等検討委員会の検討状況について
- ・NHKグループ経営改革について
- ・前回会合におけるご質問等について

○第17回（平成29年9月20日（水）13:45～）

（1）NHKからの発表

- ・NHK受信料制度等検討委員会諮問第2号・第3号答申について
- ・平成29年度試験的提供Bの計画概要について
- ・常時同時配信開始にあたっての基本的な考え方について
- ・NHKグループの効率的な業務運営について

○第18回（平成29年12月25日（月）15:00～）

（1）NHKからの発表

- ・平成29年度試験的提供Bの結果（速報値）について
- ・NHKグループの効率的な業務運営について
- ・受信料裁判 最高裁大法廷判決について

（2）規制改革推進会議等の動向について（事務局）

（3）放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討の進め方について（座長）

○第19回（平成30年7月13日（金）13:30～）

（1）第二次取りまとめ案について（事務局）

○第20回（平成30年※月※日（※）※※～）

放送を巡る諸課題に関する検討会
「放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」
開催要綱

1 背景・目的

規制改革推進会議の第二次提言を踏まえた「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）においては、Society 5.0のインフラ整備として、電波制度改革の観点から、放送事業の未来像を見据えて、放送用に割り当てられている周波数の有効活用等について検討を行うこととされている。

上記を踏まえ、本分科会は、「放送を巡る諸課題に関する検討会」（以下「親会」という。）の下に設置される会合として、所要の検討を行うことを目的とする。

2 名称

本分科会は「放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」と称する。

3 主な検討項目

- (1) サービス提供の観点から見た放送の将来動向
- (2) 社会的役割の観点から見た放送の将来動向
- (3) ネットワーク・インフラの観点から見た放送の将来動向
- (4) 上記を踏まえた、放送用の周波数の有効活用のあり方

4 構成及び運営

- (1) 本分科会の分科会長は、親会座長が指名する。本分科会の構成員及びオブザーバは、分科会長が指名する。
- (2) 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会長代理を指名することができる。
- (3) 分科会長代理は分科会長を補佐し、分科会長不在のときは分科会長に代わって本分科会を招集する。
- (4) 分科会長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 分科会長は、必要に応じ、ワーキンググループ等を開催することができる。
- (6) ワーキンググループ等の構成員及び運営に必要な事項については、分科会長が定めるところによる。
- (7) その他、本分科会の運営に必要な事項は分科会長が定めるところによる。

5 議事の実施

- (1) 本分科会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他分科会長が必要を認める場合については、非公開とする。
- (2) 本分科会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害する虞がある場合その他分科会長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本分科会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 その他

本分科会の庶務は、情報流通行政局放送政策課が放送技術課及び情報通信作品振興課とともに、必要に応じて関係課と連携して行うものとする。

「放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」構成員一覧

(分科会長及び分科会長代理を除き五十音順、敬称略)

(分科会長)	多賀谷 一照	千葉大学名誉教授
(分科会長代理)	伊東 晋	東京理科大学理工学部教授
	岩浪 剛太	株式会社インフォシティ代表取締役
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所執行役員法務部長
	奥 律哉	株式会社電通 電通総研フェロー
	北 俊一	株式会社野村総合研究所パートナー
	穴戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	瀬尾 傑	株式会社講談社第一事業戦略部長兼デジタルソリューション部担当部長
	曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科教授
	高田 潤一	東京工業大学環境・社会理工学院教授
	長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
	中村 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
	中村 秀治	株式会社三菱総合研究所参与
	新美 育文	明治大学法学部教授
	三友 仁志	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
	三膳 孝通	株式会社インターネットイニシアティブ技術主幹
	森川 博之	東京大学大学院工学系研究科教授
(オブザーバ)	一般社団法人衛星放送協会	
	株式会社TBSテレビ	
	株式会社電通	
	株式会社テレビ朝日	
	株式会社テレビ東京ホールディングス	
	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	
	日本テレビ放送網株式会社	
	日本放送協会	
	一般社団法人日本民間放送連盟	
	株式会社博報堂DYメディアパートナーズ	
	株式会社フジテレビジョン	
	内閣府規制改革推進室	

放送を巡る諸課題に関する検討会
「放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」
開催状況

○第1回（平成30年1月30日（火）13:00～）

- （1）放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会の設置について
- （2）衛星放送の将来像に関するワーキンググループの設置について
- （3）有識者等からの発表
 - ・4K・8K放送の取組状況（一般社団法人放送サービス高度化推進協会）
 - ・通信・放送融合型サービスの動向（株式会社野村総合研究所）
 - ・放送サービスの高度化に向けた今後の展望（中村秀治構成員）
 - ・放送用周波数割当ての現状（事務局）
 - ・情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書（事務局）

○第2回（平成30年2月20日（火）10:00～）

- （1）有識者等からの発表
 - ・視聴者から見たメディアとしての放送（奥構成員）
 - ・諸外国等における放送の位置づけ（株式会社三菱総合研究所）
 - ・「信頼されるメディア」としての民間放送（一般社団法人日本民間放送連盟）
 - ・インターネット・トラヒックの現状（株式会社三菱総合研究所）
 - ・規制改革推進会議における検討状況（内閣府規制改革推進室）

○第3回（平成30年2月28日（火）10:00～）

- （1）有識者等からの発表
 - ・放送の社会的役割を支える制度と原理（曾我部構成員）
 - ・民主主義社会における放送の役割・機能（宍戸構成員）
 - ・通信放送融合2.0（中村伊知哉構成員）
 - ・社会的役割の観点から見た、放送の将来動向～広告会社視点～
(株式会社博報堂DYメディアパートナーズ)
 - ・公共放送NHKのめざす社会的役割（日本放送協会）
 - ・信頼されるメディアとしての放送（札幌テレビ放送株式会社）
 - ・VHF帯の利用に係る調査等の実施結果（事務局）

○第4回（平成30年3月16日（金）16:00～）

（1）有識者等からの発表

- ・ 放送用周波数の有効利用（高田構成員）
- ・ 放送の高度化に関する研究開発
（日本放送協会、関西テレビ放送株式会社、株式会社TBSテレビ）
- ・ 固定ブロードバンドネットワークの現状と課題/諸外国等における放送事業の外資規制
（株式会社三菱総合研究所）
- ・ 映像配信によるネットワーク影響と5Gにおけるサービスイメージ
（株式会社NTTドコモ）

○第5回（平成30年4月27日（金）14:00～）

（1）有識者等からの発表

- ・ 放送番組コンテンツ政策規制と振興（青山学院大学 内山教授）
- ・ 放送コンテンツ関連事業の海外展開について（住友商事株式会社）
- ・ 吉本興業のデジタル配信戦略（株式会社よしもとクリエイティブ・エージェンシー）
- ・ 固定ブロードバンド・ネットワークの現状とIP放送における課題
（日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社）
- ・ 規制改革推進会議での検討状況（内閣府規制改革推進室）

○第6回（平成30年5月22日（火）10:00～）

（1）有識者等からの発表

- ・ 放送と通信の融合の現状について（日本テレビ放送網株式会社）
- ・ 将来に向けた放送サービスについての一考察（株式会社三菱総合研究所）

（2）分科会報告書骨子（案）について

○第7回（平成30年6月5日（火）10:30～）

（1）衛星放送の未来像に関するワーキンググループからの報告

（2）分科会報告書（案）について

放送を巡る諸課題に関する検討会
「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」
開催要綱

1 背景・目的

我が国の衛星放送は、新たな4K8K実用放送の開始、110度CS放送の高度化の推進などにより、視聴者に高精細、高画質なコンテンツを提供できる環境を整備しつつある。一方で、インターネットによる動画配信サービスについても、4Kをはじめとする高画質コンテンツの充実等により市場が拡大しており、衛星放送を取り巻く環境は大きく変化しつつある。

本ワーキンググループは、「放送を巡る諸課題に関する検討会 放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」の下に設置される会合として、我が国の衛星放送を取り巻く現状と課題を整理するとともに、放送の高度化に伴う衛星放送の将来的なあり方等について検討することを目的とする。

2 名称

本ワーキンググループは「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」と称する。

3 主な検討項目

- (1) 衛星放送を取り巻く現状と課題の整理
- (2) 衛星放送の帯域の有効活用のあり方
- (3) 4K・8K時代における衛星放送の展望
- (4) 衛星放送への新規参入のあり方
- (5) その他

4 構成及び運営

- (1) 本ワーキンググループの主査は、放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会長が指名する。本ワーキンググループの構成員及びオブザーバーは、主査が指名する。
- (2) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (3) 主査代理は主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本ワーキンググループを招集する。
- (4) 主査は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) その他、本ワーキンググループの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事の取扱い

- (1) 本ワーキンググループの会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要を認める場合については、非公開とする。
- (2) 本ワーキンググループの会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要を認める場合については、非公開とする。
- (3) 本ワーキンググループの会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 その他

本ワーキンググループの庶務は、情報流通行政局衛星・地域放送課が関係課と連携して行うものとする。

放送を巡る諸課題に関する検討会
「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」
構成員・オブザーバー名簿

(敬称略、主査を除き五十音順)
(平成 29 年 1 月 15 日現在)

【構成員】

(主査)	いとう すすむ 伊東 晋	東京理科大学理工学部教授
	いしだ ゆきえ 石田 幸枝	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事
	えなみ かずまさ 榎並 和雅	東京工業大学監事
	おおはし ひろし 大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
	おく りつや 奥 律哉	株式会社電通電通総研フェロー
	おと よしひろ 音 好宏	上智大学文学部教授
	こんどう のりこ 近藤 則子	老テク研究会事務局長
	ししど じょうじ 宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	なかむら しゅうじ 中村 秀治	株式会社三菱総合研究所参与

(計 9 名)

【オブザーバー】

一般社団法人衛星放送協会

日本放送協会

一般社団法人日本民間放送連盟

一般社団法人放送サービス高度化推進協会

(計 4 名)

放送を巡る諸課題に関する検討会
「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」
開催状況

○第1回会合（平成30年2月8日（木））

- ・ 開催要綱の確認等
- ・ 衛星放送事業の現状と課題
（説明者：中村構成員、奥構成員）
- ・ 衛星放送のハード事業の現状と課題
（説明者：（株）放送衛星システム、スカパーJ S A T（株））
- ・ 意見交換

○第2回会合（平成30年3月5日（月））

- ・ 衛星基幹放送の帯域利用の現状
（説明者：（株）BS日本、日本放送協会、（株）WOWOW）
- ・ 意見交換

○第3回会合（平成30年4月2日（月））

- ・ 衛星放送の未来像に関する論点について
- ・ 意見交換

○第4回会合（平成30年4月25日（水））

- ・ 衛星放送の未来像に関するワーキンググループ報告書骨子案について
- ・ 意見交換

○第5回会合（平成30年5月18日（金））

- ・ 衛星放送の未来像に関するワーキンググループ報告書案について
- ・ 意見交換